令和４年第５回矢掛町議会第３回定例会（第１号）

１．会議招集日時　令和４年９月６日　午前9時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　9時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前　9時３０分
　　　　　　　　（散会）　午後　0時２４分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　名	出欠等の　別	議席番号	氏　　名	出欠等の　別
1	土　井　俊　彦	出	2	昼　田　政　義	出
3	福　田　京　子	出	4	岸　野　榮　治	出
5	田　中　輝　夫	出	6	原　田　秀　史	出
7	小　塚　郁　夫	出	8	石　井　信　行	出
9	川　上　淳　司	出	１０	花　川　大　志	出
１１	土　田　正　雄	出	１２	浅　野　　　毅	出

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．説明のために出席した者の職氏名

町　　　長	山　岡　　敦	副　町　長	山　縣　幸　洋
教　育　長	山　部　英　之	総合政策監	安　部　正　和
総務防災課長	堀　　賢　一	企画財政課長	松　嶋　良　治
町　民　課　長	妹　尾　茂　樹	健康子育て課長	小　川　公　一
福祉介護課長	稲　田　由紀子	産業観光課長	妹　尾　一　正
建　設　課　長	渡　邉　孝　一	上下水道課長	平　井　勝　志
教　育　課　長	藤　原　徳　忠	矢掛病院事務長	坪　田　芳　隆
会　計　管　理　者	稲　田　欽　也	介護老人保健施設事務長	小　出　優　子
矢　掛　寮　長	西　山　弘　之	総務防災課長代理	立　川　人　士
企画財政課財政係長	石　井　亮太郎		

５．出席した事務局職員

議会事務局長	守　屋　裕　文	書　　　記	大　嵩　勇　人

６．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定
日程第３　諸般の報告
日程第４　議案第４２号　教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第５　報告第　４　号　令和３年度矢掛町下水道事業会計予算の継続費精算報告について
日程第６　議案第４３号　令和３年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
議案第４４号　令和３年度矢掛町病院事業会計決算認定について
議案第４５号　令和３年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
議案第４６号　令和３年度矢掛町水道事業会計決算認定について
議案第４７号　令和３年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
日程第７　報告第　５　号　令和３年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
日程第８　議案第４８号　岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について
議案第４９号　矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第５０号　矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
議案第５１号　矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第５２号　矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
議案第５３号　令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について
議案第５４号　令和４年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
議案第５５号　令和４年度矢掛町病院事業会計補正予算（第１号）について
議案第５６号　令和４年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）について
議案第５７号　令和４年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第５８号　令和４年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時３０分　開会

〇議長（花川大志君）　皆さん，おはようございます。

猛暑が続いた夏も過ぎ，毎年この９月定例会開期時期に合わせて台風シーズンに突入していきます。防災意識と不断の備えをもって，常に災害発生を想像しながら油断せず，町民と行政・官民一体となって，もしもの時には対応していく。災害が起こらないよう祈りつつ，そういった心構えでこの台風シーズンを乗り切りたいものです。

さて本日は，執行部，議会の皆さんには何かと御多用のところお繰り合わせ御出席をいただき，感謝を申し上げます。

ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので，ただいまから，令和４年第５回矢掛町議会第３回定例会を開会いたします。

なお，病院管理者におかれましては，診療業務のため，本定例会を欠席される旨の申出がありましたので，御報告いたします。

それでは，直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　会議録署名議員の指名

〇議長（花川大志君）　日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第125条の規定により，５番田中輝夫君と，６番原田秀史君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第２　会期の決定

〇議長（花川大志君）　日程第２，会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期定例会の会期は，本日６日から２０日までの１５日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，今期定例会の会期は，本日６日から２０日までの１５日間と決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第３　諸般の報告

〇議長（花川大志君）　日程第３，諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので，挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

〇町長（山岡　敦君）　皆さん，おはようございます。

本日は，令和４年第５回矢掛町議会第３回定例会を招集いたしましたところ，議員の皆様には，公私とも何かと御多用な中，御出席を賜りまして，まことにありがとうございます。

開会にあたりまして，一言御挨拶を申し上げます。

今年は６月下旬から記録的な猛暑となり，また，この異常気象は各地に大雨をもたらし，特に北日本を中心に河川の氾濫や浸水など多くの被害をもたらしました。

ここ数年，予想を超える気象現象が起きている中で，気を緩めることなく，自助・共助・公助の連携の中で町民の皆様と災害に対してしっかりと備えていける体制作りを進めてまいりたいと存じます。

さて，国内の動きを見てみますと，新型コロナウイルス感染症の第７波が依然として猛威を振るい，影響が全国各地に広がっております。少し減少の兆しが見えるものの，今なお警戒を要する状況が続いており，岡山県でも今月末までをＢＡ．５対策強化期間とし，三密の回避やマスクコードの遵守などが県民の皆様へ要請されております。

矢掛町では，新型コロナウイルスワクチン接種について後ほど報告事項にて詳細は申し上げますが，町民の皆様には，引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたしますとともに，体調管理には十分注意していただきたいと存じます。

本町におきましては，全体事業を計画に従い順調に進めている状況にありまして，国の政治状況，また，県の状況を注視し，できるだけ多くの情報を収集分析しながら，町民の皆様との対話を大切に健全な町政運営に取り組んでまいります。

どうか，議員の皆様におかれましても，御理解，御協力いただきますよう，よろしくお願いを申し上げます。

さて，今定例会で御審議いただきます案件は，人事案件について１件，継続費精算報告について１件，令和３年度の決算認定について５件，各会計の決算に基づきます健全化判断比率等の報告について１件，岡山県市町村総合事務組合規約の変更について１件，条例の一部改正について３件，過疎計画の変更について１件，一般会計ほか補正予算について６件の計１９件でございます。

どうか，適切な御決定を賜りますよう，よろしくお願いいたします。

なお，本定例会におきましては，一般質問をお受けいたしておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして，報告事項を申し上げます。

報告第１号，自治協議会主催“町長と語る地域座談会”の実施について，御報告を申し上げます。

これまで町政懇談会につきましては，新型コロナウイルス感染拡大防止のため数年間開催できませんでした。しかし，今年度から自治協議会主催“町長と語る地域座談会”として，各地区の地域課題について地域の各分野を代表する方々と語り合う新たな形での実施となりました。

今回の地域座談会でございますが，新型コロナウイルス感染症対策を思案する中で参加人数や開催時間を考慮し開催させていただくこととなりました。

各地区の日程につきましては，お手許にお配りしました日程表で御確認いただきたいと存じますが，日程順に申し上げますと，まず，美川地区が１０月２４日月曜日，矢掛地区が１０月２５日火曜日，三谷地区が１０月２６日水曜日，山田地区が１０月２７日木曜日，川面地区が１０月２８日金曜日，中川地区が１０月３１日月曜日，小田地区が１１月９日水曜日でございます。時間は各地区とも午後７時から８時の予定でございます。

議員の皆様におかれましても，自治協議会長さんから御案内があると思いますので御出席くださいますよう，よろしくお願いいたします。

続きまして報告第２号，新型コロナウイルスワクチンの接種について，御報告を申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては，現在，高齢者や基礎疾患のある方などへ重症化予防を目的として４回目の接種を実施しているところでございますが，今後，新しいワクチンの接種を開始する予定でございます。新しいワクチンはオミクロン株と従来株の両方に対応したものでございまして，ただいま，担当課で準備を進めております。

接種時期は国において検討中でございますので，今後の情報に注意していただき，適切な時期に合わせて新たなワクチンを接種いただきますようお願いいたします。

続きまして報告第３号，矢掛町地域防災計画の修正について，御報告申し上げます。

お手許に矢掛町地域防災計画を配付させていただいておりますが，このたび，災害対策基本法の改正，新型コロナウイルス感染症対策，最近の防災に関する施策の進展等，また，令和２年度以降の当町の機構改革を踏まえまして，見直しを行っております。地域防災計画に基づき，より一層，防災体制の強化に努めてまいる所存でございます。

議員の皆様におかれましても，地域住民の防災意識の普及啓発の推進にお力添えをいただきますよう，よろしくお願い申し上げます。

報告第４号，矢掛町国民保護計画の修正について，御報告申し上げます。

お手許に矢掛町国民保護計画を配付させていただいておりますが，このたび，国が定める国民保護に関する基本方針の変更，岡山県の国民保護計画の見直し，令和２年度以降の当町の機構改革を踏まえまして，見直しを行っております。

昨今の不安定な世界情勢や我が国周辺での安全保障上の脅威等不測の事態に備えて，町民の生命，身体，財産を守るために，関係機関の皆様と連携を深め，安全対策に努めてまいります。

武力攻撃事態といった万が一の事態に備えて町民保護の体制の構築に，議員の皆様におかれましても御協力いただきますよう，どうぞよろしくお願い申し上げます。

報告第５号，外国語指導助手の新規招致について，御報告申し上げます。

外国語活動充実事業の外国語講師として小学校で指導を行っていたジャネット・ケルシーさんが，一身上の都合により令和４年３月２５日で退職されました。

その後任といたしまして，外国語青年招致事業の外国語指導助手として，アメリカ合衆国出身のサマンサ・スティックニーさんを新たに招致いたしました。

お手許に配付しております資料を御覧いただきたいと存じますが，サマンサさんはマサチューセッツ州出身の女性であります。出身大学のセーレム州立大学では，美術史，版画，フランス語を専攻し，矢掛町へは７月２５日に着任されております。

今回の招致により外国語指導助手は３人となり，本町の英語教育が更に発展するものとして期待いたしておりますので，御報告申し上げます。

続きまして報告第６号，令和４年秋の交通安全県民運動の実施について，御報告申し上げます。

お手許に配付しておりますパンフレットを御覧いただきたいと思います。毎年行われております，秋の交通安全県民運動が今月２１日の水曜日から３０日の金曜日までの１０日間，“思いやり ゆとりは 無事故へ つづく道”をスローガンに，県下一斉に行われます。

矢掛町では，秋の交通安全県民運動期間中，交通安全推進大会を実施するとともに，警察署や関係団体の皆様と協力しながら，交通事故ゼロを目指し，さらなる交通安全の周知徹底を図ってまいります。

町民の皆様には，改めて，交通ルールは絶対に守る，自分の安全は自分で守る，そして事故は起こさないという強い気持ちを持って，交通事故防止に努めていただきたいと思います。どうか，議員の皆様にも，引き続き，交通事故ゼロを目指し御協力をいただきますよう，よろしくお願い申し上げます。

報告第７号，よしもとお笑いライブ in 矢掛の開催について，御報告申し上げます。

来る１０月１０日月曜日祝日午後１時から，やかげ文化センターで，よしもとお笑いライブ in 矢掛を

開催いたします。内容といたしましては，吉本興業所属の人気お笑い芸人８組による楽しい漫才やトークのお笑いライブです。さらに，前座といたしまして矢掛町出身の若手コンビ“うるをぼえ” ―― 現在は“バタークッキークラブ”と改名しましたが，彼らが出演します。プロの芸人による迫力ある生のお笑いステージをぜひお楽しみください。チケット料金は，全席指定3,000円で９月１日から発売中です。町民，議員の皆様におかれましては，御家族，御友人をお誘い合わせの上お越しくださいますよう御案内申し上げます。

報告第８号，矢掛町協働のまちづくり表彰式の開催について，御報告申し上げます。

来る１１月５日土曜日役場３階大会議室で，矢掛町協働のまちづくり表彰式を開催いたします。この表彰は,町民をはじめ,さまざまな主体が取り組む魅力あふれる地域づくりに顕著な功績のあった個人,団体を表彰しております。

その中で，末永三喜太賞として表彰をしておりますが，これは，本町出身の故 末永三喜太氏から，生前御寄附をいただいた財産で創設した末永基金を活用して表彰するもので，８０２０達成者表彰，国民健康保険家庭特別表彰と合わせて行うものでございます。この表彰により，一層，今後の本町の文化，スポーツ振興，地域振興につながっていくことを期待しております。

報告第９号，生涯学習のつどい及び“ぼよよん共和国ファミリーコンサート”の開催について，御報告申し上げます。

来る１１月５日土曜日,やかげ文化センターで生涯学習のつどいを開催いたします。午前１０時から,社会教育活動に貢献した個人・団体，明るい家庭づくり作文，町並み写生大会の表彰式を行います。

また，翌日６日日曜日は午後２時から，“ぼよよん共和国ファミリーコンサート”を行います。このコンサートは，ＮＨＫ教育テレビ“おかあさんといっしょ”で発表された“ぼよよん行進曲”を中心に歌やダンスをお届けするもので，また，その作曲者である岡山県出身のミュージシャン，中西圭三さんや歌のおねえさんの安達星来さんなどが出演いたします。子どもたちとその御家族が出演者と一緒になって楽しめるコンサートとなっております。チケットは，全席指定大人1,000円，小学生以下は無料で９月３０日から発売します。

また，文化センターロビーでは，１１月１日から１１月１３日までの間，各地区公民館の作品や児童・園児による町並み写生大会の絵画展示を行います。

町民，議員の皆様におかれましては，御家族，御友人をお誘い合わせの上お越しくださいますよう御案内申し上げます。

最後になりますが報告第１０号，特別展 米倉健史キルトアート展の開催について，御報告申し上げます。

やかげ郷土美術館では，令和４年１１月１２日土曜日から１２月１８日日曜日まで，特別展 米倉健史キルトアート展を開催いたします。今回の特別展は，染めた布を絵具代わりとして描くイラストレーションで有名な米倉健史氏の作品展で，優しく，温かく，見る人の心を癒す作品と評価されています。米倉氏の心に浮かぶ独自の世界を表現した作品約７０点を展示し，立体に重ねられた布によって作り出される陰影から生まれる不思議な空間をぜひ堪能していただけたらと思います。観覧料は一般600円，中高生400円，小学生200円でございます。町民，議員の皆様におかれましては，この機会にすばらしい作品の数々を御高覧いただきますよう御案内申し上げます。

以上でございます。

〇議長（花川大志君）　町長からの報告が終わりました。

次に，議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては，お手許に配付した一覧表のとおりでございますので御覧ください。次に，監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので，御一読の上，各自御検討ください。また，議員派遣報告一覧表も配付しておりますので，併せて御覧ください。さらに，請願及び郵送による陳情の提出がありましたので，請願文書表及び陳情文書配付表のとおり配付しておりますので，御覧ください。

以上で，諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第４　議案第４２号　教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

〇議長（花川大志君）　日程第４，議案第４２号，教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（山岡　敦君）　日程第４，それでは，議案第４２号，教育委員会委員の任命に同意を求めることについて，提案理由を御説明申し上げます。

矢掛町教育委員会委員の小川雅史氏が，令和４年９月３０日をもって任期が満了いたします。

このことに伴いまして，新たに，矢掛町下高末 2719 番地６，渡邉　求氏を任命させていただきと存じますので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定によりまして，この議会で同意を求めるものでございます。

経歴につきましては，お手許に配付いたしております資料番号１を御覧いただきたいと存じますが，渡邉　求氏は，昭和５３年４月に中学校教諭に奉職され以来，平成２８年３月に矢掛中学校校長を定年退職されるまで，長きにわたり学校教育に尽力され，豊富な経験を有しておられ，現在，美川地区自治協議会長もされておられます。

任期につきましては，本年１０月１日から４年でございます。

なお，教育委員は現在，楢崎裕志氏，妹尾美智恵氏，青江淳子氏とこのたび改選されます渡邉氏の計４名でございます。どうぞ，よろしくお願いいたします。

〇議長（花川大志君）　提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第４２号は，原案のとおり同意することに決して，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，議案第４２号，教育委員会委員の任命に同意を求めることについては，原案のとおり同意することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第５　報告第　４　号　令和３年度矢掛町下水道事業会計予算の継続費精算報告について

〇議長（花川大志君）　日程第５，報告第４号，令和３年度矢掛町下水道事業会計予算の継続費精算報告についてを議題といたします。それでは，執行部から報告を求めます。町長。

〇町長（山岡　敦君）　日程第５，報告第４号，令和３年度矢掛町下水道事業会計予算の継続費精算報告についてでございますが，本件は，矢掛浄化センター増設事業につきまして，継続費に係る継続年度が終了いたしましたので，地方公営企業法施行令第１８条の２第２項の規定により，議会に報告するものでございます。

詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

〇議長（花川大志君）　次に，詳細な内容の説明を求めます。上下水道課長。

〇上下水道課長（平井勝志君）　それでは，報告第４号，令和３年度矢掛町下水道事業会計予算の継続費精算報告について，御説明いたします。

この報告は，令和２年度から令和３年度までの継続費で予算措置をいたしました，浄化センター増設事業につきまして，継続費に係る継続年度が終了いたしましたので，地方公営企業法施行令第１８条の２第２項の規定により，継続費精算報告書を調整し，議案第４７号の歳入歳出決算と併せて報告するものでございます。

一枚おめくりいただき，令和３年度矢掛町下水道事業会計継続費精算報告書でございます。事業名，浄化センター増設事業（機械・電気）でございます。報告書における全体計画，実績，比較の順に御説明いたします。

まず，全体計画でございますが，年割額で令和２年度が３億400万円，令和３年度が１億5,300万円，年割額合計が４億5,700万円と定めております。事業の内容といたしましては，浄化センター増設の機械設備工事，電気設備工事及び施工監理業務委託でございます。これに基づき事業を実施した結果，表の中ほど，実績の欄になりますが，支払義務発生額，いわゆる支出済額になりますが，こちらの令和２年度と令和３年度の合計額が４億5,694万円となっております。財源内訳につきましては，右の欄になりますが，補助金 ── これは国庫補助金ですが，２億3,298万5,100円。負担金 ── こちらは笠岡市からの建設工事負担金でございますが，２億2,395万4,900円でございます。

次に，比較でございますが，年割額と支出済額の差が６万円となっております。財源内訳の比較につきましては，右の欄のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長（花川大志君）　報告が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

以上で，報告第４号，令和３年度矢掛町下水道事業会計予算の継続費精算報告についてを終了します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第６　議案第４３号　令和３年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
　　　　　議案第４４号　令和３年度矢掛町病院事業会計決算認定について
　　　　　議案第４５号　令和３年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
　　　　　議案第４６号　令和３年度矢掛町水道事業会計決算認定について

議案第４７号　令和３年度矢掛町下水道事業会計決算認定について

○議長（花川大志君）　日程第６，議案第４３号から議案第４７号までの令和３年度矢掛町各会計決算に関する議案を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡　敦君）　それでは，議案第４３号から議案第４７号までの令和３年度各会計の決算認定について，御説明申し上げます。

一般会計及び特別会計決算につきましては，地方自治法第233条第３項の規定，また，企業会計につきましては，地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づきまして，この議会に認定をお願いするものでございます。なお，決算書と併せまして，法令に基づきます主要な施策の成果に関する説明書と監査委員の意見書を提出いたしておりますので，御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

詳細につきましては，後ほどそれぞれ説明させますが，私のほうから多少内容に触れさせていただきます。

まず，議案第４３号，令和３年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についてでございますが，令和３年度の地方財政につきましては，引き続き公債費及び社会保障費の増傾向が続いていく中，大幅に地方財源が不足し，構造的にも極めて厳しい状況となっております。

しかしながら本町では，めまぐるしく変化する国策にも十分配慮し，収入面の確保について職員共々創意工夫をしながら積極的に財源探しをする中で，体力のある財政運営に取り組んでまいりました。

また，令和３年度は２年度から引き続き，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の停滞によりさまざまな影響を受けた町民や事業者への支援に最大限注力したところでございます。

感染拡大防止のために，各公共施設や小・中学校，保育園・子ども園において，徹底した感染防止策を講じたほか，各種広報媒体を活用した情報発信を行うとともに，希望する方が一日でも早くワクチンを接種できるよう，町内の医療機関にも御協力いただきながら可能な限りの早期実施に努めました。

また，商工会のプレミアム商品券発行への支援等の経済対策をはじめ，子育て支援，高齢者支援，農業者支援など，コロナ禍が長期化する中でさまざまな支援策を実施いたしました。

令和３年度は，平成３０年７月豪雨災害からの課題であった中川南避難所の建設や小田地区の浸水対策のほか，消防団矢掛分団第一部と中川分団第二部の器庫建替え，Ｂ＆Ｇ財団の助成を受けての防災拠点機能の整備など防災機能の強化を図りました。

そのほかにハード面では，運動公園線や土井行部線などの道路改良や狭あい道路の拡幅整備をはじめ，災害により崩落したままとなっていた嵐山の復旧など各種施策に取り組んでまいりました。

またソフト面では，令和２年度までに整備した道の駅やビジターセンター問屋について，それぞれ指定管理者へと管理運営を委託し，賑わいづくりの拠点として活用を開始したほか，観光による持続的なまちづくりのための地域創生事業へ取り組みました。そして，引き続き，自治協議会活動補助，地域福祉バスの運行，定住促進助成，子ども医療費の助成，結婚祝金・誕生祝金の支給などを行ったところでございます。

そのほか，介護予防，高齢者等見守りなどの高齢者福祉施策をはじめ，保健・福祉・医療の連携などによる保健福祉と健康づくりの推進など住民生活に密着した各種施策に取り組みました。

その結果といたしまして，一般会計の決算規模は，歳入総額101億2,372万5,000円，歳出総額９６億7,980万9,000円，差引き４億4,391万6,000円となり，昨年度に比べ，歳入総額が11.4パーセント，歳出総額が12.2パーセントの減となっております。そして，繰越明許費の財源2,703万円を次年

度に繰越し，実質収支４億1,688万6,000円の黒字決算となりました。そのうち，法令等に従いまして，財政調整基金へ２億900万円を積み立てております。特別会計につきましても，おおむね順調な決算となっております。

計数的な説明につきましては会計管理者，財政状況につきましては企画財政課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第４４号，令和３年度矢掛町病院事業会計決算認定についてでございますが，令和３年度の病院事業の主な取組といたしましては，新型コロナウイルス感染防止対策として，町主体によりますワクチンの集団及び個別接種への対応を一大事業として取り組みました。一方で，令和４年２月から３月に掛け入院患者様や職員の感染によるクラスターが発生し，その対応のため，外来や入院の機能を一部制限せざるを得ない状況となりました。こうした状況の中，令和３年度の決算状況につきまして，収益合計は１７億1,981万5,000円，費用合計は１７億3,142万5,000円で，この結果，差引き1,161万円の当年度純損失を計上しております。

次に，資本的収支では，企業債のほか一般会計及び国民健康保険特別会計からの出資金などを財源に，地域環境に適した医療を提供するため，計画的な医療機器や施設設備の更新などを行いました。固定資産購入費，企業債償還金等１億4,585万3,000円を支出し，収支不足額4,080万3,000円を過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしております。

以上，令和３年度の経営状況につきましては，残念ながら純損失計上となっておりますが，コロナ禍により先の見通せない状況の中，常に健全な経営を念頭に運営いたしておるところでございますので，格別の御支援をよろしくお願いいたします。

詳細につきましては，病院事務長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第４５号，令和３年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定についてでございますが，令和３年度の介護老人保健施設事業の主な取組としては，新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止対策を行い，利用者や職員から感染者を出さないように努め，事業の継続運営を行いました。こうした中，収益的収支では，特別利益を含めた純利益を計上しております。また，資本的収支では，老朽化した介護ベッドの更新を行うなどより良いサービスの提供のため施設の環境整備を行いました。

詳細につきましては，介護老人保健施設事務長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第４６号，令和３年度矢掛町水道事業会計決算認定についてでございますが，令和３年度の水道事業の主な取組といたしましては，安全で安心な水の安定供給のため，老朽施設の更新や適正な維持管理に努めました。こうした中，収益的収支では，当年度純利益を計上することができました。また，資本的収支では，将来の備えである老朽施設更新事業への設備投資を実施いたしました。

詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第４７号，令和３年度矢掛町下水道事業会計決算認定についてでございますが，令和３年度の下水道事業の主な取組といたしましては，経営の効率化を目的とした農業集落排水処理施設統合事業などの実施や維持管理の適正化に努めました。こうした中，収益的収支では，純利益を計上することができ，資本的収支では，農業集落排水処理施設の統合事業，施設長寿命化事業，処理施設増設事業への設備投資を実施いたしました。

詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　次に，詳細な説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（稲田欽也君）　それでは，議案第４３号，令和３年度矢掛町一般会計・特別会計歳入歳出決算書を説明いたします。まず，１ページ，２ページをお開きください。令和３年度の矢掛町各会計の決算の一覧表でございます。この一覧表につきましては，２ページの一番右の列，実質収支額が全ての会計でマイナスがなく，黒字ということを御承知いただきたいと思います。

それでは，一般会計３ページをお開きください。一般会計は，一般的な行政運営に掛かる収入支出を扱う会計です。

まず，歳入で款１町税，収入済額１５億7,411万2,872円。調定に対する収納率は97.9パーセントでございます。次に，不能欠損額としまして，178万1,691円で対象者数５７人。平成２８年度以前のものにつきまして，生活困窮者，本人の死亡あるいは行方不明，会社の倒産という理由などで不納欠損の処理をしております。その右の欄，収入未済額は3,270万6,831円，対象者数は425人でございます。

次に，款１０の地方交付税は収入済額３８億3,654万9,000円で，歳入の中で一番大きなものとなっております。昨年度と比べますと大幅に増えておりまして，その額は５億4,065万9,000円の増でございます。その理由といたしましては，国による交付税の追加交付があったためです。

次の５ページをお開きください。款１３使用料及び手数料の収入未済額120万3,815円でありますが，内訳としましては，道路占用料１件，800円。町営住宅使用料１１人，７２万4,663円。特定公共賃貸住宅使用料２人，１７万6,000円と定住促進住宅使用料２人，３０万2,352円でございます。

款１４国庫支出金は，収入済額１５億9,886万5,391円。昨年度と比べ，国の新型コロナウイルス感染対策補助金が減少しております。

次に，款１５県支出金では，収入済額４億4,185万4,092円で，昨年度と比べますと道の駅整備事業の完了に伴い減少しております。

次に，款１７寄附金は，収入済額9,471万6,849円で，大きなものはふるさと納税寄附金の増収でございます。

次に，款１８繰入金の項の２基金繰入金です。収入済額３億3,671万4,866円で，基金の中で繰入額が一番大きなものは，減債基金２億7,342万円でございます。

次に，款２０諸収入の項の４貸付金元利収入の収入未済額7,718万5,552円で，その内訳は，住宅新築資金等貸付金３０件，7,603万7,054円。生業資金貸付金３件，７２万4,498円。生活改善資金貸付金２件，４２万4,000円となっております。

次の７ページをお開き下さい。同じく，款２０の項７の雑入は，１億405万4,013円で，主なものを申し上げますと，Ｂ＆Ｇ財団助成金2,228万802円，太陽光売上収入1,177万9,562円などでございます。

款２１町債です。収入済額１０億3,787万7,000円。昨年度と比べますと４．４パーセント増となっております。

次の９ページをお開きください。歳出につきましては，添付しております主要な施策の成果に関する説明書に各部門の事業内容を記載しておりますので，そちらを御覧いただきまして，ここでは執行率を申し上げます。なお，執行率は翌年度繰越額を除いたものでございます。

議会費94.8パーセント，総務費92.0パーセント，民生費96.6パーセント，衛生費97.4パーセント，農林水産業費86.5パーセント，商工費93.5パーセント，土木費95.7パーセント，消防費95.1パーセント，一枚おめくりいただきまして１１ページ，教育費92.3パーセント，災害復旧費85.8パーセント，

公債費 99.7 パーセント，諸支出金 98.7 パーセント，予備費は０となっております。翌年度への繰越しを除いた全体の執行率は 95.4 パーセントでございます。

歳入歳出差引残額は４億 4,391 万 5,952 円，うち翌年度へ繰越すべき財源 2,703 万円，うち財政調整基金繰入金２億 900 万円，差引残額は２億 788 万 5,952 円でございます。

一般会計は以上であります。

次に，218 ページをお開きください。国民健康保険特別会計です。この会計は，国民健康保険の医療費給付や健康増進事業などを行うものです。

まず，被保険者数を申し上げますと，令和３年度末の国民健康保険の被保険者数は 2,941 人，加入世帯数は 1,893 世帯であります。

まず，歳入で款１国民健康保険税です。収入済額２億 3,475 万 3,119 円，収納率 93.8 パーセントでございます。不能欠損額３０万 3,322 円，対象者は５人。平成２８年度以前のものを対象としており，生活困窮者，本人の死亡，行方不明などの理由で処理しております。収入未済額 1,514 万 9,102 円。昨年度と比べますと５．４パーセント減少しております。対象者は 117 人です。そして，歳入合計，収入済額１６億 4,778 万 5,236 円でございます。

次の 220 ページ，歳出に移ります。歳出につきましては，健康保健の支払いが主であり，主なものは，款２の保険給付費，支出済額１２億 406 万 4,760 円，次に保健事業を行う費用で款６の保険事業費 3,568 万 5,475 円でございます。

次の 223 ページをお願いいたします。歳出合計の支出済額は１６億 1,720 万 9,221 円で，歳入歳出差引残額は 3,057 万 6,015 円から支払準備基金に５０万円を繰入れ，差引残額は 3,007 万 6,015 円でございます。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

次に，247 ページをお開きください。介護保険特別会計保険事業勘定の説明をさせていただきます。この会計は介護保険給付等を行う会計で，令和３年度末の第１号被保険者数は 5,350 人でございます。

歳入の款１保険料は，収入済額３億 7,362 万 4,270 円でございます。不能欠損額１４万 872 円は，対象者数５人。介護保険法第 200 条第１項の規定に基づき，生活保護，本人の死亡などを理由に処理しております。収入未済額 189 万 2,780 円，対象者数３２人。金額は昨年度より 14.2 パーセントの増となっております。

次に，款４の国庫支出金，収入済額５億 5,239 万 6,934 円，昨年度より 14.3 パーセントの増でございます。歳入合計の収入済額は２０億 7,877 万 2,310 円で，昨年とほぼ同額となっております。

次の 249 ページから歳出でございます。主なものを申し上げますと，款２保険給付費，支出済額１８億 2,508 万 220 円，歳出総額の 93.2 パーセントを占めております。歳出合計，支出済額１９億 5,907 万 1,237 円，歳入歳出差引残額１億 1,970 万 1,073 円から支払準備基金に５０万円を繰り入れ，差引残額１億 1,920 万 1,073 円となっております。

次に，278 ページをお開き下さい。介護予防支援事業所の業務などを行う介護保険特別会計サービス事業勘定です。

歳入の款１，サービス収入 401 万 8,790 円。内容は介護予防のサービス計画費の収入でございます。款８の一般会計からの繰入金 871 万 4,000 円などを加え，歳入合計 1,385 万 9,364 円となっております。

次に歳出，款２のサービス事業費 1,283 万 9,856 円が歳出の全てで，内容は職員の給与などあります。

歳入歳出差引残額は101万9,508円でございます。

介護保険特別会計は以上であります。

次に，285ページをお開き下さい。後期高齢者医療特別会計でございます。この会計は，７５歳以上の高齢者などを対象とした医療費制度の会計です。令和３年度末の被保険者数は3,012人。昨年より４２人の増となっております。

まず歳入で主なものを申し上げますと，款１後期高齢者医療保険料，収入済額１億7,291万1,700円で，収入未済額７２万6,700円，対象者数１６人で，金額は昨年度より４０万600円の増でございます。不能欠損額３万7,000円でございますが，対象者１人。高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき，本人の死亡を理由に処理しております。

款３繰入金5,918万9,893円。これは，低所得者に対する保険料の減額分を繰り入れたものであります。歳入合計収入済額は２億3,487万543円でございます。

次に歳出ですが，款２後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額２億2,711万8,341円が主なものであります。歳出合計支出済額２億3,224万9,869円，歳入歳出差引残額は262万674円となっております。

後期高齢者医療特別会計は以上であります。

次に，294ページをお開き下さい。地域開発事業特別会計で，この会計は町で開発すべき事案がある場合に使用するものであります。

歳入につきましては,繰越金と預金利子のみの会計で歳入合計309万4,299円。歳出につきましては,公用車の使用料４万6,200円の支出のみとなっております。歳入歳出差引残額304万8,099円でございます。

次の301ページからの各財産区特別会計決算及び392ページからの財産に関する調書は，それぞれ御覧いただきまして，説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君）　それでは，私のほうで財政状況の説明をさせていただきます。決算書の次につづっている冊子，主要な施策の成果に関する説明書で説明いたしますので，それを御覧いただきたいと思います。この冊子の３ページ，４ページをお開きいただきたいと思います。

まず，財政状況について，比較分析一覧表で説明をさせていただきます。普通会計の決算統計ベースの令和３年度比較分析表で，前年度及び類似団体の数値を併記して比較を行っております。

まず，左のページの上側が，人口一人当たりの歳入の状況でございます。前年と比べて変化の大きいもので見ますと，一番上の地方税の減は，新型コロナウイルス感染症に関連する固定資産税減免によるもの。５つ下へ下がりまして，地方消費税交付金の増は，消費税率の増によるもの。更に５つ下がりまして，地方交付税の増は，法人税収の増等による普通交付税の追加交付や特別交付税の措置対象となる事業の増などによるもの。更に下に行きまして中ほどより下になりますが，国庫支出金とその下の下，都道府県支出金の減は，令和２年度が特別定額給付金，道の駅整備事業で，財源である国，県の支出金が増えており，それの反動減。その２つ下の寄附金の増は，ふるさと納税の増。その下の繰入金の減は，財政調整基金の取り崩しを行わなかったことによるものです。類似団体との比較では，事業内容によって大きく違いますので,特に特定財源については単純に比較はできませんが,一般財源につきましては,

本町のほうが若干多いという状況でございます。

次に，下側の人口１人当たり性質別歳出の状況で，増減の大きいものでは２番目の扶助費と４番目の物件費の増は，コロナ対策の給付金やワクチン接種などの実施によるもの。６番目の補助費等の減は，前の年の特別定額給付金事業終了。下のほうへ行って，投資的経費の減は，前年度の道の駅整備事業の反動減でございます。

類似団体との比較では，矢掛町のほうが少ないのが，補助費等，操出金，普通建設事業費など，矢掛町のほうが多いのが，人件費，扶助費，公債費，物件費，投資・出資・貸付金という状況でございます。

次に，右側４ページの上の人口１人当たり目的別歳出の状況で，これは，決算統計がベースですので，決算書の款とは内訳が少し違っておりますが，決算額の大きいものでは，民生費，土木費，公債費の順番で，増減の大きいもので申し上げますと，増となっておるのが民生費，衛生費，消防費でございます。

民生費では，子育て世帯や低所得世帯への給付金，衛生費では，新型コロナワクチン接種や西部衛生施設組合の最終処分場建設への負担金等。消防費では，井原地区消防組合への負担金や消防団矢掛分団と中川分団の器庫建替によるものです。一方で，総務費，土木費は減となっています。特別定額給付金事業や道の駅整備事業の終了によるものでございます。

次に，その下の決算の状況で，この表は人口１人当たりではなく，実数でございます。右側の指標の一番上，経常収支比率は82.9で，２年度の87.0に比べて改善しています。経常収支比率の用語を簡単に説明させていただきますと，毎年経常的に入ってくる使い道に制限のないお金。例えば，地方税や地方交付税，地方譲与税などがこれに当たりますが，それが，毎年必ず支払わなければならない，例えば，人件費や扶助費や公債費などの義務的経費にどの程度の比率で充てられているかというもので，その比率のことを言います。

経常収支比率が低いということは，先ほど挙げた義務的経費以外に使える財源に余裕があるということで財政の弾力性が高いことになり，逆にこの比率が高いと，財政に余裕がなく硬直化していると言えます。今回の改善の要因は，地方交付税の増により，経常一般財源が増えたことによるものでございます。

すぐ下の米印で表した指標に関しましては，過疎対策事業債の交付税措置されない分を例年，償還財源として減債基金へ積増しをし，将来負担に備えている点を踏まえ，それを特定財源として加味した場合の比率としてあらわしております。

また，一番下の実質公債費比率は９．１で，まず健全な数値となっております。

参考までに，実質公債費比率とは，財政規模に対する借入金の償還，つまり，借金の返済額の割合のことで，割合が高くなればこの数値が高くなり，高いほど財政の弾力性は低下すると言われております。

次に，その下の人口１人当たり積立金，地方債現在高，債務負担行為の状況ですが，類似団体と比較して積立金は大幅に多いという状況で，これは，従来からの財政運営，資金運用の成果かと思います。

またその下，地方債現在高も類似団体より多い状況でございます。

比較分析につきましては以上でございまして，次に８ページを御覧ください。

８ページでございますが，これは，投資的経費の状況を表しております。目的別の投資額のベスト３を挙げますと，一番大きいのが，中ほどの土木費でございまして約６億2,600万円。多くは道路維持，道路新設改良，都市再生整備事業でございます。２番目が，一番上の総務費で約３億3,000万円。主なものは，サテライトオフィス整備事業，中川南避難所整備事業，防災対策事業でございます。３番目が，

上から４番目の農林水産業費で約8,600万円。内容は，農業基盤整備促進，かんがい排水などでございます。

次に，１２ページをお開きください。これは，事業別借入額表でございます。ソフト事業もありますので非常に多くの事業がございますが，一般会計として，一番下の合計で約１０億3,800万円となっております。右の備考欄に説明書きがあり，過疎という文字が多くみられると思いますが，過疎対策事業債を有効な財源として多く活用していることがお分かりいただけるかと思います。

また，下側の表が，借入額の資金区分と借入利率でございますが，御覧のとおり，低金利時代を反映して，非常に低利の借入となっております。

一枚おめくりいただきまして，１３ページ，年度末の目的別町債現在高の表でございます。一番右側の数字が令和３年度末現在高で，一般会計の一番下の計を見ていただきますと，約100億4,800万円でございます。その内訳として，上の普通債，総務から教育までございますが，それの小計を御覧いただきまして，現在高が約６６億4,900万円で，そのうち括弧書きが交付税措置分で約４１億7,600万円となっております。これは，借入金の残高は約６６億円ありますが，償還する際に約４１億円は普通交付税として国から入ってくるというもので，すなわち，その差引額が実際の町の負担額ということになります。

そのほかに，災害復旧債と，その下に，その他とありますが，その他の減税補填債と臨時財政対策債につきましては，特別な地方債として100パーセント交付税算入される地方債でございます。

一番下の合計約100億4,800万円のうち，交付税措置額は約７４億7,700万円という状況でございます。

続いて１４ページから，特別会計の状況についてそれぞれ記載しており，また，それ以降に，一般会計の各部門の成果，さらに資金の運用状況をそれぞれ掲載しておりますので，御覧いただき，説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（花川大志君）　お諮りいたします。会議の途中ですが，ここで１５分程度休憩いたしたいと思いますが，これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，１０時５０分まで休憩いたします。なお，先ほど教育委員会委員の選任に御同意いただきました渡邉 求氏が御挨拶に来られておりますので，議員諸君はこの後直ちに議員控え室に御参集ください。休憩。

午前１０時３６分　休憩

午前１０時５０分　再開

○議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。病院事務長。

○矢掛病院事務長（坪田芳隆君）　それでは，議案第４４号，矢掛町病院事業会計決算を説明させていただきます。

令和３年度の患者数は入院延べ３万7,170人，外来延べ３万7,498人，合計７万4,668人でした。コロナ禍が続いたうえ，年度末に発生したクラスターで入院，外来ともに休止期間を設けた影響もあり，前年度から１．８パーセントの減となりました。

それでは，２ページをお開きください。令和３年度矢掛町病院事業決算報告書でございます。決算額

のみ説明させていただきます。また，このページは消費税込みの額で表示をいたしております。

まず，収益的収入及び支出の収入でございますが，病院事業収益決算額が１７億3,170万5,340円。内訳といたしまして，医業収益と医業外収益でございます。続いて，支出でございますが，病院事業費用決算額が１７億3,290万7,926円。内訳といたしまして，医業費用，医業外費用及び特別損失でございます。次に資本的収入及び支出でございますが，収入といたしまして，資本的収入決算額が１億 505万円。内訳といたしまして，企業債，出資金，補助金でございます。

次に支出でございますが，資本的支出決算額が１億4,585万2,966円。内訳といたしまして，建設改良費と企業債償還金でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,080万2,966円は，補填財源で補填いたしております。

続いて，７ページをお開き下さい。令和３年度矢掛町病院事業損益計算書でございます。これは一年間の経営成績を明らかにするもので，消費税の税抜き処理後の金額で表わしております。

医業収益といたしましては，入院収益，外来収益，その他医業収益を合わせまして，１４億3,804万8,506 円。医業費用は，給与費，薬品・診療材料などの材料費，光熱水費，委託料などの経費，減価償却費，研究研修費を合わせまして１６億4,377万9,436円でございまして，差引きの医業収支につきましては，２億573万930円の損失となっております。

医業外収益といたしましては，受取利息及び配当金，補助金，負担金・交付金，患者外給食・薬品収益，長期前受金戻入，雑収益，その他医業外収益を合わせまして２億8,176万6,308円で，医業外費用は，支払利息及び企業債取扱諸費，患者外給食材料・薬品費，消費税及び地方消費税，雑損失を合わせまして7,938万6,417円で，医業外収支は２億237万9,891円の利益となっております。

医業収支，医業外収支を合わせました経常収支につきましては，335 万1,039 円の損失となっております。そして，特別損失825万9,000円は，退職給付引当金の計上でございます。その結果，当年度純損失 1,161 万３９円となっております。また，それにより当年度未処理欠損金は，１億 4,653 万 3,509 円となります。

続いて，８ページをお開きください。下側の４の表，令和３年度欠損金処理計算書でその当年度未処理欠損金をそのまま繰越欠損金として処理しております。また，上側３の表，横軸の一番下，当年度末残高の欄で，積立金，未処理欠損金を合計した利益剰余金合計は366万6,491円となり，それに資本金を加えた資本合計は１８億1,695万8,040円となっております。

一枚おめくりいただきまして，１０ページをお開き下さい。令和３年度矢掛町病院事業貸借対照表でございますが，この表は，令和４年３月３１日時点での財務状態を明らかにするもので，病院の保有する資産，負債，資本を総括的に表わしております。

まず，資産の部でございますが，固定資産といたしましては，土地，建物，構築物，器械及び備品，車両，リース資産の有形固定資産と無形固定資産，投資を合わせまして，固定資産合計は３０億 5,829万4,022円でございます。次に，流動資産といたしましては，現金・預金，未収金，薬品などの貯蔵品，前払金を合わせまして流動資産合計が８億 9,004 万 1,961 円です。以上の資産合計は３９億 4,833 万5,983円でございます。

続きまして，１１ページで負債の部でございますが，固定負債は企業債と退職給付引当金で合計１５億8,401万5,940円。流動負債は，令和４年度に返還予定の企業債・リース債務，未払金，未払消費税，各種引当金などで合計２億5,842万236円です。それに，補助金などの繰延収益２億8,894万1,767円

を合わせまして，負債合計が２１億3,137万7,943円でございます。

下側，資本の部は，資本金が１８億1,329万1,549円。剰余金では，減債積立金，建設改良積立金，当年度未処理欠損金を合わせました合計が366万6,491円となっております。資本合計は，資本金と剰余金を合わせまして１８億1,695万8,040円。負債資本合計が３９億4,833万5,983円で，資産と負債資本合計が一致しております。

１３ページ以降の事業報告書，業務，収支の前年度比較や付属明細書は御覧いただき，説明は省略させていただきます。

以上，令和３年度の病院事業決算の状況を説明させていただきましたが，長引くコロナ禍の影響で医療業界全体が，運営的にもマンパワー的にも疲弊した状態となっております。当院といたしましては，発熱外来の実施や感染対策に重点を置く一方，これまでと同様，稼働病床を増やし，入院患者の病状に合ったベッドコントロールや救急医療体制の維持を行い，救急患者の受入れを積極的に行うなど，地域で必要な医療の提供に注力いたしております。

コロナワクチンの接種事業に伴う収益はあったものの医業収益全体としては伸び悩んでおります。国や町から財政的な支援はいただいておりますが，コロナ対策に伴う費用の増や予期せぬクラスターの影響などもあり，赤字計上となっております。今後も，コロナによる影響は見通せず，その対応には細心の注意が必要ですが，矢掛町の医療拠点として安定的な運営を目指すべく努力してまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（小出優子君）　それでは，議案第４５号，令和３年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について，御説明いたします。

令和３年度のたかつま荘は，新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図りながら施設の継続運営に努め，利用者は入所延べ１万7,244人，通所リハビリテーション延べ6,106人，計２万3,350人の方に御利用いただきました。

決算書の２ページ，３ページをお開きください。令和３年度矢掛町介護老人保健施設事業決算報告書でございまして，決算額のみ説明させていただきます。

まず，収益的収入及び支出につきまして，収入の部，施設事業収益３億6,331万6,797円。内訳といたしましては，介護老人保健施設運営事業収益，施設運営事業外収益及び退職給付引当金戻入益による特別利益でございます。続きまして，支出の部，施設事業費用３億1,298万2,027円。内訳といたしましては，介護老人保健施設運営事業費用と施設運営事業外費用でございます。

続いて，４ページ，５ページをお開きください。資本的収入及び支出につきまして，まず，収入の部資本的収入2,750万円。内訳は出資金でございます。続きまして，支出の部，資本的支出4,649万7,925円。内訳といたしまして，建設改良費と企業債償還金でございます。なお，資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,899万7,925円は，過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

続きまして，９ページをお開きください。令和３年度矢掛町介護老人保健施設事業損益計算書でございます。

介護老人保健施設運営事業収益といたしましては，施設療養費収益，施設利用料収益，その他運営事業収益を合わせまして２億8,573万2,344円でございます。介護老人保健施設運営事業費用は，給与費，材料費，経費，減価償却費，資産減耗費，研究研修費を合わせまして３億600万2,770円で収益から費

用を差し引いた営業損失は2,027万426円でございます。

施設運営事業外収益といたしましては，受取利息及び配当金，補助金，負担金交付金，長期前受金戻入，その他運営事業外収益を合わせまして4,792万8,453円でございます。施設運営事業外費用は，支払利息及び企業債取扱諸費，雑損失を合わせまして697万9,257円で収益から費用を差し引いた事業外利益は4,094万9,196円でございます。

以上のことから，経常利益は2,067万8,770円となり，特別利益として退職給付引当金戻入益2,965万6,000円を合わせた当年度純利益は5,033万4,770円でございます。その結果，当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせた当年度未処分利益剰余金は２億1,113万5,797円となっております。

次に，１０ページ，１１ページをお開きください。令和３年度矢掛町介護老人保健施設事業剰余金計算書を御説明いたします。

資本金では，自己資本金へ一般会計からの繰入金があり資本金合計の当年度末残高は，５億461万5,965円となりました。剰余金では，資本剰余金の変動はなく，当年度末残高は6,185万1,000円。利益剰余金では当年度純利益がございましたので，当年度末残高が３億2,723万5,797円となり，資本合計は８億9,370万2,762円となっております。

次の令和３年度矢掛町介護老人保健施設事業剰余金処分計算書でございますが，未処分利益剰余金につきまして，矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例第７条第１項の規定により260万円を減債積立金へ積み立て，処分後残高２億853万5,797円を繰越利益剰余金とさせていただくものでございます。

次に，１２ページ，１３ページをお開き下さい。令和３年度矢掛町介護老人保健施設事業貸借対照表でございます。

まず資産の部ですが，固定資産は，建物，構築物，器械備品，車両の有形固定資産と投資その他の資産を合わせまして合計９億4,584万7,440円となっております。流動資産は，現金預金，未収金を合わせまして合計１億9,382万1,580円で，資産合計は１１億3,966万9,020円となっております。

次に，負債の部でございます。固定負債は，企業債と引当金を合わせまして，１億2,916万192円。流動負債は，企業債，未払金，引当金，その他流動負債を合わせまして6,770万5,434円。繰延収益は，長期前受金と収益化累計額を合わせまして4,910万632円で，これらを合わせた負債合計は２億4,596万6,258円となっております。

次に資本の部でございます。資本金は５億461万5,965円，剰余金は資本剰余金と利益剰余金を合わせまして合計３億2,723万5,797円で，これらを合わせた資本合計は８億9,370万2,762円でございます。負債資本合計は，負債合計と資本合計を合わせまして，資産合計と同額の１１億3,966万9,020円となっております。

次ページ以降の事業報告書，業務量，収支の前年度比較や付属明細書等は御覧いただくことで説明に代えさせていただきます。

令和３年度は純利益を計上することができたものの，利用者の確保は安定経営を目指す中で最重要事項であり，今後も利用者確保に努めてまいりたいと思います。また，新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を継続し，安心して利用していただける環境を整備することで，施設の継続運営に努める所存です。

以上で，議案第４５号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君）　それでは，議案第４６号，令和３年度矢掛町水道事業会計決算認定について，説明させていただきます。令和３年度は，給水戸数5,409戸，給水人口１万3,519人，年間給水量131万8,251立方メートルの御利用をいただきました。主な事業といたしましては，老朽施設更新事業などを実施いたしております。

それでは，２ページ，３ページをお開きください。令和３年度矢掛町水道事業決算報告書でございます。決算額のみ説明させていただきます。また，この表は，消費税を含んだ額で表示しております。

まず，収益的収入及び支出につきまして，収入の部でございますが，水道事業収益，決算額３億7,316万626円。内訳といたしましては，営業収益，営業外収益，特別利益でございます。特別利益は，人事異動に伴います退職給付引当金の積戻しを計上しております。続きまして，支出の部でございますが，水道事業費用，決算額２億7,770万2,058円。内訳といたしましては，営業費用，営業外費用でございます。

次に，４ページ，５ページをお開きください。資本的収入及び支出につきまして，収入の部でございますが，資本的収入，決算額２億8,271万9,772円。内訳といたしましては，工事負担金，企業債，他会計からの出資金及び補助金でございます。続きまして，支出の部でございますが，資本的支出，決算額４億1,805万7,778円。内訳といたしましては，建設改良費，企業債償還金でございます。なお，資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億3,533万8,006円は，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

続きまして，９ページをお開きください。令和３年度矢掛町水道事業損益計算書でございます。これは，一年間の経営成績を明らかにするもので，消費税の税抜き処理後の数字でございます。

営業収益といたしましては，給水収益，その他営業収益を合わせまして２億2,052万1,764円で，営業費用は，原水及び浄水費，配水及び給水費，総係費，減価償却費，資産減耗費を合わせまして，２億6,279万4,984円でございます。このことから，営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は，4,227万3,220円でございます。また，営業外収益といたしましては，受取利息及び配当金，他会計負担金，長期前受金戻入，雑収益を合わせまして7,771万5,728円で，営業外費用は，支払利息及び企業債取扱諸費，雑支出を合わせまして801万5,327円でございます。また，営業外収益から営業外費用を差し引いた事業外利益は，6,970万401円でございます。これらから，経常利益は，2,742万7,181円となり，特別利益4,340万6,000円を加味した当年度純利益は，7,083万3,181円となります。

以上のことから，当年度未処分利益剰余金は，１１億1,211万3,321円となっております。

続きまして，１０ページ，１１ページをお開きください。令和３年度矢掛町水道事業剰余金計算書を御説明いたします。表の一番下，当年度末残高のみ説明させていただきます。

まず，資本金では，自己資本金へ他会計からの繰入金があり，資本金合計の当年度末残高は４億6,351万2,542円となり，次に，剰余金でございますが，資本剰余金では当年度の変動はなく，資本剰余金合計の当年度末残高は4,065万9,669円。利益剰余金では，当年度純利益がございましたので，当年度末残高が１１億6,861万3,321円となり，表の一番右下になりますが，資本合計は１６億7,278万5,532円となっております。

次に，下の表に移りまして，令和３年度矢掛町水道事業剰余金処分計算書でございます。表の一番右の列になります。未処分利益剰余金につきまして，矢掛町水道事業の設置等に関する条例第４条第１項

の規定により，360 万円を減債積立金へ積立て，処分後残高１１億 851 万 3,321 円を繰越利益剰余金とさせていただくものでございます。

次に，１２ページ，１３ページをお開き下さい。令和３年度矢掛町水道事業貸借対照表でございます。こちらの表では，令和４年３月３１日時点での財政状態を記載しております。

まず，資産の部でございます。１の固定資産では，有形固定資産の土地，建物，構築物，機械及び装置，車両及び運搬具，工具器具及び備品，建設仮勘定と投資とを合わせまして，固定資産合計は４６億 9,243 万 4,232 円でございます。次に，２の流動資産は，現金預金，未収金，貯蔵品を合わせまして，流動資産合計が６億 483 万 7,102 円となっており，固定資産と流動資産を合わせました資産合計は５２億 9,727 万 1,334 円でございます。

続きまして，１３ページ，負債の部でございます。３の固定負債は，企業債と退職給付費引当金を合わせまして，固定負債合計が１９億 354 万 6,820 円。４の流動負債は，企業債，未払金，引当金を合わせまして，流動負債合計が１億 4,267 万 1,628 円。５の繰延収益は，長期前受金，収益化累計額を合わせまして，繰延収益合計が１５億 7,826 万 7,354 円で，これらを合わせました負債合計は３６億 2,448 万 5,802 円でございます。

次に，資本の部でございますが，６の資本金合計が４億 6,351 万 2,542 円。７の剰余金は，資本剰余金，利益剰余金を合わせまして，剰余金合計が１２億 927 万 2,990 円で，これらを合わせました資本合計は１６億 7,278 万 5,532 円でございます。一番下の行になりますが，負債資本合計は，負債合計と資本合計を合わせまして，資産合計と同額の５２億 9,727 万 1,334 円となっております。

１５ページ以降の事業報告書，業務量，収支の前年度比較や付属明細書などを載せておりますので，御覧いただきまして，説明につきましては省略させていただきます。

令和３年度は，有収水量の減少に伴い料金収入は減少となったものの，人事異動に伴います人件費の抑制などにより，当年度純利益を計上することができました。しかしながら，本町の水道事業を取り巻く経営環境は，人口減少に伴う給水収益の減少や老朽化施設の更新需要の増加への対応など，今後，厳しさを増してまいります。徹底した経営効率の改善や矢掛町水道事業ビジョンに基づく計画的な事業実施による安定経営の確立はもとより，災害など不測の事態に備えた危機対応の強化を図る中で，町民の皆様に，安全・安心・強じんな矢掛町水道事業を今後も継続して提供できるよう努めてまいります。

続きまして，議案第４７号，令和３年度矢掛町下水道事業会計決算認定について，御説明させていただきます。

令和３年度は，接続戸数 3,842 戸，水洗化人口１万４１人，年間有収水量 106 万 7,648 立方メートルの汚水を処理いたしました。主な事業といたしましては，農業集落排水処理施設統合事業，老朽施設の長寿命化事業や，矢掛浄化センターの増設事業などを実施いたしました。

それでは，２ページ，３ページをお開きください。令和３年度矢掛町下水道事業決算報告書でございます。

まず，収益的収入及び支出につきまして，収入の部でございますが，下水道事業収益，決算額７億 4,924 万 550 円。内訳といたしましては，営業収益，営業外収益でございます。続きまして支出の部，下水道事業費用，決算額７億 3,434 万 4,034 円。内訳といたしましては，営業費用，営業外費用，特別損失でございます。特別損失は，職員の人事異動に伴います退職給付引当金の積増しでございます。

４ページ，５ページをお開きください。資本的収入及び支出につきまして，収入の部でございますが，

資本的収入決算額６億3,998万7,097円。内訳といたしましては，企業債，出資金，負担金及び補助金でございます。支出の部でございますが，資本的支出決算額１０億1,054万7,779円，内訳といたしましては，建設改良費，企業債償還金でございます。なお，資本的収入額が資本的支出額に不足する額３億7,056万682円は，過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

続きまして，９ページをお開きください。令和３年度矢掛町下水道事業損益計算書でございます。これは一年間の経営成績を明らかにするもので，税抜き処理後の金額でございます。

営業収益といたしましては,下水道料金,その他の営業収益を合わせまして１億8,599万6,165円で,営業費用は，管きょ費，処理場費，ポンプ場費，総係費，減価償却費，資産減耗費を合わせまして６億3,335万2,838円でございます。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は，４億4,735万6,673円でございます。

次に，営業外収益といたしまして，受取利息及び配当金，他会計負担金，長期前受金戻入，雑収益を合わせまして５億4,467万4,830円でございます。また，営業外費用は，支払利息及び企業債取扱諸費及び雑支出を合わせまして7,581万8,453円で,営業外収益から営業外費用を差し引いた事業外利益は,４億6,885万6,377円でございます。これらの事から経常利益は2,149万9,704円となり,特別損失583万6,000円を加味した当年度純利益は1,566万3,704円となります。

以上の事から，当年度未処分利益剰余金は，3,604万5,117円となっております。

１０ページ，１１ページをお開きください。令和３年度矢掛町下水道事業剰余金計算書を御説明いたします。資本金では，他会計からの繰入金があり，資本金の当年度末残高は１７億5,118万8,308円となり，資本剰余金では当年度の変動は無く，資本剰余金合計の当年度末残高は9,996万5,557円。利益剰余金では当年度純利益が生じましたので，当年度末残高が，3,604万5,117円となり，資本合計は１８億8,719万8,982円となっております。

次に，令和３年度矢掛町下水道事業剰余金処分計算書でございますが，未処分利益剰余金につきまして，処分額はございませんので，残高3,604万5,117円を繰越利益剰余金とさせていただくものでございます。

１２ページ，１３ページをお開き下さい。令和３年度矢掛町下水道事業貸借対照表でございます。

まず，資産の部でございますが，固定資産は，有形固定資産の土地，建物，構築物，機械及び装置，車両及び運搬具，工具器具及び備品，建設仮勘定及び無形固定資産とを合わせまして，固定資産合計は147億1,117万6,386円でございます。次に，流動資産は，現金預金，未収金を合わせまして，流動資産合計が４億2,592万4,678円となっており，固定資産と流動資産を合わせました資産合計は151億3,710万1,064円でございます。

続きまして，１３ページ負債の部でございます。固定負債は，企業債と退職給付引当金を合わせまして，固定負債合計が５８億7,472万3,235円。流動負債は，企業債，未払金，引当金を合わせまして，流動負債合計７億1,535万1,381円。繰延収益は，長期前受金，収益化累計額を合わせまして，繰延収益合計６６億5,982万7,466円で，これらを合わせました負債合計は132億4,990万2,082円でございます。

次に，資本の部でございます。資本金が１７億5,118万8,308円。剰余金は，資本剰余金，利益剰余金を合わせまして,剰余金合計が１億3,601万674円。これらを合わせた資本合計は１８億8,719万8,982円でございます。負債資本合計は，負債合計と資本合計を合わせまして，資産合計と同額の151億3,710

万1,064円となっております。

１５ページ以降の事業報告書，業務量，収支の構成比，前年度比較や付属明細書などは御覧いただきまして，説明は省略させていただきます。

令和３年度は，有収水量の減少により料金収入が減少となったものの，人件費の抑制などによる費用の削減により純利益を計上することができました。しかしながら，下水道事業も水道事業と同様，人口減少に伴う料金収入の減少や施設更新経費の継続的な負担が見込まれており，事業経営は非常に厳しいものとなっております。将来見通しの中で策定した経営計画に基づき，施設の統廃合やストックマネジメント手法の導入など，施設管理経費の節減に積極的に取り組むとともに，未水洗化世帯への粘り強い水洗化の啓発活動，一般会計からの基準内操出に依存した現在の収益構造の改善を図るため，適正な料金体系への取組の推進など，営業収益の確保対策を積極的に実施することにより，下水道事業の経営改善を図り，将来にわたる安定的な下水道事業の継続に努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　以上で，一括議題とした令和３年度矢掛町各会計決算認定に関する議題について，町長から提案理由の説明並びに担当課長等からの議案の説明が終わりました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第７　報告第　５　号　令和３年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について

○議長（花川大志君）　日程第７，報告第５号，令和３年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についてを議題といたします。それでは，報告を求めます。町長。

○町長（山岡　敦君）　それでは，報告第５号，令和３年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について，提案理由を御説明申し上げます。

令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を，地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものであります。

矢掛町の令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は，指標の数値としてはいずれも財政状態の危険度の基準である早期健全化基準・財政再生基準をはるかに下回っており財政状態は健全であるといえます。

詳細につきましては，企画財政課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　次に，詳細な説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君）　それでは，報告第５号，令和３年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について，説明させていただきます。

一枚おめくりいただきまして，先ほど決算を説明させていただきましたが，これらに基づく健全化の判断比率及び公営企業に係る資金不足比率でございます。

この数値につきましては，次のページに，監査委員からの審査意見書も添付しておりますが，指標の数値は，町長が提案説明の中で申し上げましたように，基準数値をはるかに下回っております。数字が出ております実質公債費比率も前年度とほぼ同程度で，財政状態は引き続き健全ということでございます。

下の資金不足比率につきましても，先ほど企業会計の決算で，単年度赤字の会計もございましたが，

キャッシュフローに影響はなく，結果的に全ての会計でマイナスでございます。

なお，各指標に係る定義等につきましては，特に変更ありませんが，資料番号２に詳しく記載しておりますので御覧いただき，説明のほうは割愛をさせていただきます。

説明は，以上でございます。

○議長（花川大志君）　報告が終わりました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第８　議案第４８号　岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第４９号　矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第５０号　矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第５１号　矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について

議案第５２号　矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

議案第５３号　令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について

議案第５４号　令和４年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

議案第５５号　令和４年度矢掛町病院事業会計補正予算（第１号）について

議案第５６号　令和４年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）について

議案第５７号　令和４年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第５８号　令和４年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（花川大志君）　日程第８，議案第４８号から議案第５８号までを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡　敦君）　それでは，議案第４８号から議案第５８号までにつきまして，提案理由を御説明申し上げます。

まずは，議案第４８号，岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更についてでございますが，本町が加入しております岡山県市町村総合事務組合から，令和４年３月３１日をもって竹川組合が脱退することを承認するとともに同組合規約の変更が必要になったことを受けて，地方自治法第290条の規定に基づきまして，この議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては，総務防災課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第４９号から議案第５１号までの条例の一部改正につきまして，提案理由を御説明申し上げます。いずれも，地方自治法第９６条第１項第１号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

まず，議案第４９号，矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い，育児休業の取得回数制限の緩和などが，令和４年１０月１日から施行されることを踏まえ，本町の正職員並びに会計年度任用職員においても，同様の改正を行うものでございます。

詳細につきましては，総務防災課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第５０号，矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，本年２月の臨時会において議決をいただいた看護・介護・保育など現場で働く職員の処遇改善として，特殊勤務手当などを加算支給する条例改正の中で，病院とたかつま荘の職員については９月末で国の補助金が廃止されることから，９月３０日まで効力の期限を設けておりましたが，このたび，１０月から国の診療報酬の改定により，財源が確保されたことを受け，効力の期限を撤廃し継続して加算支給をすることに伴う改正でございます。

詳細につきましては，総務防災課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第５１号，矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，本年２月の臨時会において議決をいただいた看護職員等への国の処遇改善に関しまして，制度が変更され，国から支給される予定の額が１０月以降増額されることとなるため，これに合わせて手当の増額幅を変更するものでございます。

詳細につきましては，病院事務長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第５２号，矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について，提案理由を御説明申し上げます。

これは，過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１０項の規定により準用される同条第１項の規定に基づき，この議会の議決を求めるものでございます。

御承知のとおり，この計画に基づいて行う事業につきましては，その財源として後年度に元利償還額の７割が交付税措置される過疎対策事業債を特別に発行することができるものでございますが，このたび，新たな事業展開を図るにあたり，この計画の一部を変更する必要が生じたため，この議会に提出させていただくものでございます。

詳細につきましては，企画財政課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第５３号から議案第５８号までの各会計の補正予算につきまして，提案理由を申し上げます。

なお，議案第５３号，議案第５４号及び議案第５８号の一般会計補正予算，介護保険特別会計補正予算及び地域開発事業特別会計補正予算につきましては，地方自治法第218条第１項の規定，議案第５５号，議案第５６号及び議案第５７号の病院事業会計補正予算，介護老人保健施設事業会計補正予算及び水道事業会計補正予算につきましては，地方公営企業法第２４条第２項の規定に基づきまして，提出させていただくものでございます。

まず，議案第５３号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）についてでございますが，今回の補正額は８億8,500万円の増額で，補正後の予算総額は９１億6,900万円となっております。

主な内容といたしましては，お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

まず，当初予算では１億5,000万円を見込んでいたふるさと納税寄附につきまして，更に寄附額が伸びる見込みとなっておりますため，歳入予算として5,000万円を計上し，合わせて総務費へ返礼品等所要の経費を計上するとともに，いただいたふるさと納税を有効に活用するため，民生費へ各保育園・こども園及びネバーランドの遊具の更新や修繕に係る経費を計上し，寄附金を充当しております。

その他には，衛生費へ一般会計出資債を活用した水道事業会計への出資金を，農林水産業費へ小田地

区新池の改修に係る経費を，土木費へ都市再生整備事業の増額を計上いたしておりますほか，教育費へは，先の中学生による模擬議会で御提案いただいた矢掛中学校の各教室へ網戸を設置するための所要の経費を計上いたしております。

また，諸支出金費では，将来の財政負担を軽減するために，前年度に借入れた過疎対策事業債の交付税措置されない分,すなわち,償還予定額の３割相当額を減債基金に積み立てる措置を行っております。これをもって，昨年度事業において借り入れた過疎債につきましては，償還財源の積立てにより，将来負担を心配する必要がない状態となっております。

さらに,将来の財政負担軽減及び町債残高削減を目的とした計画的な町債の繰上償還を実施するため,公債費へ所要の経費を計上いたしております。

詳細につきましては，企画財政課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第５４号，令和４年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてでございますが，今回の補正は，保険事業勘定で，歳入歳出それぞれ6,900万円を増額し，補正後の歳入歳出予算の総額を２０億9,300万円とするものでございます。

内容といたしましては，令和３年度の決算に伴う国，県，町及び支払基金の精算に係る補正でございます。

詳細につきましては，福祉介護課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第５５号，令和４年度矢掛町病院事業会計補正予算（第１号）についてでございますが,主な内容といたしましては，収益的収入を600万円増の１７億6,400万円，支出を同じく600万円増の１７億3,300万円で，収支差引き3,100万円としております。

国の経済対策の一つであります，看護職員等の処遇改善事業に関しまして，１０月以降で制度の変更がなされることに伴い対応するものでございます。

詳細につきましては，病院事務長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第５６号，令和４年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）についてでございますが，今回の補正は，令和４年９月までとしていた国の介護従事者等の処遇改善事業を１０月から継続して実施するためのものでございます。

主な内容といたしましては，収入，支出ともに150万円増額し，補正後の予算額は，収益的収入を３億1,750万円，収益的支出を３億1,450万円，収支差引き300万円の純利益を計上する予算編成となっております。

詳細につきましては，介護老人保健施設事務長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第５７号，令和４年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが,主な内容といたしましては,資本的収入では,収入総額を5,000万円増額し,補正後予算額を８億3,500万円とし，資本的支出では，支出総額を5,000万円増額し，補正後予算額を９億5,700万円とするものでございます。

詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第５８号，令和４年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）についてでございますが，補正額は8,300万円で，東三成地内の事業所用地の取得，造成，販売に係る経費の計上でございます。今回の事業所用地造成につきましては，農地規制等で土地開発公社での事業実施が困難なことから，本特別会計により，町が実施するものでございます。

詳細につきましては，企画財政課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

以上が，全ての提案理由及び説明でございます。御審議のほど，よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　提案理由の説明が終わりました。次に，詳細な説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長（堀　賢一君）　それでは，議案第４８号，岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について，御説明いたします。

本文にございますように，令和４年３月３１日をもって竹川組合が解散することに伴い，総合事務組合を脱退することを承認するとともに，それに伴う組合規約の変更を行うものでございます。

竹川組合とは，倉敷市と浅口市を流れる竹川用水路の利水に関する業務を取り扱っている組合でございます。

一枚おめくりいただきまして，第１条で，解散脱退する竹川組合を，組織名が記載してある別表第１並びに共同処理する事務が記載してある別表第２から削るものでございます。附則といたしまして，この改正は令和４年４月１日から適用させていただくものでございます。

なお，この議案につきましては，現在総合事務組合に加入している全ての市町村及び一部事務組合で議決いただき，その後，県知事の許可を得て規約変更ということになります。

議案第４８号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第４９号，矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について，御説明をいたします。

今回の改正内容は，地方公務員の育児休業等に関する法律改正に伴い，育児休業等の取得要件が緩和されたこと等を踏まえ，本町の正職員並びに会計年度職員に対しても同様に育児休業等の取得要件を緩和するための改正でございます。

まずは，資料番号３を御覧いただきたいと存じます。１ページ目に概要を提示しております。最上段，概要といたしまして，育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的として，育児休業の取得回数の制限を緩和することを規定するためのものでございます。

次の改正内容として，（１）から（３）までございまして，（１）では，職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を，現行の原則１回から原則２回以内とする。また，子の出生後８週間以内に育児休業いわゆる産後パパ育休の回数を現行の原則１回以内を原則２回以内にすることができるという内容です。

中段では，それぞれ育休の回数が，１回から２回に拡大する内容です。（２）では，非常勤職員，会計年度職員の子の出生後８週間以内の育児休業いわゆる産後パパ育休の取得要件の緩和で，子が１歳６か月に達する日までに，任用期間が満了することが明らかでないことについて，子の出生日から起算して８週間と６か月を経過する日まで緩和されるものです。（３）では，非常勤職員，会計年度職員ですけれども，その子が１歳以降の育児休業の取得の柔軟化といたしまして，夫婦交代で取得することができる。それから，特別の事情がある場合の柔軟な取得が可能となる内容でございます。

最下段で，施行日は令和４年１０月１日ということでさせていただいております。

次の，新旧対照表で，詳細を説明しても非常に分かり辛いということで，大変恐縮でございますけれども。この概要の内容が，１ページですね。この内容が，新旧対照表のどの部分が該当するかを説明させていただきたいと存じます。

対照表の２ページから７ページの第２条第４号，第２条第３号及び第２条の４部分の改正で，（３）の

非常勤職員の子どもが１歳以降の育児休業取得柔軟化の内容を，それから，対照表の６ページから７ページの第２条の４部分で，（２）の非常勤職員の子の出生後８週間以内の育児休業の取得要件の緩和の内容を，対照表の７ページから８ページの第３条第４号を削り，第７号を改正する部分で，（１）の育児休業の取得回数制限の緩和をという内容となっております。大変分かり辛く恐縮です。

議案に戻っていただきまして，附則としまして，令和４年１０月１日から施行するというものでございます。

以上が議案第４９号の説明とさせていただきたいと存じます。よろしくお願いします。

続きまして，議案第５０号，矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について，御説明をさせていただきます。

一枚おめくりいただきまして，改正文でございます。このたびの改正は，本年２月臨時会において，政府が処遇改善を推進しておりました介護・看護・保育士など，認定こども園と３保育園の保育士。それから，たかつま荘並びに矢掛病院の介護・看護職員など，施設従事者に対して特殊勤務手当等で賃上げを実施する関係３条例を一括して上程，そして，可決をいただいた条例改正について，その附則の中にございます，ただし書き。“ただし，第２条中矢掛町職員特殊勤務手当支給条例第４条第２項，第５条第２項及び第６条第２項の改正規定並びに第３条（矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部改正）の規定は，令和４年９月３０日限り，その効力を失う”と期限を設けていたものを削除するものでございます。

先ほど申し上げました，特殊勤務手当等での賃上げを実施する関係３条例の中で，保育士については期限を設けておりませんでしたが，たかつま荘と矢掛病院の施設従事者については，１０月から国の診療報酬の改定などから，財源の裏付けが取れたということを受けまして，９月３０日までの期限を撤廃し，１０月からも特殊勤務手当等により継続して賃上げを実施するものです。

資料番号４をお開きいただきまして，表紙をおめくりいただきまして，１ページ目。処遇改善事業に関する対応状況として，上段がたかつま荘職員，下段が矢掛病院職員でございます。それぞれの表につきまして，職種の右，月当たり支給額の列の，真ん中，令和４年２月から９月分の列の右に，令和４年１０月分から予定として，今回の期限撤廃による特殊勤務手当の額となります。上段のたかつま荘職員につきましては，看護師・准看護師，管理栄養士，介護職員，有資格事務職は，令和４年１月まで2,000円でしたが，処遇改善で8,000円となり，期限撤廃後１０月以降も同額8,000円を支給。理学療法士などのリハビリは，令和４年１月まで3,000円でしたが，処遇改善で9,000円となり，期限撤廃後１０月からも同額9,000円を支給する内容となっています。

下段の矢掛病院職員については，この後，議案第５１号，矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定で病院事務長から説明がございます。

議案書に戻っていただきまして，附則として，この条例は，公布の日から施行するとしております。

議案第５０号の説明は，以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（花川大志君）　お諮りいたします。昼食の時間が迫っておりますが，このまま会議を続行したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，このまま会議を続行したいと思います。

それでは，説明をお願いいたします。病院事務長。

○矢掛病院事務長（坪田芳隆君）　それでは，議案第５１号，矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について，御説明いたします。

国の処遇改善制度につきましては，本年２月の臨時議会で，看護師や医療技術員などの専門職員等と資格に基づく業務を行う事務職員を対象に，毎月支給している特殊勤務手当を増額することにより，処遇改善を目指すものとして，既に議決をいただき，矢掛病院でも実施しております。

ここで，１０月以降，処遇改善の額を補助金形式から診療報酬の形式に変更した上で，更に増額する旨の制度変更が行われることに伴い，２月に引き上げた額に更に上乗せを行うための条例改正でございます。

内容につきましては，資料で御説明いたしますので，改めて資料番号４をお開きください。下側の矢掛病院職員の方を御覧ください。

各職種に関しまして，月当たり支給額を，左側から，本年１月分まで，２月分から９月分まで，１０月分以降の三段階に分けて額を表わしております。

看護師や介護職員などにつきましては，２月の改正において3,000円付与し，１０月以降については9,000円に増額しております。次の，薬剤師につきましては，今回の国が定めております処遇改善制度の対象になっておりませんが，他の職種との均衡を図る上で，１０月以降9,000円を付与することとしております。次の，理学療法士や診療放射線技師などの医療技術員，また事務職のうちケースワーカーにつきましても，表記のように9,000円まで増額することとしております。この金額は，国からの診療報酬としての収入見込額を踏まえた上で，各職種への手当額を調整したものとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君）　それでは，議案第５２号，矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について，説明させていただきます。

一枚おめくりいただきまして，変更計画の本文ですが，条例改正の形式をとっております。変更箇所を赤字で示させていただいておりますが，有利な起債である過疎対策事業債の借入をするためには，この計画に載っていることが必須でございます。今後，事業実施の計画をしているもので過疎対策事業債を充当する可能性のあるものについて，追加，修正させていただくものでございます。

まず，第５項第３号中，（１）市町村道道路の項目で，西町イベント広場整備と道路メンテナンス事業，羽無東線１号，仁井屋橋を追加いたします。

一枚おめくりいただきまして，第９項第３号中，（１）学校教育関連施設校舎の項目の事業内容を学校施設改修事業に改め，（２）集会施設，体育施設等の項目中，海洋Ｃプール暖房設備更新を海洋Ｃプール改修に改めます。

次のページに移っていただいて，第１１項第３号中，（１）地域文化振興施設等美術館の項目の事業内容をやかげ郷土美術館改修事業に，（２）過疎地域持続的発展特別事業の項目で，町並み防災計画事業と町内重要遺跡発掘調査事業を追加いたします。

一枚おめくりいただきまして，事業計画を令和３年度から令和７年度まで，過疎地域持続的発展特別事業分中，１０地域文化の振興等，過疎地域持続発展特別事業の項目に，町並み防災計画事業と町内重要遺跡発掘調査事業を追加いたします。

議案第５２号の説明は，以上でございます。

続いて，議案第５３号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について，御説明申し上げます。

今回の補正は，８億8,500万円を増額するもので，内容については，まず，歳入について若干御説明いたしますので，概要を御覧ください。

概要の一番下，財源内訳のうち，上の特定財源については，歳出を事項別明細書で説明する際，併せて御説明いたしますので，ここでは，下の一般財源の欄を御覧ください。

今回の一般財源のうち，まず地方特例交付金でございますが，本年度の額が確定いたしましたので，当初予算額840万円から294万6,000円増額いたしております。

地方交付税は，本年度分が確定し，財源調整を含めた増額でございます。

財産収入は，土地の払下げによる収入，また，繰入金のうち１億円は財政調整基金からの繰入金。ほかに，地域開発事業特別会計からの繰入金と介護保険特別会計前年度繰出金の確定による一般会計への返還金でございます。

繰越金は，決算により確定した前年度繰越金の増額です。

諸収入の2,650万8,000円は，後期高齢者医療広域連合負担金の前年度分確定による町への返還金でございます。

町債（臨時財政対策債）は，額の確定に伴う減額補正でございます。

続きまして，繰越明許費と地方債の補正がございますので，５ページをお開きください。

まず，第２表，繰越明許費でございます。本年度中の事業完了が見込めないものとして，繰越しを行うものでございます。内容は，土木費といたしまして，事業名，都市再生整備計画（基幹事業）（観光交流施設整備ほか），金額１億円でございます。

次に，６ページ，第３表，地方債補正でございます。追加２件，変更６件でございます。

まず，追加の保健衛生総務事業は，水道事業会計への出資金に一般会計出資債を充てるもので，充当率１０割，交付税措置率５割でございます。

かんがい排水事業は小田地区の新池と，江良地区の福万排水機場の改修修繕工事に，緊急自然災害防止対策事業債を充てるもので，充当率は１０割，交付税措置率７割でございます。

続いて，変更６件でございますが，老人福祉センター管理事業は，地域福祉バス運行事業に過疎対策事業債ソフト分の配分調整により，限度額を補正前1,060万円から補正後1,110万円に，５０万円を増額するものでございます。

道路維持事業は，仁井屋橋改修事業に過疎対策事業債を1,240万円，矢掛中学校前交差点舗装事業に緊急自然災害防止対策事業債を300万円充てるもので，限度額を補正前2,060万円から補正後3,600万円に，1,540 万円を増額するものでございます。いずれも充当率１０割，交付税措置率７割でございます。

道路新設改良事業は，町道運動公園線に過疎対策事業債を300万円，町道土井行部線に充当率９割，交付税措置率22.2パーセントの公共事業等債を140万円充てるもので，限度額を補正前１億210万円から補正後１億650万円に，440万円を増額するものでございます。

都市再生整備事業は，西町イベント広場整備等に過疎対策事業債を充てるもので，限度額を補正前１億2,810万円から補正後１億8,220万円に，5,410万円を増額するものでございます。

海洋センター事業は，プール大規模改修事業に過疎対策事業債を充てるもので，限度額を補正前4,400

万円から補正後5,900万円に，1,500万円を増額するものでございます。

最後の臨時財政対策につきましては，額の確定に伴い，限度額を補正前１億 6,000 万円から補正後6,755万1,000円に，9,244万9,000円の減額補正を行うものでございます。

続いて，事項別明細書に基づきまして説明をさせていただきます。

歳入につきましては，歳出の財源内訳の中で，説明させていただきますので，予算書２２ページをお開きください。

２２ページ，歳出でございます。まず，２款総務費の一般管理費では，事務効率化のための音声自動文字起こし機の利用に係る経費と，今年度新設したＬＥＤ防犯灯設置費補助金の増額を計上しております。次の，財産管理費では，普通財産の管理に係る経費を計上しております。次の企画費では，地域おこし協力隊の委託料等の増額と起業支援の補助金及び昨年度整備したお試し住宅の備品等，環境整備のための経費を計上しております。特定財源は，お試し住宅整備に対する県補助金でございます。次の，防災対策事業費では，中川南避難所のテレビ購入費を計上しております。次の，ふるさと納税事業費では，歳入でのふるさと納税寄附金の増額計上に合わせて，返礼品等の必要経費の増額を計上し，特定財源として寄附金を計上しております。

続いて，２４ページをご覧ください。戸籍住民基本台帳費では，前年度清算に伴う国からの委託金の返還金を計上しております。次の，町長町議選挙費では，４月の町長町議選挙における不用額の減額を計上しております。

続いて，２６ページを御覧ください。３款民生費の老人福祉センター管理費では，補正額はありませんが，財源更正として，地域福祉バス事業へ充当している過疎債ソフト分の増額を充当しております。次の，児童福祉総務費では，財源更正として，ヤングケアラーの研修に対する国庫補助金を充当しております。次の，児童福祉施設費では，こども園・保育園の遊具の更新・修繕に係る経費，副食費のキャッシュレス収納を行うための利用料等の経費，認可外保育施設等利用給付金の増額等を計上しております。特定財源は，認可外保育施設等利用給付金への国県支出金と，遊具更新等へ充当するふるさと納税寄附金でございます。次の，児童公園費では，ネバーランドの遊具の修繕等に係る経費を計上しております。特定財源は，ふるさと納税寄附金でございます。次の，子育て支援センター管理費では，使用不能遊具の撤去・処分に係る経費を計上しております。次の，新型コロナ対策児童福祉費では，保育園・こども園用の抗原定性検査キットの購入経費を計上し，財源として，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

続いて，２８ページを御覧ください。４款衛生費の保健衛生費では，二分の一の交付税措置のある一般会計出資債を財源として活用して，水道事業会計の浄水場更新工事への出資金を計上しております。次の，健康管理センター管理費では，健康管理センタートイレの洋式化改修に要する経費を計上しております。次の，新型コロナウイルス感染症対策費では，パートタイム会計年度任用職員の人件費と，前年度のワクチン接種に対する国庫支出金の精算に伴う返還金を計上しております。特定財源は，人件費に対する国庫支出金でございます。

続いて，５款農林水産業費のダム管理費では，気象観測装置の点検委託料等を計上しております。特定財源は，県補助金でございます。次の，かんがい排水費では，３０ページにかけまして，小田新池の改修工事に要する経費と，福万排水機場の修繕に要する経費を計上しております。特定財源として，小田新池の改修工事にはかんがい排水事業債と地元負担金を，福万排水機場の修繕にはかんがい排水事業

債を充当しております。

次の，６款商工費の観光費では，亀島キャンプ場への進入路の整備に係る費用を計上しております。

次の，７款土木費では，土木総務費として，パートタイム会計年度任用職員の人件費と，県工事の負担金等を計上しております。次の道路維持費では，３２ページにかけまして，道路の修繕工事等に係る不足見込分及び道の駅の夜間騒音対策に係る経費，川面仁井屋橋改修に係る設計委託料等を計上しております。特定財源として，仁井屋橋改修へ国庫支出金と過疎対策事業債を，道路の修繕工事の一部へ道路維持事業債を充当しております。次の道路新設改良費では，町道運動公園線と町道土井行部線改良に係る工事費の増額等を計上しております。特定財源として，運動公園線へは過疎対策事業債を，土井行部線へは国庫支出金と道路新設改良事業債を充当しております。次の交通安全施設整備費では，通学路点検の結果に基づく交通安全施設の整備に要する経費を計上しております。次のかわまちづくり事業費では，町道嵐山線の改良に係る委託料を計上しており，特定財源として，企業版ふるさと納税を充当しております。次の都市再生整備費では，３４ページにかけまして，西町イベント広場への観光交流施設整備等に係る経費を計上しております。特定財源は，国庫補助金と過疎対策事業債でございます。次の住宅管理費は，住宅使用料の財源更正でございます。次の特定公共賃貸住宅管理費では，コーポ小田への物置設置に係る経費を，定住促進住宅管理費では，退去に伴う修繕料の不足見込分を計上しており，特定財源として，それぞれ住宅等整備基金からの繰入金を充当しております。

次の，８款消防費の消防施設費では，地域防災無線の保守点検委託料を計上しております。

続いて，９款教育費の事務局費では，教育委員会や各地区公民館等のホームページ改修に係る経費と，井原ロータリークラブからいただいた寄附を活用した学校図書の購入費を計上しております。

続いて，３６ページをご覧ください。新型コロナ対策教育費では，先の中学生による模擬議会で要望のありました，中学校の各教室への網戸設置に係る経費を修繕料として計上しているほか，小・中学校用の抗原定性検査キットの購入費用と，給食食材費の高騰対策として小北中学校の給食会計への補助金を計上しており，特定財源は，全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次の小学校費では，トイレの洋式化改修に係る設計委託料を計上しているほか，小学校費，中学校費の両方へ理科教育備品の購入費用を計上し，特定財源として国庫補助金を充当しております。

次の社会教育総務費では，吉備真備公園への給水栓設置費用を，公民館費では川面公民館のトイレ改修等に要する経費を，美術館費では非常用発電設備の更新や作品の補修等に係る費用を，文化センター費ではホールのプロジェクター更新に要する経費をそれぞれ計上しております。特定財源として，川面公民館のトイレ改修へはふるさと納税寄附金を，美術館の作品補修へは塊堂基金からの繰入金を充当しております。

続いて，３８ページを御覧ください。体育施設管理費では，総合運動公園のスピーカー修繕に要する経費を計上しております。次の海洋センター費では，プールの大規模修繕工事についての物価上昇等に伴う不足見込分と，競技用トランポリンの購入経費を計上しており，特定財源として，プールの大規模修繕工事へは過疎対策事業債を，トランポリン購入へはスポーツ振興くじ助成金を充当しております。次の公債費では，町債の繰上償還元金を計上しております。特定財源は，減債基金繰入金でございます。次の諸支出金では，減債基金費として，令和３年度に借入れた過疎対策事業債の元利償還金の３割にあたる１億6,243万8,000円を，ふるさと応援基金費としてふるさと納税寄附金から返礼品等の経費と事業への充当分を差し引いた258万9,000円を，それぞれの基金に積み立てるものでございます。

最後に予備費としまして，町税還付金へ充用いたしました予算の補填と調整を合わせまして，621 万 6,000 円を計上しております。

以上で，事項別明細書の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（花川大志君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（稲田由紀子君）　それでは，議案第５４号，令和４年度矢掛町介護保険特別会計補正予算第１号について，御説明申し上げます。今回の補正につきましては，保険事業勘定で歳入歳出それぞれ 6,900 万円を増額し，補正後の総額を２０億 9,300 万円とさせていただくものでございます。

内容につきましては，事項別明細書で説明させていただきます。６ページをお開きください。

まず，歳出から御説明いたします。８款諸支出金は，令和３年度の決算に伴う国，県，町及び支払基金の精算に係るものでございます。まず，１項償還金及び還付加算金 6,118 万 4,000 円の増で，内訳といたしましては，支払基金への返還金が 361 万 5,000 円，国への返還金が 3,012 万 1,000 円，県への返還金が 2,744 万 8,000 円でございます。次に，２項繰出金は，一般会計への返還金として 728 万 8,000 円としております。最後に，９款予備費５２万 8,000 円の増で調整しております。

続きまして，歳入についてでございますが，一番上の段を御覧ください。９款繰越金，前年度繰越金 6,900 万円を追加しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　病院事務長。

○矢掛病院事務長（坪田芳隆君）　それでは，議案第５５号，令和４年度矢掛町病院事業会計補正予算（第１号）の説明をさせていただきます。今回の補正予算は，国の看護職員等処遇改善事業について，先ほど御説明いたしました条例改正と連動して，収入支出の増額を行うものであります。

まず，第２条の収益的収入及び支出でございますが，病院事業収益は，医業収益を 600 万円増として１７億 6,400 万円，病院事業費用は，医業費用を同じく 600 万円増として１７億 3,300 万円としております。

一枚おめくりをいただきまして，２ページの補正予算第１号実施計画書で説明いたします。収益的収入の医業収益で，入院収益として，新設される看護職員処遇改善評価料を 600 万円増額補正しております。次の，収益的支出の医業費用で，処遇改善分の給与費として 600 万円増額補正しております。

３ページ以降の給与費明細書は，一般会計の例に準じて作成しておりますので，説明は省略させていただきます。また，７ページの補正予算説明書につきましても，説明が重複いたしますので省略させていただきます。

以上で，病院事業会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（小出優子君）　それでは，議案第５６号，令和４年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）について，御説明いたします。このたびの補正は，国の介護従事者等の処遇改善事業について，先ほど説明のありました条例改正に伴い収入支出の増額を行うものでございます。

第２条の収益的収入及び支出につきまして，収入支出ともに 150 万円増額し，補正後予算額を収益的収入は３億 1,750 万円，収益的支出は３億 1,450 万円とし，収支差引 300 万円の純利益を計上する予算編成となっております。

第３条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として，職員給与費を150万円増額し２億1,342万円とするものでございます。

２ページを御覧ください。令和４年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）実施計画書でございます。収益的収入でございますが，介護職員等ベースアップ等支援加算が介護報酬に上乗せして支払われることから，施設療養費収益を150万円増額しております。続きまして，収益的支出でございますが，ベースアップ加算を基に処遇改善分の給与費を150万円増額しております。

３ページからの給与費明細書は一般会計の例に準じて作成しております。また７ページには補正予算説明書を添付しております。御覧いただきまして，説明のほうは省略させていただきます。

以上で，議案第５６号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君）　それでは，議案第５７号，令和４年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について，御説明いたします。１ページを御覧ください。

まず，第２条，業務の予定量でございますが，建設改良計画中，配水設備費を5,000万円増額し８億６９万円とするものでございます。次に，第３条の資本的収入及び支出でございますが，資本的収入を5,000万円増額し８億3,500万円とし，資本的支出を5,000万円増額し９億5,700万円とするものでございます。詳細につきましては，後ほど２ページの予算実施計画書で御説明いたします。続きまして，第４条，企業債でございます。起債の限度額を7,730万円減額し５億1,700万円とするものでございます。

一枚おめくりいただき，２ページを御覧ください。令和４年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）実施計画書でございます。

資本的収入及び支出でございますが，収入につきまして，企業債を7,730万円減額，他会計からの出資金を１億2,730万円増額し，補正後の資本的収入総額で８億3,500万円としております。内訳といたしましては，企業債では，東川面浄水場更新事業費の財源振替による減額１億2,730万円及び中央監視テレメーター設備の故障修繕に伴う起債の増額5,000万円により，企業債全体で7,730万円の減額，他会計からの出資金では，東川面浄水場更新事業費に対する操出基準内の出資金１億2,730万円の増額でございます。

続きまして，支出でございますが，建設改良費を5,000万円増額し，補正後の資本的支出総額で９億5,700万円としております。内容といたしましては，中央監視テレメーター設備の故障による修繕工事費5,000万円の増額でございます。

続く３ページには，令和４年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）実施計画説明書を添付しておりますので，御覧いただきまして説明の方は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（花川大志君）　企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君）　それでは，議案第５８号，令和４年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）について，御説明申し上げます。

この特別会計は，座取り的な会計でございますが，町長の提案説明にございましたように，今回，農地規制等で土地開発公社での事業実施が困難なことから，この会計で事業所用地の取得，造成，販売を行うものでございます。

場所は東三成地内で，岡山県農業共済組合の再編後の備南支所の予定地でございます。

議案のほうですが，第１条で補正額は8,300万円でございます。第２条が一時借入金で，借入金の最高額を，補正額と同じく8,300万円とさせていただくものでございます。

それでは，三枚おめくりいただきまして，６ページ，７ページをお開きください。上の歳入は，右の説明の欄にありますように，土地売払収入です。歳出は，測量設計委託料，工事請負費，土地購入費，一般会計繰出金，そして，公債費として一時借入金利子を計上しております。

以上，説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　一括議題とした１１議案について，町長から提案理由の説明並びに担当課長及び各事務長からの説明が終わりました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（花川大志君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の本会議を明日７日の午前９時３０分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，本日の会議はこれにて散会とし，次の本会議は明日７日の午前９時３０分から再開と決しました。

昼食時間を割り込みましたことをお詫び申し上げ，以上をもって散会といたします。皆様，お疲れさまでした。散会。

午後　０時２４分　散会

令和４年第５回矢掛町議会第３回定例会（第２号）

１．会議招集日時　令和４年９月７日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　９時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前　９時３０分
　　　　　　　　（散会）　午後　１時２９分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
１	土井俊彦	出	２	昼田政義	出
３	福田京子	出	４	岸野榮治	出
５	田中輝夫	出	６	原田秀史	出
７	小塚郁夫	出	８	石井信行	出
９	川上淳司	出	１０	花川大志	出
１１	土田正雄	出	１２	浅野　毅	出

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山岡　敦	副町長	山縣幸洋
教育長	山部英之	総合政策監	安部正和
総務防災課長	堀　賢一	企画財政課長	松嶋良治
町民課長	妹尾茂樹	健康子育て課長	小川公一
福祉介護課長	稲田由紀子	産業観光課長	妹尾一正
建設課長	渡邉孝一	上下水道課長	平井勝志
教育課長	藤原徳忠	矢掛病院事務長	坪田芳隆
会計管理者	稲田欽也	介護老人保健施設事務長	小出優子
矢掛寮長	西山弘之	総務防災課長代理	立川人士
企画財政課財政係長	石井亮太郎		

５．出席した事務局職員

議会事務局長	守屋裕文	書記	大嵩勇人

６．議事日程

日程第１　一般質問　９番，１１番，２番，５番，８番，６番，１２番，４番

～～～

午前９時３０分　開議

○議長（花川大志君）　皆さん，おはようございます。昨日の会議に引き続き，御苦労さまです。

ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　一般質問　９番，１１番，２番，５番，８番，６番，１２番，４番

○議長（花川大志君）　日程第１，一般質問を行います。

今定例会では，お手許に配付の一覧表のとおり，８名の議員が質問を行います。質問の順序は，通告の順といたします。

まず，９番川上淳司君お願いします。９番，川上君。

○９番（川上淳司君）　議席９番の川上淳司でございます。通告により質問します。

質問としましては，中川公民館で４年前，子ども食堂に参加させていただきました。子どもたちと地域の皆さんとの楽しい食事の場を一緒に過ごせたことは，とても良かったと思っております。

そこで，今回の質問です。現在の子ども食堂の状況及び今後の取組についてどのようになっているかをお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（花川大志君）　健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君）　９番川上議員の子ども食堂についての御質問に健康子育て課からお答えいたします。

子ども食堂は，無料又は安価で栄養のある食事が摂れる場所となっておりまして，家族そろって御飯を食べることが難しい子どもたちに共食 ―― 誰かと一緒に御飯を食べる機会を提供する場所と定義されています。

子ども食堂では，手作りで温かい食事が安く食べられることや，子ども同士・親同士のコミュニケーションが図れること，アットホームな雰囲気で誰かと食事ができることなど，生活の中に幸せを感じる時間や場所が持てるというとても人間らしい温かい取組です。

御質問は，現在の子ども食堂の状況と今後の取組ということでございますが，中川公民館の子ども食堂につきましては，健康子育て課と直接情報のやり取りはございませんが，地域住民が実行委員会を組織し，公民館を活動拠点とする住民主体の地域活動であって，地域の活性化に貢献している活動と聞いております。

健康子育て課では，支援を必要とする子どもがいる場合に，その居場所として住民からの相談に応じて，利用希望がある場合に紹介をしております。

また，子ども食堂を新たに立ち上げたいというほかの団体が相談に来られれば，岡山県のほうが実施しております立ち上げ補助の事業を紹介しております。

そのほか，健康子育て課の事業と関係する施策としては，共食に関する取組がございますが，現在の計画 ―― 食育推進計画ですが，個人の取組として家庭を中心とした共食を推進しておりまして，地域との取組としての子ども食堂の位置付けは，現在ございません。

子ども食堂のような地域での共食の取組は，より効果的な取組になると思いますが，現在は新型コロナウイルス感染症の影響もありまして，不特定多数での会食となりますので，積極的な勧奨はできては

おりません。

なお，今後につきましてですが，中川公民館の子ども食堂は地域主体の活動でございますので，活動についての悩みや相談などございましたら，相談内容に応じて担当課を紹介させていただくなど一般的ではございますが，適切に対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　川上君。

○９番（川上淳司君）　はい。今の回答である程度の子ども食堂についてはわかりました。

本町の場合は，一人寂しく食事をする子どもということで，孤食の子が多いというふうに思っておりますし，併せて，公民館でいただいたとおりなんですけど，一人で食事をされているお年寄りも多いと思われます。

この状況を改善するためには，地域コミュニティを進める上で，子ども食堂は大きなウエイトを占めていると思っております。

今後は，教育課，福祉介護課を含めた議論が必要と思われますが，今後，どのように取り組んでいくのか。そして，今は中川地区のみだと思われますので，各地区にどのように広げていくのかというところまでがわかれば，教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（花川大志君）　健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君）　川上議員の再質問にお答えいたします。

孤食の子どもが多いとかお年寄りも多いというのは，確かにひとり親の家庭であるとか両親共働きの家庭であったら，やむを得ず子どもさんがお一人で食べることもあると思いますし，お一人暮らしの方，お年寄りの方とか，お二人いらっしゃっても一人の方が入院されたりとか施設に入られたりした時には，どうしても孤食になってしまうということはあると思います。

御質問はですね，子ども食堂について，関係課での協議の必要性と今後の取組ということでございますけども，実は，健康子育て課のほうでは，いま，児童福祉法の改正に伴いまして，こども家庭センターの設置について検討を進めております。

こども家庭センターは，母子保健と子育て支援の策を連携をしながら，前もってですね，予防的な対応を進めていこうとするものでございます。

少し，先ほどの共食とは方向性が違うんですが，先日，国の説明会がございまして，その資料の中に民間や地域が提供する子育てサービスの一つとして，子ども食堂というものが位置付けされておりました。ですので，今後，このこども家庭センターの必要性や設置の有無について検討を進める中で，関係課との協議の場を設ける必要が出てくるものと思っております。そういった場で子ども食堂についても議論がされるものと考えております。

○議長（花川大志君）　川上君。

○９番（川上淳司君）　はい。ほぼ理解させていただいたところだと思いますし，やっぱし今後，各地区でもできるなり，子ども食堂の根底にあります貧困というのも一つは問題になってまいりますので，現在の取組は孤食に対するものだけだったと思っております。

今後の対策としまして，子ども食堂を各地区に拡大していこうとする予定はあるのか。また，継続のための支援をどのように考えていらっしゃるかを町長にお尋ねさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（花川大志君）　町長。

○町長（山岡　敦君）　９番川上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

御質問の１点目，子ども食堂を全地区に拡大する予定があるのかどうかということにつきましては，現段階で拡大する予定はございませんが，先ほど健康子育て課長が答弁いたしましたように，今後，こども家庭センターの設置に向けた議論を進める中でですね，子ども食堂についての議論も行われてまいります。必要に応じて適切な対応をしていきたいと考えております。

そして御質問の２点目，継続のための支援についてでございますが，子ども食堂のような地域主体の活動はいかに継続していくかということが重要な課題であると考えております。こうした活動を継続するためには，やはり活動の支援者ですね。サポーターを増やすということが一番だと考えております。

町といたしましても，必要に応じて活動を継続するための支援を行っていくということは大切なことだと感じております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　川上君。

○９番（川上淳司君）　町長の御回答ありがとうございました。基本的にやっぱし同じ方向を向いていっているっていうのはよくわかりましたので，今後も皆さんで子ども食堂が拡大できるように御協力いただくようにお願いして１問目の質問を終わらせていただきます。

続きまして，次の質問に移ります。

防災士は，年々増えているように思いますが，実際に把握されている人員数並びに地区ごとも併せてお教えいただきたい。そして，組織するのであれば，どのような体制にするのか。いま，消防団がありますけども，消防団は非常勤の公務員というふうになってますが，防災士の処遇についてはどのように考えているのかを問います。

○議長（花川大志君）　総務防災課長。

○総務防災課長（堀　賢一君）　９番川上議員の御質問，防災士の現状と今後の処遇について，お答えいたします。

１点目の御質問，町内の防災士の人数については，把握している限りで地区ごとに順番に申し上げます。矢掛地区７名，美川地区３名，三谷地区１０名，山田地区１５名，川面地区３名，中川地区５名，小田地区２名，以上４５名の方々でございます。

２点目の御質問です。防災士の団体を組織するのであればどのような体制にするのかについても，現在，本町には矢掛町防災士の会というのがございまして，定期的に集まって意見交換や活動の内容について協議をなさっておられます。

地区間の人数の多寡，バランスについては，地区ごとでどうしても人数差は生じるものと存じますし，そうした場合は，防災士の会の会員の中で，地区を越えて相互に助け合うということを全体の会議の中で話合いをなさっておられます。そうした自助・共助の精神が防災士の方々だからこそ，こうした活動の基本理念にされているものと認識しています。

３点目の防災士の処遇については，防災士は非常勤公務員の消防団とは異なりまして，純粋なボランティアとなっておられます。

防災士の資格は，あくまでも民間資格でございます。防災士資格取得により特定の権利が得られる若しくは行動が義務付けられるといったことはございません。あくまでも自発的な防災ボランティア活動を行われており，全国各地で防災士の社会的評価と期待は急速に高まってまいっております。

防災士は，こうした社会の信認性を背景に志と使命感をもって活動することが期待されており，認定ＮＰＯ法人日本防災士機構のホームページに防災士の活動が紹介されております。

以上，回答とさせていただきます。

○議長（花川大志君）　川上君。

○９番（川上淳司君）　答弁では防災士のこと，いろいろお答えいただいたと思いますが，基本的に防災士がどの位置で活躍すれば良いのかという部分が不明瞭な部分がありまして，当然，消防団と防災士，それから公民館というふうな部分でそれぞれに立場が違ってくると思っておりまして，そこの部分のポジションがどこにいくのかなあっていうのが。要するに，災害があった時にそれから決めようやっていう話でなくて，早い時期にやっぱ決めとかにゃいけんっていうの部分があるんで，防災士のポジションを早目に話し合う。防災士の会で話し合うべきなのか，それとも町のほうで指示があるべきなのかっていう部分があるんですけど，町の行政で「取ってください」て言われてる限りは，やっぱしそういうふうなんで増やそうとする部分の人たちが中心になって動かすべきではないかと思っております。

確かに，地域ごとの防災士の人数が薄い厚いがあるんですけど，活動を行っていく上で保険管理も必要になってきます。そこらへんの対応はどうなっていますか。再度お尋ねします。

○議長（花川大志君）　総務防災課長。

○総務防災課長（堀　賢一君）　それでは，再質問についてお答えいたします。防災士としての活動中の保険対応につきましては，現在役場が加入しております町民活動総合補償保険というものがございまして，ボランティア活動が対象になっております。事前に掛金や事前に活動計画を提出していたくことなく，適用されることになっておりますので，保険については安心して活動していただければと存じます。

以上です。

○議長（花川大志君）　川上君。

○９番（川上淳司君）　はい。保険については安心できるものだと思っておりますし，やっぱりそういうことが，一番活動する上では大変大切な部分だと思っております。あと，先ほどもちょっと中身触れさせていただきましたが，防災士がたくさんなってくるのは良いことだと思っておりますし，その中でどういうふうに活動していくかという部分は，大体人間っていうのは指示待ちの部分が多いんで，防災士の方が要するにここでどういうふうにどこの部分に行きなさいとか，どういう部分はある程度の指示は必要だと思っておりますし，やっぱりその方向性は総務防災課がある程度決めるべきではないかなって思っておりますので，再々質問になりますけど，そこの部分も少し考えでも教えていただければ助かります。

○議長（花川大志君）　総務防災課長。

○総務防災課長（堀　賢一君）　それでは再々質問の，今後の防災士がどのようになっていけばよいかといった内容かと存じます。特に議員が気にしておられるような防災士の方と地域の公民館や自治会との連携についてなんですけども，矢掛町防災士の会の会長 片山和典会長のお気持ちをお聞きいたしておりまして，「現在はこの防災士の会，まだ人数も少ない組織であり，少しずつであるんですけども増えている状態ですよ」と。「将来は，各地区に１０名程度以上まで増えた時には，７地区に支部を作ってその支部ごとで地域と連携して，密な更なる活動を推進していきたいんだ」というふうにおっしゃっておられました。当然，矢掛町それから総務防災課としても，そこの所はさまざまなかたちで支援をしてまい

りたいと思っています。

防災士の皆様には，本当に地域の防災リーダーとしてこれからも御活動を賜りたいと存じます。本町といたしましても，組織の充実ですとか活動環境の支援など，出来る限りのサポートをさせていただきたいとそういうつもりでおりますので，よろしくお願いいたします。

以上，回答とさせていただきます。

○議長（花川大志君）　川上君。

○９番（川上淳司君）　良く分かりましたと言いたいところですが，ちょっと奥歯に物が挟まった言い方はちょっと困るなあと思いますが，本当に防災士の方がどんどん増えていることは役場が一生懸命中心になってなんとか増やそうとやっていただいておることはよく理解しておりますし，本当に頑張っていただいとると思います。

今後，地域で何か起きた時に，消防団，防災士，それから公民館の方，皆さんで協力し合っていけるような活動ができれば良いかなと思っておりますし，それから防災士の方には大変だと思いますけど防災訓練で同様な活動ができるようになるよう，各地区でなるように期待して，今回の質問を全て終わります。本日はありがとうございました。

○議長（花川大志君）　次に，１１番土田正雄君，お願いいたします。土田君。

○１１番（土田正雄君）　議席１１番の土田でございます。通告に従って２件の質問を行います。

まず１点目は，土地情報の管理について。２点目は，帯状疱疹予防接種費用の一部助成について，質問を行います。

それでは１点目は，土地情報の管理について，お尋ねをいたします。

都市部への人口流出に伴って，親が亡くなった後に子どもたちが相続登記をしない土地が増えておりまして，2016 年時点で九州の面積を上回る土地が登記者不明という推計がございます。これらを受けまして，令和６年４月１日から相続登記が義務化されます。

現在，相続登記には義務がないためすぐに登記しないケースが多く，長い期間を経て土地の相続人が増えて相続が困難になり，これらを解消するための方法として相続登記の義務化が行われます。

そこで相続登記するには，一般的に個人が所有していた土地を確認する方法として次のような方法がございます。１つは，権利書 ―― 一般的に登記識別情報通知と言われておりますが，これの確認。２つ目は，役所つまり役場で名寄帳を取得する。これは，その土地がある役所でしか内容はわかりません。３番目として固定資産評価証明書を取得する。この３つの方法があるというふうに言われております。しかし，名寄帳にも非課税の土地は載ってないケースが多く，例えば，墓地であるとか保安林だとか，こういったものが記載されておりません。

矢掛町では現在土地情報を得るための土地情報管理はどのように行われているのか。お尋ねをいたします。

○議長（花川大志君）　副町長。

○副町長（山縣幸洋君）　それでは，１１番土田議員の土地情報の管理についての御質問ですが，内容的に少し多課にわたることと他の行政機関に関するお答えとなることから，私のほうからお答えをさせていただきます。

議員のほうで農地の相続未登記の例をお話していただきましたが，確かに，相続登記がされていないことなどによりまして，登記簿から所有者がすぐに判明しない土地，これが全国では九州本島の大きさ

に匹敵するともいわれています。

これも今後，更に深刻化する恐れがありまして，国もその解決は喫緊の課題であると捉えておりまして，そういったことから相続登記の義務化というのが令和６年４月から実施されることになりました。

議員さんのおっしゃられたとおり，相続登記をするためには，まずはその所有する不動産，これがどういうものがあるかっていうのが，相続人本人が，まずは把握しなければなりません。

そこで，議員のお尋ねの町で管理する土地情報ですが，登記をするための情報というわけではありませんが，まずおっしゃいましたが固定資産税の課税台帳 —— 名寄帳。これ，町民課の担当になります。それから農地基本台帳 —— 農家台帳ですね。これは，産業観光課。それから，国土調査の成果である地図情報。これは，建設課が担当しております。ほかにも，受益地に限ってではありますが，上水道・下水道台帳というものもございます。この中で一番参考になると思われるのが，固定資産課税台帳の名寄帳ですが，御指摘のとおり，保安林などの非課税地については載っておりません。建物を含めて，あくまでも相続登記のための情報というものは法務局の登記情報ということになります。

しかし，現在法務局では，役場で言う名寄帳のように所有者ごとにリスト化するというリストして照査するシステムはございません。そのために，今回の相続登記の義務化に伴いまして，法務局でもやはり課題として考えておられまして，所有者ごとの土地家屋の登記情報をリスト化して，役場で言う名寄的なものを発行することができるよう手続きを進められておられます。

この所有者ごとに不動産がリスト化されれば，そのリストを基に漏れなく相続登記を行うことができる。登記手続きの負担が軽減される。登記漏れを防げる。相続登記の義務化と相まってこれで所有者不明土地の発生の防止につながるものと考えられております。このリストを所有不動産記録証明書と言いますが，既にそれに伴う法改正は行われておりますが，法の施行，実施時期というのは今のところ未定で，遅くとも令和８年４月までには始めることとされております。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　土田君。

○１１番（土田正雄君）　はい。いま，回答がありましたように，当然，個人の土地は個人で管理するんですけども，なかなか親の財産の管理がといいますか，情報が全て把握できているとは限りません。また，先ほどの説明にもありましたが，今後は，不動産登記法第 119 条の第２項で，“相続人その他の一般承継人は，登記官に対し，手数料を納付して，被承継人に係る所有不動産登記録証明書の交付を請求することができる”ように改正をされております。しかし，現時点ではまだ実際に利用することができません。令和８年４月までに施行されることになっております。

また，法定相続人に関する情報を一覧図にした法定相続情報一覧図の保管を法務局に申し出ることにより，以降５年間，法務局の証明がある法定相続情報一覧図の写しを交付を受けることができるようにもなります。矢掛町の名寄帳には，先ほど申しましたように保安林等の非課税となっている土地は記載されておりません。

そこで再質問として，矢掛町の保安林の土地情報はどうなっているのか。お尋ねをいたします。

○議長（花川大志君）　副町長。

○副町長（山縣幸洋君）　はい。土田議員の再質問ということで，保安林台帳ですが，矢掛町に保安林台帳というものはございませんで，保安林台帳自体は県が所有をいたしております。矢掛町につきましては，笠岡にあります井笠地域事務所にその保安林台帳の原本がございます。

保安林台帳というのは，施業の要件を定めているものでして，私も原本を見たことありませんが，様式は目にしております。施業の要件が主ですが，ただその付表で所有者情報，それから当然，保安林によくあります共有者情報というのも載っております。ただ，これはデータ化したシステムではありませんので，あくまで紙ベースということですが，ただ，いつでも閲覧可能ということを伺っておりますので紹介させていただきます。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　土田君。

○１１番（土田正雄君）　はい。土地情報というのは，先ほど副町長から説明がありましたように，法務局が所有して管理する情報であると思いますが，今後未登記を防ぐために，矢掛町として出せる情報を整備するなどの対応を求めまして，１点目の質問を終わります。

続いて，２点目の質問に移ります。２点目は，帯状疱疹予防接種費用の一部助成について，お尋ねをいたします。

帯状疱疹は，体の片側の一部にピリピリ刺すような痛みとともに，赤い斑点と小さな水膨れが帯状に現れる皮膚の疾患です。５０代から発症率が高くなり，８０歳までに３人に１人が発症すると言われております。また，皮膚の水疱が消えても，５０歳代以上の２割の方が長い間痛みが残る帯状疱疹後神経痛になると言われております。

予防接種ワクチンには２種類ございまして，乾燥組換帯状疱疹ワクチン“シングリックス”といいますが，これと，乾燥弱毒生水痘ワクチン“ビケン”がございます。しかし，シングリックスワクチンは２回接種が必要で，１回当たりの費用が２万2,000円とかなり高額となっております。

そこで，発病リスクを防ぐために，ワクチン接種費用の一部助成制度について，お考えをお尋ねいたします。

○議長（花川大志君）　健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君）　１１番土田議員の帯状疱疹予防接種費用の一部助成制度についての御質問にお答えいたします。

予防接種というものには，予防接種法に定められた定期接種。それと法定外の任意接種がございます。

定期接種につきましては，その費用の全額又は一部を公費で助成することとなっておりますが，今回御質問いただきました帯状疱疹ワクチンは，法定外の任意接種のワクチンということになっております。任意接種のワクチン費用は，原則自己負担でございますので，健康子育て課として現段階で費用助成については考えておりません。

ただ，議員の御質問にもございましたが，同じように町内の医療機関の先生方からもこの接種費用が高いことが帯状疱疹の予防接種が進まない原因になっているとの御指摘がございます。また，帯状疱疹ワクチンの接種については，この啓発がまだ不十分だという御指摘もございますので，まずは，ワクチン接種の勧奨のほうに努めさせていただき，経済的支援を目的としたこの助成制度の必要性については，近隣の状況などと合わせまして，その必要性について引き続き検討し，適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（花川大志君）　土田君。

○１１番（土田正雄君）　はい。先ほど回答いただき，ワクチン接種費用の一部助成制度については，近隣の状況などと合わせて必要性について引き続き検討し，適切に対応したいという回答でございまし

た。

こういった助成制度を一つひとつ充実させることで,人口増対策にもつながるのではないでしょうか。今回の質問は，少子高齢化を迎える中で他市町村に先駆けての取組を行うことにより，一人でも移住人口を増やす手立てにつながればと思っての御質問でございました。今後も時機を逸しないような対応を求めまして，全ての質問を終わります。

○議長（花川大志君）　次に，２番昼田政義君，お願いします。昼田君。

○２番（昼田政義君）　議席番号２番，昼田政義でございます。

通告書に準じて，１つ目，自治協議会主催の町政懇談会の有意性に対する考えと今後の開催の有無について。２つ目，自助・共助に根差した地域ごとの避難訓練実施に対する町行政としての方針について，お伺いします。

なお，議員として初めての一般質問でございます。不手際が多々あるかと思いますけど，よろしくお願いいたします。

まず１つ目，町政懇談会について，町長は「町民の皆様との対話を重視する」との就任にあたり所信を述べられ，更に「ニーズに応え，不十分な点があればそれらを改善につなげる」とされています。

その観点から，各地区の町民と行政との対話の接点である町政懇談会の今年度の開催は予定されているか否か問います。また，町政懇談会は平成３０年以降，豪雨災害，コロナ禍の影響で未開催となっています。前段の所信に照らせば，町民の意見に接する機会として，町政懇談会を設けていいただくことは，町民の利益にかなうものと考えます。執行部のお考えを伺います。

○議長（花川大志君）　町民課長。

○町民課長（妹尾茂樹君）　２番昼田議員の１点目の御質問，町政懇談会について，お答えさせていただきます。

自治協議会主催の町政懇談会につきましては,議員の御質問にございましたように,平成３０年以降,豪雨災害や新型コロナウイルス感染拡大防止により，未開催でございます。

平成３０年７月の豪雨災害による被害につきましては，一定の復旧がなされたことや今後の状況にもよりますが，新型コロナウイルスの感染対策を行いながら，この議会初日の町長報告で報告させていただきましたとおり，これまで実施してきました自治協議会主催の町政懇談会につきましては，自治協議会連絡会議で協議させていただいた結果，今年度は，自治協議会主催“町長と語る地域座談会”を開催することとなりました。

今回の地域座談会でございますが，各地区の地域課題について，事前にテーマを提出いただき，地域の代表者と語り合う新たな形で開催することになりました。

このような地域の方々との語り合い，地域のニーズにお応えするためには，議員さんの御質問にございました町民の意見に接する機会の場として有意性があると考えておりますので，よろしくお願いいたします。

なお，町民要望につきましては，これまでどおり随時担当課の方で受け付けておりますので，御要望いただきたいと思っております。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　昼田君。

○２番（昼田政義君）　それでは，町長の御見解をちょっといただければありがたいと思いますので，

よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　町長。

○町長（山岡　敦君）　自治協議会主催の町長と語る地域座談会の開催につきましては，町民課長が答弁しましたが，私からもお答えさせていただきます。

昼田議員の御質問にございましたが，前回６月議会の冒頭のあいさつで，私は「大きな柱は，歴代町長が積み重ねてこられた町政の成果や方向性を継承し，地道に運営をしていく中で町民の皆様との対話を重視し，そしてニーズにお応えし，不十分な点があればそれらを改善につなげていく」と所信を述べさせていただきました。このことから，この自治協議会主催の町長と語る地域座談会は，私にとりまして非常に大切な座談会だと思っております。

地域の各分野を代表する方々と意見を交換しながら，また，地域のニーズや情報をいただきながら町政に役立てていきたいと考えております。

なお，コロナ禍でございますので，どうしても人数や時間の制約を受けます。そうした中にあって，町民の皆様の御意見を出来る限り反映できるよう，そして，座談会が有意義なものとなるよう努めてまいりますので，御理解と御協力の程，なにとぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　昼田君。

○２番（昼田政義君）　今，町長から答弁いただきましたけど，町政懇談会を町長と語る地域座談会形式で開催していただくことをお聞きして安心いたしました。

その座談会でいろんな声，意見が出るかと思いますが，その声，意見を生かして，安心安全で，みんなが住んでよかったまち，住みたいまち作りに役立てていいただければ，町民の方々も納得すると思います。

今後も，町民の声，意見を聞く機会を数多く持っていただき，住み良いまち作りに生かしてもらえれば幸いです。これで町政懇談会についての質問を終わります。

続きまして，２番目の防災について，質問いたします。

町民の防災意識を高めるため，町行政としてはどのような取組を計画しているのか。また，町内ごと，あるいは地域の実情に特化した地勢的な区分けなど，防災の実務的な方針はあるのか。また，自主防災組織の活動を有意義なものにする取組の一つと考えられる地域ごと避難訓練を実施する促進に対する担当課としての方針を伺います。

先日行った広報広聴常任委員会の主催の町民と議会の懇談会“町びとの声を聞く～不断の防災意識を持つ！安心安全・助け合いの町に向けて～”をテーマで，各地域の自治協議会長さんに集まっていただき，意見交換をさせていただきました。その中で，自主防災組織を結成しているが，実際には活動を伴っていない現状がありました。また，避難訓練を実施している町内会は数えるほどしかありませんでした。

基本的な自主防災組織の役割分担，また，年１回程度の避難訓練を実施してくださいと記載にありますが，実際には行われていません。私の高柳町内会で，高柳公会堂から，昨年作っていただいた中川南避難所までの避難訓練を実施しましたが，その時，避難開始の時期の決定基準，避難開始の連絡は誰が行うのか。一時集合場所をどこにするのか。安否確認方法は。避難場所に移動する前，誰が町へ連絡するのか。避難ルートの確認は誰がするのか。避難への移動をどのようにするのか。また，一人暮らしの

人，障害のある方のフォローといろいろ問題がわかってきました。

まず，避難訓練を実施しやすいように，総務防災課で，火災，地震，大雨に対する基本的な初動避難訓練マニュアルを作って配布してもらえれば，参考にして，各地域，各町内会に合った避難訓練の計画書を作成できると思います。また，計画書に基づいて避難訓練を実施すれば，数多くの問題があることに気付き，改善すれば次の避難訓練につながると思います。担当課のお考えを伺います。よろしく。

○議長（花川大志君）　総務防災課長。

○総務防災課長（堀　賢一君）　２番昼田議員の御質問，地域ごとの避難訓練実施に対する町の方針について，お答えいたします。

１点目の御質問，町民の防災意識を高めるため，どのような取組を計画しているかについては，４年前の平成３０年７月豪雨災害を経験いたしました。その後も全国各地で豪雨による災害が頻発しています。また，南海トラフによる大地震がいつ起きてもおかしくない状況でございます。

取組といたしましては，広報やかげ，ホームページなどで，町民一人ひとりの防災意識を高めてもらうための啓発ですとか自主防災組織の活動支援，消防団をはじめ関係機関，先ほども防災士がありましたが団体の相互連携の強化，地域ごとの防災訓練の実施への支援など，継続的に啓発推進してまいりたいと存じます。

２点目の御質問，地域の実情に特化した地勢的な区分けなど防災上実務的な方針については，当課といたしましては，水害発生時であれば，想定される災害は地域ごとにさまざまあることは認識いたしております。そうしたあらゆる可能性を想定し，避難の指示の時期ですとか避難場所の設定など，まちの地域防災計画などにもこうした対策が計上されています。

そうした中，避難訓練実施の促進に対して，まちとして訓練実施マニュアルや簡単なガイドブックを作成し配布したらどうかという御提案についてなんですけども，まず，昼田議員が町内会長をお務めの高柳町内会で，去る７月１０日日曜日，３３名の方による高柳公民館から中川南避難所への避難訓練を実施されておられます。小生も実施報告書を拝見させていただきましたけれども，正にこの内容がマニュアルとして成立しているものだと考えております。議員がおっしゃるように，まずは避難訓練をやってみる。そして，課題を見つけ，次につなげ，より良く改善していくことが大切と存じ上げます。

総務防災課といたしましても，地区防災計画ですとかマイタイムラインの作成など今後もお願いしてまいることになりますけれども，避難訓練を一度実施してみることで防災意識の向上への切っ掛けになる可能性が高いことから，マニュアルやガイドブックのような資料は提供できるよう情報収集して努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（花川大志君）　昼田君。

○２番（昼田政義君）　いま，防災課長の方から答弁いただきましたけど，その中で地域防災計画，マイタイムラインの作成をお願いする旨の発言がありました。

これからの防災におけるいわゆる自助，公助を有効に進めていく上で大変重要だと考えていますが，このうち，地域防災計画の作成については，作成の過程における地域住民同士の協議，話合いこそが防災意識を高め，課題を共有する大切なものであると思います。そのことから判断しますと，更に重要なのは，この話し合うこと自体とそこから生まれる対応，対策など，合意と結果につながっていきます。つまり，継続することが大切であると私は考えます。

その動機付けといいますか，取っ掛かりのひとつで，避難訓練の計画実施が実務的かつ地域住民同士のコミュニケーションの保持の観点から有意義なものであると私は考えます。

しかし，実際にあたってはさまざまなハードルやエネルギーが必要になってきます。この取っ掛かりの部分で，先ほど提案しました初動避難訓練マニュアルを防災課が担当から立案制作してもらえれば，現在設立されている自主防災組織を中心に，我々町民の自助，公助に対する前向きな取組が動機付けになるのではないでしょうか。

そこで，前段の質問に対する担当課長の御答弁では明確ではなかった情報収集から先の，避難訓練に関するマニュアルやガイドブック作成は，どのようにどの期間において達成されるでしょうか。災害はいつ発生するかわかりません。時間軸の概念，これこそが大事な防災対策かと思います。今答えられる所見の一端で結構ですから，再質問として担当課長にお尋ねします。

○議長（花川大志君）　総務防災課長。

○総務防災課長（堀　賢一君）　再質問，避難訓練のマニュアル，ガイドブックなど作成の期間，時期について，お答えいたします。

御承知のとおり，地域や状況に応じて起きる災害の種類や状況は多岐にわたることがもちろん予想されております。火災，水害，地震，幾種類かの想定に応じた避難訓練マニュアルを作成するとなると，ある程度の時間が必要と考えております。ですが，防災について，地域の皆様が集って取り組んでいただく機会を作るためにも，可能な限り早く情報をホームページなどでお知らせしたいと存じます。早ければ年内，遅くとも年度内には，幾種類かの，全てが網羅できるマニュアルはちょっとできないかもしれないですけれども，そこに到達できるような幾種類かのマニュアルを提供できるよう努めてまいります。

この機会ですから，最後に，特にお願いしたいのは，議員もおっしゃいましたけども，お一人おひとりが命を守ることが一番大事ですので，大雨がこれ位降ったり，水位がこれ位になったら，早めに親戚や知人宅に逃げておくですとか，大地震が来た際には家族間でどう連絡を取り合うかなど，御家族や地域の皆様で，常日頃からハザードマップを確認しておくなど，災害についての話合いを改めてお願いしたいと存じます。これは，防災の大原則と存じますので，改めてお願いをいたします。

以上，答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　昼田君。

○２番（昼田政義君）　いま，担当課長から御答弁いただきました。

今後もね，町民の安心安全を守るため，共に各地域，各町内会の自主防災組織活動を活発にできるように，町からの情報，資料の提供，よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（花川大志君）　次に，５番田中輝夫君，お願いいたします。田中君。

○５番（田中輝夫君）　議席５番，田中輝夫でございます。通告に従い，放課後児童クラブとＯＴコンサル ―― 作業療法士による学童保育の支援についてと，衛星安否確認サービスについての２点についてお尋ねします。

まず１点目。放課後児童クラブは，学童の生活の場，学びの場，遊びの場として，子どもたちを支援していますが，より過ごしやすい場所にするため，近年は学童保育の支援員，作業員が作業療法士と連携して運営に取り組んでいるクラブがあります。

作業療法士には，発達障害の支援を専門にしている人がいるので，学童が生活の中でちょっと困ったこと，一生懸命やっているのに他の子と同じようにできないなど，生活や学習のし難さを抱えている子どもたちをほんの少し手助けすることで問題解決に導くこともあることで，全国的に広がっています。現場の支援員,指導員も作業療法という子どもを支える専門職の存在を知り,作業療法士の視点と知識,経験に裏打ちされた対応を知ることで,自信を持って子どもたちと向き合うことができ,スキルアップ,モチベーションアップにもつながっていきます。

岡山県学童保育連絡協議会が岡山県作業療法士会に依頼して，2016 年から一部の放課後児童クラブに作業療法士を派遣して，指導員の支援にあたる取組を始めています。岡山県放課後児童クラブ，学びの場の充実事業が創設され，それはＯＴコンサルにも活用できます。

放課後児童クラブに集う子どもたちのより良い生活のために，制度化又は継続的な施策化を町内の全放課後児童クラブも期待しています。ＯＴコンサル ―― 作業療法士による学童保育の支援について，本町はどのように考えているのか，お尋ねします。

○議長（花川大志君）　健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君）　５番田中議員の１点目の御質問，放課後児童クラブとＯＴコンサル ―― 作業療法士による学童保育の支援について，お答えいたします。

御質問は，作業療法士による学童保育の支援についての町の見解ということでございますが，作業療法士は，いわゆる発達障害など支援を必要とする子どもの状況を観察し，その見立てをし，遊びを通してその子に合った作業を行ったり，集団という環境の中で過ごすことができるようにサポートを行うものでございます。

こうした作業療法の手法を児童クラブの支援員が学んで指導に取り入れることは，子どもたちの日常の生活の一部としての放課後児童クラブという生活の場，遊びの場を充実させ，児童の健全育成を図るという，この放課後児童健全育成事業の目的を達成するための有効な手段のひとつになると考えております。

○議長（花川大志君）　田中君。

○５番（田中輝夫君）　はい。ＯＴコンサルは児童の健全な育成に有効な手段であるとの回答をいただきました。

岡山県放課後児童クラブの学びの場充実事業活用，チャレンジできるのは期限があると，１年から３年とか期限があると聞いておりますが，継続化を望むものであります。そこで近隣の市町では，ＯＴコンサルを制度化，施策化しているところがあります。また，作業療法士の資格を得ている人を担当課に配置しているところがあります。

今後，そのような配置に取り組むことへの見解について，どのように考えているか，お尋ねします。

○議長（花川大志君）　健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君）　田中議員の再質問にお答えいたします。

御質問は，健康子育て課として作業療法士の配置に取り組むことについての見解ということでございますが，現時点で，作業療法士を健康子育て課に配置することは考えてはおりません。

発達障害に関する施策の中で，放課後児童健全育成事業の位置付けというものを考えますと，児童クラブへの支援だけを目的に作業療法士を配置することは現実的ではないと考えております。また，配置方法を工夫して，雇用でなく派遣などの方法によって定期的に勤務していただくということを想定した

としても，全体の施策に影響が出ますので，保育園や認定こども園，子育て支援センターなどの関係施設や教育委員会，福祉介護課などの関係課とも施策との連携を見直す必要が出てまいります。

現在，計画中の発達障害など支援を必要とする子どもや保護者への支援施策全体を一旦見直して，施策体制，支援体制を再構築する必要も出てまいりますので，現時点では配置ではなく，作業療法士など発達障害の専門職により支援員の研修を行うという方法が，町の施策の中でより整合性の取れた方法であると考えております。こうした研修につきましては，先ほど御質問にもございましたが，岡山県放課後児童クラブ学びの場充実事業の案内が県から来ておりまして，担当のほうで各児童クラブの意向調査を実施しております。この意向調査の結果を踏まえまして，研修受講希望のある児童クラブにつきましては，来年度，事業に取り組んでいただけるように検討してまいりたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　田中君。

○５番（田中輝夫君）　はい。担当課では職員採用配置のことは回答できないのは当然であり，仕方ありませんが，作業療法士の採用・雇用については，各課関連施設など連携を取って現在継続中の計画を見直す必要があるというふうな説明でしたが，必要があれば見直すこともやぶさかではないというふうに感じております。

しかし，作業療法士など発達障害の専門職による支援の研修を行うのが良いというふうなお答えでしたので，放課後児童クラブ学びの場充実事業を継続活用するとしても費用が掛かります。各クラブの負担ではなく，町が補助しながら制度の継続化を行い，放課後児童クラブの支援をお願いしたいというふうに思います。先ほどの回答では，来年度からそれに取り組んで，クラブから希望があればそれに取り組んでいくというふうな回答だったので，そのことも併せてよろしくお願いします。この件についての質問はこれで終わります。

次に，衛星安否確認サービスについてでございます。

本町も防災についてはいろいろと取り組んでいます。そのうちの一つとして，衛星安否確認サービスＱ－ＡＮＰＩがあります。これは，国が防災機材を全国約３０の自治体に貸与して実証調査をしているもので，本町も参加しています。

防災機能の高度化への取組として，衛星通信とスマホのアプリ通信機能を連携させ，避難者の安全安否確認のため，避難所や学校，公民館など公的施設に配備しており，災害時には情報が送受信でき，良いシステムであるというふうに思っております。

先月８月８日に各地区で実証調査を行っていますが，年１回の訓練では操作に馴染めず，初期対応で迅速な接続等が難しいのではないか。実証訓練の回数を増やし，操作に慣れるのが良いのではないかと思います。現在，機材の配備場所と無償貸与期間はいつまでなのか，また，貸与期間終了後には機材を購入，保有する計画はあるのか。衛星安否確認サービスシステムについての執行部の見解をお尋ねします。

○議長（花川大志君）　総務防災課長。

○総務防災課長（堀　賢一君）　５番田中議員の御質問，衛星安否確認サービス ―― 通称Ｑ－ＡＮＰＩと申します，についてお答えいたします。

まず，衛星安否確認サービスＱ－ＡＮＰＩについては，田中議員から大変詳細な御説明いただいております。少しだけ補足をさせていただきますと，これは内閣府宇宙開発戦略推進事務局が進めている

ＧＰＳでおなじみの人工衛星“みちびき”を通信に利用し，携帯電話網やインターネットなどの通信が途絶した地域からでも,衛星回線を利用してスマホで入力した内容が,安否情報をみちびきを経由して,登録・確認できるシステムを構築する社会実証実験事業でございます。

内閣府による実証事業ですので，機材も国からの貸与ですし，通信料も無料です。ただし，定期的に訓練を実施し，その成果や改善点を内閣府へ報告し，改善を加え，より良いシステムを構築することとなっています。

本町では今年度は田中議員も御参加いただいております。先月５日に全地区で実証調査を行いましたところ，参加者の方からも改善すべきさまざまな意見をいただいておりますし，先ほど議員おっしゃいましたように,使い方に慣れるためにももっと頻繁に訓練したいんだとのお申出もいただいております。

御質問の１点目，機材の配備場所と無償貸与期間については，本町には７機ございます。各小学校の体育館に配備をいたしています。無償貸与期間は，令和３年１月から令和９年１月末までの６年間でございます。

２点目の貸与期間満了後は，購入，保有する計画はあるのかについては，現在の契約では，貸与期間満了後は内閣府に返却することになっております。

本町でのこの機材を保有する計画はあるかについては，今回の実証実験を経て改良改善された新しいシステムや機材が本町でも非常に有効であると思われれば，購入も含めて検討してまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　田中君。

○５番（田中輝夫君）　はい。無償の貸与期間は，令和９年１月までというふうなことで，後５年ほどありますが，機材の保有については返却が基本というふうなことで，実証実験を有効と判断すれば購入する可能性もあるとの回答でした。

災害時の安否確認は，衛星安否確認サービスシステムや町の防災行政無線もありますが，アマチュア無線も防災時の安否確認には役立つのではないかと思います。現在もアマチュア無線クラブ愛好家もいるので，クラブ員と提携して活用すべきと考えますが，そこの見解を執行部にお尋ねします。

○議長（花川大志君）　総務防災課長。

○総務防災課長（堀　賢一君）　田中議員の再質問，アマチュア無線の愛好家クラブ員と連携すべきと考えるが，その見解について，お答えを申し上げます。

議員がおっしゃるように，通信手段の多重化は防災対策の上，非常に重要だと思っております。今後は，町内の無線クラブ アクティブハムクラブ様 —— 最近は新聞でも活動されています，とも連携を図りながら，多重化を進めてまいりたいと存じますので，よろしくお願いいたします。

以上，答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　田中君。

○５番（田中輝夫君）　はい，回答いただきました。アマチュア無線クラブの愛好家の人と話をしたんですが,「４年前の西日本豪雨災害時には,自分たちもみんな混乱していて災害の後始末だけが精一杯で,その余裕はなかった」というふうなことですが,「今後災害があった時は，自分たちも活用したい」というふうな話を聞いております。

防災については重要なツールでありますので，今後も防災機材で良いものがあれば取り入れ，アマチ

ュア無線クラブとも連携しながら取り組んでもらいたいと考えています。

これで，本日の質問は全て終わりにします。ありがとうございました。

○議長（花川大志君）　お諮りいたします。一般質問の途中ですが，ここで１５分程度の休憩を取りたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，１０時５５分まで休憩いたします。休憩。

午前１０時３９分　休憩

午前１０時５３分　再開

○議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き，本会議一般質問を行います。８番石井信行君，お願いします。石井君。

○８番（石井信行君）　議席番号８番，日本共産党の石井信行です。発言通告に従って，質問をします。

１つ目，コロナ対応についてお尋ねをします。これは１か月前の原稿になるんですが，コロナ感染者が過去最高を更新し続けており，医療崩壊が進み，死者数も日々増え続けている今，行政としての対応が急務になっていると書きました。

やや今は下降気味ではありますが，下げ止まりという状況です。政府の対応についても非常に問題が多く感じられます。一日も早く，感染の心配をしなくても良い日常の生活を取り戻すために，町内の医療機関に対して発熱外来への支援，ワクチン接種への支援，それから，診療報酬の引下げを昨年の暮れ，国のほうで決められたＰＣＲ検査や抗原検査への補填措置などを含めて，早急に支援を講じる必要があるのではないかと思いますが，見解を求めます。

○議長（花川大志君）　健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君）　８番石井議員のコロナ対応についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が急増して，矢掛町でも８月中旬以降は一日３０人近い感染発表の日もありました。現在，下がりつつありますが，まだ感染経路不明者の割合が８月末現在でも 84.4 パーセントということで，いつどこで感染してもおかしくないという状況になっております。

御質問は，町内の医療機関に対しまして，発熱外来やワクチン接種への支援と，診療報酬引下げがなされたＰＣＲ検査・抗原検査への補填措置に対する見解ということでございます。

まず，発熱外来につきましては，患者さんが急増して対応に苦労しているというお話を一部の医療機関の先生から聞いておりますが，現在，国のほうが保健所への届出手続きの簡略化などを進めているところでございますので，当面は経過を見たいと考えております。

また，ワクチン接種 ―― これは４回目ですが，一応８月末で予定の８割を完了しておりまして，９月以降は矢掛病院を除いて町内の医療機関での接種は終了しております。

次に，検査費用の減額に伴う補填措置ということでございますが，６月の議会で医療機関物価高騰対策支援金として経済的支援ということで予算を計上させていただきまして，現在，執行中でございますので，現時点で新たな支援を行う予定はございませんが，今後，近隣の状況を参考にしながら，医師会の意見も参考にしながら，検討は続けさせていただきたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　石井君。

○８番（石井信行君）　答弁にありましたように，町内の感染状況もいつどこで感染してもおかしくな

いというような状況です。まん延状況と言ってもいいような状況ではないかと思います。

答弁では，国が保健所への届出手続きの簡略化などを検討しているところだから，当面は経過を見るという答弁でしたが，全国的に医療機関へのアクセスができ難い状況。これは６波の時に，本当に大変な状況でしたし，私の知人も実際にコロナ感染になって自宅待機の時に，買いに出られないので食料を送って来られたそれを食いつないだということを聞きました。この検査とか診療に辿り着けなくなって，自宅で待機せざるを得ない。こういう状況になることを町民は非常に危惧しております。これ以上，どこに気を付ければいいのか。もう，私は今も二重にマスクをしておりますが，できることはみんなやっているのにという思いでいます。これは皆さん同じだと思います。

６月議会で，先ほど答弁にありました，医療機関物価高騰対策支援金が計上されていて，現在執行中だということですが，その中身は150万3,000円です。

近隣の状況を参考にしつつと言われましたが，町内の医療機関に問い合わせをしてみると，発熱外来で一回ごとに使い捨てにしないといけない感染防護具の物資，今は全部自前になっているそうです。

その上にクラスターが多発しております。浅口や玉島などの町外からの患者も保健所を通じて，発熱外来への受診依頼があるということを聞きました。町内の感染者数の増大と合わせて，かなりの数に上ってきているということですので，実態を十分に把握して，実際にいろいろ医師会なんかと話合いをしておられるということでしたが，更に実態を把握して，支援策を早急に打たなければ医療機関が崩壊してしまうのではないかというふうに危惧しています。

９月以降は，矢掛病院以外のワクチン接種は終了しているとのことでしたが，ワクチンの今度新しい種類が加わって，５回目以降になれば矢掛病院だけでは対応困難になると予想されます。重ねて，早め早めの支援策が町民を安心させるのではないかという要望をいたしますが，所見をお伺いしたいと思います。

○議長（花川大志君）　健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君）　石井議員の再質問にお答えいたします。

検査が非常にひっ迫している状況というのも確かに医療機関のほうから聞いておりますし，町外から患者が殺到しているというのも８月のお盆頃にお話を聞いたりしております。

今回，新しいワクチンが始まるということもありますので，医師会の先生方とは綿密に協議を重ねてまいりますので，その中で経営状況なんかも把握しながら，支援が行政として必要かどうかということも検討してまいりたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　石井君。

○８番（石井信行君）　はい。大変努力をされているということはよくわかった上でのお願いですが，引き続いて，町民の安心安全のために最善の方策を講じていただきたいということを重ねてお願いして，２つ目の質問に入ります。

嵐山のライトアップについてですが，３月に私どもが町に提出した町民からの要望。これ，２４項目あったんですが，その回答をいただきました。

要望の中に嵐山の夜間照明を止めてほしい。桜の時や紅葉の時以外は不要ではないか。照明の色の工夫をしないと不気味だという声がありましたので，この要望を出しましたら，町からは早速，令和４年７月１９日より通年で実施しておりました嵐山のライトアップにつきましては，町内イベント等がある時のみにライトアップを行うことに変更いたしましたというふうな明確な回答をいただきました。

これは，町長の英断だったと伺っております。日時も明確に決め，町の広報紙にも何月何日からということで出ております。

大変，この回答は，やっと実現したか。省エネにもなり当然だと歓迎されております。

嵐山の夜間照明は今後，この方針が貫かれるのか。見解を求めます。

○議長（花川大志君）　産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君）　８番石井議員の第２点目の御質問について，産業観光課からお答えします。

今年７月２９日に矢掛町のホームページに，節電，CO^2削減，環境への配備等を考慮し，今後の嵐山ライトアップについては,町内イベント等に併せて実施する予定である旨を掲載しております。また，石井議員御指摘のとおり，広報やかげ８月号にも掲載しております。

具体的には，８月にはやかげ夏の行灯まつり，今年度の今後の予定としましては，９月には認知症支援・啓発のためのオレンジライトアップ，１１月の矢掛の宿場まつり大名行列，１２月のクリスマスに合わせて実施予定です。なお，今後もこの方針で実施する予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　石井君。

○８番（石井信行君）　ライトアップの照明が短縮されるということになりましたので，当然ライトアップの事業の予算，あるいは委託料，そのほかも縮小されると思われます。今後の取組をぜひ期待したいと思っています。

３つ目の質問に移ります。買物の弱者の実態調査についてのお尋ねです。

この街中のスーパーの移転によって買物ができ難くなったという声が町筋から多く聞かれます。ふれあいバスや福祉タクシーの利用，それから店舗側からの巡回訪問販売なども取り組まれておりますが，買物ができ難くなっている人，買物に出掛ける交通手段の無い方々からは何とかならないものだろうか。このコロナ禍の中で，せめて買物ぐらいには出掛けて気分転換でもしなければ気が滅入ってしまう。そういう声を伺います。

買物弱者の実態を調査し，対応策を考えるべきではないかと考えますが，見解を求めます。

○議長（花川大志君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（稲田由紀子君）　８番石井議員の御質問，買物弱者の実態調査について，福祉介護課からお答えいたします。

買物弱者への対策としては，石井議員も言われましたように，地域福祉バス，障害者等福祉タクシー助成事業で対応しております。また，介護保険制度の中で，申請により要介護者にはヘルパー派遣，要支援者には介護予防訪問ボランティアによる買物支援もございます。そのほか，民間による宅配や移動販売もございます。しかし，これらの制度を活用できていない方があるかもしれません。したがって，現状を把握するということは重要だと考えております。

矢掛町では，来年度，高齢者福祉の一層の充実と介護保険制度の円滑な実施に向け，第９期矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定を予定しております。その準備として，今年度，６５歳以上の町民の方を対象に課題やニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施する予定にしており，その中で買物に対する実態の調査を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　石井君。

○８番（石井信行君）　はい。手厚い保護をされた上でなおかつ，実態に即したアンケートもしていただけるということで，これは大変，重要な取組だと考えております。

今後とも，町民のこの体が十分に動けない，買物が十分にできない人に，誰の気兼ねもなく買物ができるようになる状況を少しでも作っていただきたいと思っていますので今後ともよろしくお願いします。

４つ目の質問に移ります。同僚議員が先ほど町政懇談会についてお尋ねがありました。今回の議会の冒頭で町長のほうからも報告の中で，座談会というような提案もありました。

新しく町長になられて初めての年でもありますし，町長のほうからまち作りの抱負を伝え，あるいは町民の側から町内各地の抱えている問題を出し合って，行政と町民が一緒にまち作りを考える場を作っていくべきだと考えます。見解を求めるという質問を出したんですが，冒頭の挨拶で，先ほど申しましたような報告がありました。

そこでさらに，今までは各自治会から文書で要望事項が出されて，それに対する回答が関係の課からも，町長自身からもありました。それを地域の住民も直接見聞きすることができます。

ところが，今度は座談会となれば，それから地域の代表だけということになれば，要望に対する明確な回答はいただけるのかどうか。あるいは，希望すれば誰でも参加できるのか。発言もできるのか。今までの町政懇談会と比べて，枠が狭まって要望が届きにくくなるのではないかと危惧するのですが，見解をお伺いしたいと思います。

○議長（花川大志君）　町民課長。

○町民課長（妹尾茂樹君）　失礼いたします。８番石井議員から，座談会方針では自分の声が聞き届けにくいのではないかという御質問がございましたので，町民課からお答えをさせていただきます。

従前ですと，町政懇談会でいろんな要望を受けておりました。今では文書で各課へ要望を出していただき，それで回答させていただいております。

今回の地域座談会でございますが，何事にもコロナ禍でございます。多くの方が集まるというのは，非常にどうかなというところもございます。ですから今年度はコロナ禍の中にありますので，各地域の代表者の方々と意見を交わすという座談会方式を取っておりますので，御理解の程お願いしたいと思っております。要望のほうは各課へ出していただければ各課で回答させていただきますので，その点も御理解をいただければと思っております。よろしくお願いします。

○議長（花川大志君）　石井君。

○８番（石井信行君）　再質問になりますが，コロナということは大きいハードルではあるんですが，再度お尋ねしたいのは，この対面して要望を届ける，あるいは回答をもらう。このやりとりの中で，お互いの歩み寄りや理解が深まるのではないかというふうに思います。

町長もいろんな所を歩かれて町民の要望をしっかり聞かれてるというのを実際に目の当たりに，私も見ましたし，町民の声をしっかり聞かれてると思うんですが，やっぱりその地域地域で声無き声がやっぱりある。それをやっぱり自治会でくみ上げて，行政に届けたいというのがあります。

それで，この行政と住民とのそごがあってはいけないということで一例を挙げますと，先般，先ほど嵐山の件でも申しましたが，私どもの要望に対する回答をいただきました。２４項目ですか。

その中に，川面と本堀境のマルナカ西の道路 ―― 国道に直交する道路ですが，この拡幅工事を巡って，自動車の対向ができ難いままで困っている。拡幅工事を完成させてもらえないかというそういう要

望に対して，「自治会から要望が出ていないから」という回答でした。

それでこういうそごがあるので話を聞いてみますと，予算がないので今はここまでということで，工事が途中になっていたのに，そのような回答で，町民要望と行政とのそごがあるというような話を町民の方から伺いましたので，このようなそごをなくして，町民と行政が共に暮らしやすいまち作りを進めるという立場に立って協力していくためにも，やっぱり希望者は誰でも直接顔を合わせて話し合っていく機会をぜひ作るべきだ。コロナという前提がありますが，再度回答を求めます。

○議長（花川大志君）　執行部，答えられる範囲で結構でございますので。建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　はい。では，石井議員の再質問に関しまして，建設課からお答えをさせていただきたいと思います。

個人の要望についてのお問い合わせ，それからマルナカの横の町道の改良についての御質問ということで私のほうから回答させていただきます。

まず，建設課の今の御要望に対する状況を少し述べさせていただきたいというふうに存じます。

建設課では年間300件弱のいろんな要望を頂戴しております。内容はもう本当にさまざまな要望をいただいておりまして，中には個人の方からの御通報でありますとか要望もございます。もちろん，個人の方からの御要望とか通報でありましても，緊急性のあるもの，現状が壊れているようなものについては，個人からの御要望等に対してもお答えをさせていただきまして対応させていただいております。

しかしながら，現状が変わるもの，改良改修を要するものに関しましては，形が変わるということに関してはさまざまな御意見があるというふうに思っております。

例を挙げて申しますと，側溝に蓋を掛ける。これは道を通りやすくする反面，掃除がし難くなる。さまざまな御意見があろうかと思いますので，やはり少なくとも，町内会でありますとか各種団体で改修改良の要望に関しましては，取りまとめをいただいて要望をいただきたい。

そして，要望に関しましても，内容を的確に我々が把握させていただくために，改良改修の要望に関しましては文書での要望書という形でお願いをさせていただいております。

要望いただいたものに関しましては，執行部等で協議をさせていただいて，執行する，しない。できない場合は，文書で回答を返させていただいているということを実行させていただいているものでございます。

もう一つ，御質問といたしまして，マルナカの西側町道…すみません。ちょっと町道名までは再質問だったんで調べてないんですけれども，要望，過去に確かにありました。ただ，現在は要望ないというところも回答を私のほうからさせていただいております。ただその中で「予算がないからできない」という回答をしたという記憶を私は持っておりませんし，したということはございません。

要望をいただいておりませんので，先ほども申し上げたように，内容を的確に提出していただければ検討するという回答を文書でも出させていただいていると思います。

再度御確認をいただきまして，自治体，町内会で取りまとめていただいた要望を提出していただければ，検討はさせていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　当該一般質問の通告は町政懇談会についてということでございました。

しかし，質問議員のそごを無くするために，こういった会を開くべきだという趣旨にのっとり，町道の事案を一つの理解の糧として，いま，発言を許しました。ですからこのことについては，もうこの後

質問を続けることは，私，許可はいたしませんので御理解ください。石井君。

○８番（石井信行君）　はい。一例としてそごを言いました。私はさまざまな要望事項，例えば建設課に出した時に，緊急性を要するもの。例えば道路の蓋。穴が開いてると，さっとその日のうちに対処していただいたこと何回もあります。私，今までだけでも３回あります。

だから，実際に何もしていないということじゃなくてあるんですけど，私が言いたいのは，町民の要望をやっぱり直接出し合って，これをこういう状態だからっていうふうな形で話し合っていく，それをぜひ今後も続けていきたいと思っているんです。だから，すごくお粗末な要望もあるし，かえって何を言ってるんだという要望もたくさんあると思うんです。でも，その町民の声として，それをその何かうまく使えないかという形で取り上げていただければ，町民と行政がお互いに協力し合って，発展，まち作りをしている。そういう形になるので，そういう場をこれからも作っていただきたい。そのことをお願いして，私の質問を終わります。

○議長（花川大志君）　議長として一言申し上げます。

先ほどの件，町は町民課長の答弁にもありましたとおり，コロナ対策等々と十分な配慮をしなければならない。これは，当該議員の１つ目の質問，コロナ対応についてこれを十分担保するものでございますから，お粗末な対応するということではなくて，時間と人数制限があるとすれば，今後執行部からそういうことがあるとすれば，それはコロナ対策であるというふうに理解してまいりましょう。

次に，６番原田秀史君，お願いします。

○６番（原田秀史君）　議席６番の原田でございます。通告に従いまして，矢掛町総合運動公園についてとＢ＆Ｇ海洋センターについての２問を質問いたします。

まず，矢掛町総合運動公園についての質問をいたします。矢掛町総合運動公園は，平成２６年の開園以来，町内はじめ周辺市町は元より，県内外から多くの方々に御利用をいただいている現状の中で，町民のための公園であるという観点から，次の３点について質問をいたします。

まず１点目といたしまして，うぐいす球場は昭和６０年に軟式野球場として供用開始されて以来，多くの軟式野球の愛好者に利用されてきましたが，平成２８年に高校生以下の硬式野球での利用が可能になるよう矢掛町都市公園条例施行規則が改正されましたが，この当時，町内には体育協会をはじめ，スポーツ少年団，矢掛中学校，矢掛高校に至るまで硬式野球の対象者がいない中，何を目的に改正されたのか。

令和３年度の各種大会を除いた球場の利用状況を見ますと，町内利用は４団体に対しまして，町外利用者は４０団体で約９１パーセントを町外団体が占めています。そのうち硬式野球での利用は全て町外団体で，１０団体合わせて４４件の利用実績がありました。

こうした利用実績，また，この球場が軟式野球の使用基準で建設され，規則改正後も硬式野球の基準での改修は行われていないことなどから，硬式野球での利用は適当ではないのではないかと思われますが，執行部の見解をお聞きします。

続いて２点目といたしまして，総合運動公園の施設のうち，野球場，テニスコート，フットサルコート，多目的広場，芝滑りの５施設については有料施設になっています。

令和３年度のそれぞれの施設の各種大会を除いた町外利用者の利用率を見ますと，野球場約９１パーセント，テニスコート約３８パーセント，フットサルコート約３２パーセント，多目的広場約４０パーセント，芝滑り，これは実に９６パーセントといった状況です。特に，芝滑り及びその施設に関連する

遊のおかは，町外からの利用者が多く，町内の利用者が満足に利用できていないのが現状ではないかと思います。

また，営利を目的とした町外の民間スポーツクラブが町外の児童を対象にサッカー教室を開催し，一般と同じ高校生以下の利用料金で利用してるのではないかと思われます。これらの施設は民間や県の施設のように，広域的な利用を対象にしたものではなく，基本的には町民を対象にした町の施設であると思います。こうしたことを踏まえ，町外利用者をどの程度許容するのか。そしてその意義，目的，そのことに対する効果，そして営利を目的としたスポーツクラブ等の対応について，執行部の見解をお聞きします。

次に，３点目といたしまして，公園内で唯一雨天時の使用や夏場の日差しを回避できる施設である本陣ドームを利用している人が少ないと思います。私も週末には公園の状況を見に行きますが，利用している人を見ることはほとんどありませんでした。公園利用者の何人かに聞きますと，夏の暑い日や弁当を食べる時などに利用したいが，地面が土のため土埃が立ち，利用したくても利用し難いとの回答がありました。

この施設を多くの方々が利用するためには，現在ある土のグラウンドを丈の短い人工芝グランドに改良すれば，利用者にとり便利で快適な施設になり，利用者も利用しやすくなると思います。

また，遊のおかは多くの親子連れでにぎわっています。特に噴水は開園以来，子どもたちに大変人気のある施設ですが，現在，その噴水の機能が低下しており，開園当初の華々しい水しぶきが見られない状態になっており，利用者からも前のようにならないか等の意見をお聞きしました。こうした利用者の意見を反映したこれらの施設の改修について，執行部の見解をお聞きいたします。

○議長（花川大志君）　教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君）　６番原田議員の総合運動公園について３点御質問であったかと思います。

まず１点目，うぐいす球場を硬式野球として使用することについてという御質問であります。矢掛町総合運動公園は平成２６年度にリニューアルオープンし，遊のおか，多目的グランド，テニス兼フットサルコートなど，町外から多くの利用者がございます。

この運動公園の野球場につきましては，平成２８年度に矢掛町都市公園条例施行規則を改正し，この球場の利用促進を目的として硬式野球の利用を許可しております。

議員御指摘のとおり，この球場はバックネットなどが軟式野球での使用を基準に建設されているため，安全面に考慮し，いくつかの条件で使用許可を行っています。使用許可の対象としては，高校生以下としております。その理由につきましては，この球場が公益財団日本体育施設協会発刊の屋外体育施設の建設指針というものがございます。これによる野球場の安全基準として，球場の広さが社会人以上の基準を満たしていないということにございます。

次に許可条件でございます。２つございまして，その１つ目は，硬式野球を行う場合は，一塁線及び三塁線のフィールド外に係員を配置し，公園利用者に飛球への注意を促すとともに，グラウンド外へ飛球がある時は，笛などの警笛により通行人等へ知らせること。２つ目，利用者と第三者の間で損害等が発生した場合は，利用者の責任と費用で解決することということでございまして，球場周辺に飛球への注意喚起の看板を設置し，注意を呼び掛けて現在おります。なお，これらの許可条件というのは，近隣で井原の運動公園，それから笠岡のどんぐり球場，それから倉敷市の真備にある，あちらは軟式専用球場という名前なんですけれども，この当時やはりこういう同じ条件で硬式野球を許可していたという状

況がございます。

利用者の現状につきましては，町内に硬式野球の団体はないため，全て町外の団体となっています。また，町内で硬式野球をしている子どもたちは，町外の団体に所属している状況でございます。

いずれにしましても，この総合運動公園は，都市公園として位置付けられているものであり，町民全般の休息，観賞，散歩，遊戯，運動等総合的に利用することを目的としたものでございますので，硬式野球の利用につきましては，私どもも今後検討すべきものであると考えています。

それから２点目，矢掛町総合運動公園の利用について，町外利用者をどの程度許容するのか，またその意義・効果，また営利を目的としたスポーツクラブ等への対応はという御質問であります。

まず，町外利用者の状況でありますが，平成２９年度から令和３年度までの５年間の平均を申し上げますと，野球場が６２パーセント，多目的グラウンド３１パーセント，テニス兼フットサルコートは３０パーセント，芝滑りは議員御指摘のとおり９６パーセントが町外利用者というふうになっております。

町外の利用者につきまして，矢掛町へ来てもらうことのメリットを考えますと，本陣，脇本陣をはじめとする観光施設，また，道の駅などへの来訪による商店街への経済的効果が期待できるのではないかと考えております。

デメリットとして考えられることは，町外者の利用により町内の方が利用し難くなるということが考えられますが，現実にそういう苦情などは受けていないという状況でございます。

御質問のどの程度許容するのかということにつきましては，ルール上は何もありませんし，先ほど申し上げた町外の方が利用することによるメリットを考えますと，規制を行うということは得策ではないのではないかと考えます。

また，営利を目的としたスポーツクラブ等への対応ということでありますが，条例には，観客などの入場料を徴収する場合にのみ別の使用料金とする規定となっています。ただ，町民負担の公平性や不均衡なものの適正化という観点から，町外者の施設利用料，利用時間など，利用料の見直しを検討したいと考えております。

３点目，本陣ドームなどの利便性の向上を図るための改修はという御質問であります。

本陣ドームは，照明設備も備えている屋根付施設です。雨天時の避難場所や夏場の熱中症対策などにも貢献する多目的施設として建設されたものでございます。また，噴水につきましては，運動公園のシンボル的な施設として，夏場は多くの子どもたちが水浴びなどに利用し，大変人気のエリアとなっています。ただ，現状としては噴水の吹き出しなどに不具合が発生しているという状況でございます。

御質問のこの両施設の改修ということにつきましては，総合運動公園は長寿命化計画を策定し整備計画を公表しております。その計画では，本陣ドーム内の人工芝化，また，噴水の施設改修や更新なども計画しております。ただし，ここ数年は新型コロナウイルスの感染予防として，噴水の停止をしており，それに伴い改修事業も延期していたという状況でございます。

この改修には多額の費用が想定されますので，その財源確保に努めながら，更に魅力ある運動公園となるよう，関係機関・団体とともに検討しながら進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　原田君。

○６番（原田秀史君）　それぞれに回答をいただきました。

１点目については，この球場は軟式野球の基準で建設したものであるが，安全面に考慮し，条件付きで硬式野球の利用を可能にし，利用促進を図る目的で規則の改正を行ったが，総合公園は都市公園として位置付けられ，町民の休息，遊戯等々の利用目的があるため，硬式野球の利用は検討するとの答弁でした。

冒頭，令和３年度の硬式野球での利用状況を申しましたが，これを市町村別に見ますと，少年野球 ―― いわゆるリトルリーグについては，岡山市３団体６件，倉敷市３団体９件，浅口市１団体１件，県外では福山市が１団体で１９件。高校につきましては，倉敷市１校８件，浅口市１校１件で，規則改正以降町内の団体の利用は無いといった状況でした。

このことから推測いたしますと，規則の改正は，町外のチーム，高校を対象に利用促進を図るためのものであり，町民にとってはあまり必要ではなかったように思われます。また，軟式野球基準で建設され，バックネット等硬式野球基準が満たされない現状の中，硬式野球での使用開始以来，飛球による隣接施設の屋根瓦の破損が１３件発生していることなど，飛球による安全面の危惧や周囲の公園施設への被害が懸念されます。こうした現状を十分考慮し，硬式野球での利用の検討を行っていただきたいと思います。

ちょっと言います。３点目の噴水及び本陣ドームの２施設の改修は，長寿命化計画の中で改修を予定しているが，噴水についてはコロナ感染予防のため噴水を停止していることに伴い，改修事業も延期しているとの答弁でした。

この学校の夏休みに何度か公園に行きましたが，噴水は稼働していたようです。また，大変暑い中ではありましたが，本陣ドームを利用している人はほとんどいませんでした。

利用者の利便性を高めることにより多大な費用を投じて建設した本陣ドームの利用促進を図るためにも，長寿命化計画にのっとって両施設の早急な改修を行っていいただきたいと思います。

２点目の町外利用者についてですが，町民の負担の公平性や適正化の観点から料金の見直しをするが，市街地の観光施設への来訪による商店街への経済効果が期待できるというメリットがあるため，規制は行わないとの答弁がありました。

令和３年度の有料施設の利用者は，４体育施設１万6,969人，芝滑り１万967人の合計２万7,936人でした。そのうち，町外利用者は体育施設7,339人，芝滑り１万530人，合計１万7,869人で有料施設の利用者の約６４パーセントが町外利用者となっています。

さらに，遊のおかにつきましては無料施設ということで，人数にはカウントされていませんが，この人数を加えると約７５パーセント程度が町外利用者で占められているのではないかと思われます。

またこれを収支の面から見てみますと，公園の管理委託料2,610万円を全体の利用者で割りますと，１人当たり934円の経費が掛かっています。それに対し，町外者による収入は施設の使用料327万円，自動販売機の売上げ手数料が９５万円の合計422万円で，これを町外利用者数で割りますと，１人当たり236円になり，いわゆる持ち出しですが１人当たり698円になり，約1,250万円が町外利用者のために使われていることになります。

利用料等の見直しを検討する際には，町民のためにある施設のこうした現状を検証し，検討していただきたいと思います。

また，メリットと捉えている商店街への誘導を町外利用者の何割程度を想定し，実際どれくらいの実績があったのか。加えて現在，公園内には商店街へ誘導するための案内看板や道の駅等商店街について

のＰＲパンフレット設置など，誘導するための手段が講じられていませんが，今後のこうしたことへの対応及び商業活動を行う民間スポーツクラブについて，サッカー教室料金ということで月に5,000円程度の会費を徴収していると思われます。

このことは，矢掛町都市公園条例第１０条別表第２の備考１にある使用者が入場料を徴収する場合と同等と考えるのが妥当であり，現在の町外高校生以下の利用料金の適用は不適当と思われますが，改めて，見解をお伺いいたします。

○議長（花川大志君）　教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君）　原田議員の再質問２点あったかと思います。

まず１点目でございます。町外利用者に対して市街地への誘導をどの程度想定しているのか。また，どれぐらい実績があったのかという御質問でございます。

町外者の利用は市街地への誘導にもなるというメリットを先ほど申し上げましたが，これは町外利用者の運動公園利用の副次的効果であるものと認識しております。

御質問の市街地への誘導につきましては，実績教育課としてのデータはございませんが，矢掛DMOが2021年度に実施しました矢掛町観光客アンケートによれば，水車の里を訪れた800人中４３人，約５．３パーセントが運動公園も訪れているという結果が出ております。ほかでは，町家交流館，それから道の駅。これは水車の里ほどの数値ではございませんが，運動公園と一緒に訪れたという結果が出ております。

それから運動公園内に案内看板，パンフレットの設置ということにつきましては，これは大変有効なものであると考えますので，関係団体等と検討したいというふうに考えております。

２点目，民間のスポーツクラブが会費を徴収していれば，施設の使用料を町外高校生以下の利用料金の適用は不適当ではないかという御質問でございます。

少し長くなりますが，矢掛町都市公園条例第１０条に使用料に関しての規定でございます。この別表第２の備考１というのは，使用者が入場料を徴収する場合，その総収入の１割がこの表 ―― この表とは運動公園内の施設利用を設定している表なのですが，この表の使用料の額を超える時は，その使用料は総収入額の１割とすると，少しちょっと難しいのですが，というものでございます。

条例に規定されている入場料というのは，団体などが大会やイベントを運動公園内の施設を会場として開催し，その観客や入場者など不特定多数の者から改めて入場料を徴収する場合というものと私どもでは認識しております。

御質問の月5,000円程度の会費というのは，その団体の運営資金の一部ではないかというふうに私どもは考えますので，施設使用料とは異なるものというふうに考えます。そのため御質問の不適当ではないのかということにつきましては，私ども不適当なものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　原田君。

○６番（原田秀史君）　再質問に答弁をいただきました。公園の利用者の市街地，商店街への経済効果は，公園の利用の副次的なものであるが，それを促進するためには公園内への案内看板やパンフレットの設置は有効であるため検討したいとありました。

この質問をするにあたりまして，公園の駐車場から帰る車のうち，岡山と福山のナンバーの車，１０台を追跡調査しましたが，公園を出るといずれの車も商店街へ寄る気配もなく，国道をそれぞれの方向

へ帰って行かれました。

サンプルとしては少なく説得力には欠けると思いますが，このことから伺えることは，公園を訪れる人の多くは，サッカーや野球の練習・試合，またスポーツ以外では，芝滑り及び遊のおかで子どもと家族の時間を過ごすことが目的であり，終了後わざわざ商店街まで足を運ばないのが現状ではないかと思います。

こうした現状の中，規制を掛けないことによるメリットを求めるためにも，公園利用者の７割近くを占める町外来園者，推定１万8,000人が訪れる現状を認識し，矢掛町総合運動公園を観光資源と捉え，より多くの方を商店街へ誘導するために，関係機関，組織の連携により，さまざまな手段を講じ，町民が憩える公園としての機能以外にも，集客力を生かし矢掛町の活性化に寄与する施設としての活用を図っていただきたいと思います。

また，民間の運営のスポーツクラブによる使用料については，条例の解釈がちょっと私と違うと思いますのが，この場で議論を深めればいいのですが，時間が掛かると思いますので，今後の検討課題にしたいと思います。

以上で，矢掛町総合運動公園についての質問を終わります。

続きまして，Ｂ＆Ｇ海洋センターについて質問をいたします。この海洋センターは，平成３年度の供用開始以来，平成２２年度にプールの温水化，平成２７年度に体育館アリーナのリニューアル工事，また，令和２年度には体育館アリーナへの空調設備の設置を行い，グレードアップした施設に町内をはじめ近隣市町から多くの方々に利用をしていただいている現状の中，施設の管理運営について次の２点について質問いたします。

まず１点目といたしまして，海洋センターの施設の利用料金の設定についてですが，海洋センターの体育館，プール等の利用料金につきましては，供用開始以来町内利用者料金の１．５倍が町外利用者料金として設定されていますが，近隣市町の同様な施設の料金設定を見てみますと，井原市，笠岡市では２倍，浅口市では３倍に設定しています。また，町内にある総合運動公園等の体育施設の料金設定を見ますと，いずれも町内利用者料金の２倍に設定されています。このように，同じ町内の体育施設で統一されていないのは，整合性に欠けるものであること及び近隣市町の状況も勘案し，最低でも２倍に改定するのが妥当だと思いますが，執行部の見解をお伺いします。

続いて２点目といたしまして，体育館の空調設備の運用についてですが，令和２年度に海洋センターの体育館アリーナに避難者の環境改善を目的に，コロナ対策の一環として空調設備を設置した経緯があります。

昨今の温暖化による気温の上昇は，夏場の屋外スポーツは元より，屋内スポーツ，特に体育館で行うスポーツにおいても，熱中症が発生するリスクを常に抱えています。

空調設備のない夏場の体育館は，直射日光で建物が暖められ室温が高くなり，換気を行っていても外気温が高く熱がこもりやすいため，元々の高温に拍車が掛かったような状態になり，熱中症のリスクが高まりますが，体育館に空調設備が設置していれば，運動するのに適切な温度と湿度を維持できるため，熱中症のリスクが大きく下げることができます。

こうしたことから，当初の目的であります避難所の環境改善のために活用するのは元より，夏場に体育館を利用するスポーツ愛好者の熱中症対策のためにも空調設備を活用すべきと思いますが，執行部の見解をお伺いいたします。

○議長（花川大志君）　教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君）　原田議員の海洋センターに関する御質問でございます。

まず１点目，料金改定についての御質問でございます。矢掛町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例では，町内料金に対し，町外料金は１．５倍の設定となっております。総合運動公園や小田球場は町外料金２倍の設定となっております。

おっしゃるとおり，ここ数年，海洋センターについては町外からの利用者が増えており，使用料金の見直しについては，教育課としても課題と考えておりました。

本年度，海洋センターのプール改修工事を行い，１０月から来年の３月までプール使用中止となることから，この機に来年度，令和５年度からの海洋センターの施設使用料金について，現在，教育課で検討をしているところでございます。この料金改定については，今年度の決算監査において，監査委員さんからも料金の値上げに前向きな御意見をいただいているところでございます。

また，先般，８月に開催した海洋センター運営委員会において，使用料金の改定について運営委員にも教育課の考えをお聞きしたところ，料金の値上げについて各委員から反対の意見はございませんでした。

Ｂ＆Ｇ海洋センターの料金改定につきましては，近隣の自治体の状況を勘案しながら，料金を２倍にするのか，それとも３倍にするのか。どれが妥当なのかは協議を進めていきたいと考えております。

それから２点目，体育館の空調についてでございます。体育館の空調設備につきましては，令和２年度に学校施設環境改善交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金，これらを活用し，海洋センター体育館に冷暖房機能を備えた空調設備を設置したところでございます。

海洋センターは災害時，川面地区及び水害時は中川地区も含めた避難場所として指定されており，平成３０年度の西日本豪雨災害の時は，避難者は最大150名にも上ったところでございます。その当時は空調設備がないため，真夏でしたが，スポットクーラー数台を岡山県から借りて利用しましたが，体育館全体を冷やすには能力不足ということでございました。

空調設置の当初の目的は，議員おっしゃるとおり，避難者の避難生活の改善ということが当初の第一の目標でございましたが，昨今の異常気象による夏場の猛暑，酷暑。これはスポーツ活動に深刻な影響を与えています。

加えて，新型コロナウイルスによるマスクの着用がスポーツをする上では大きな支障となっており，熱中症の危険を高めているのは御承知のとおりです。

実際，今年度，体育館を開催場所とした町主催の大会では，大型送風機，それからドアの全開放をして暑さと換気対策を行ったのですが，あまりの暑さに気分が悪くなる方も実際いらっしゃいまして，実は空調を緊急で使用したこともございます。

空調施設の利用につきましては，新型コロナウイルス感染症の換気対策の一環としても，空調の使用は必要でありますが，現在，空調に関する使用料の規定がございませんので，Ｂ＆Ｇ海洋センターの利用料の見直しとともに検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　原田議員，少しお待ちください。

お諮りいたします。昼食の時間が近づいてまいりましたが，原田議員の質問が終わるまでこのまま一般質問を続けたいと思いますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，このまま原田議員の質問を続行します。原田君。

○６番（原田秀史君）　それぞれにつきまして答弁をいただきました。ちょっと聞きようによっては，料金の改定が町外利用者のみではないように聞こえる部分がありましたが，私の質問はあくまで町外利用者の料金設定についてでございます。そうした中で，町外利用者料金の改定については，２倍にするのか，３倍にするのかなどの詳細な協議を関係団体と行い，決定するとの答弁でした。

参考までに，コロナ禍前の令和元年度の利用実績を見ますと，プールでは年間４万4,000人の利用者のうち約２万7,000人が町外利用者で約５３パーセント。また，体育館アリーナにつきましては，年間約１万500人の利用者のうち，約3,300人が町外利用者で約３２パーセントといった状況でした。

プールに関しましては，私が海洋センターに勤務していました平成２０年頃が約５３パーセント。変わらず町外の方の恒常的な利用が伺えます。今後の関係団体との協議につきましても，当然こうした数字を基に協議されると思いますが，あらゆる要素を加味し，町外利用者料金の改定をお願いいたします。

また，空調設備の運用についてですが，私は海洋センターの体育館が開館して以来，約３０年間，バレーボールの練習や試合などで利用してきました。体育館のアリーナの暑さは，年々増加してるように思います。例えば夏場の試合では，プレーする選手がもちろん暑いのですが，それ以上に，主審は審判台の上に立ちますと，頭の位置が床から３メーター上にあり，プレーする選手の空間より，温度が更に高く，ふらつきそうになった経験が何度かありました。

先ほどの答弁では，空調設備については，常時利用できる方向で検討するということでしたので，今後は先ほどのお話のようなことも解消され，体育館アリーナでスポーツ愛好者の方々が，熱中症のリスクが下がる中でスポーツを楽しめる時が早く来ることを期待いたしまして，これを含め全ての質問を終わります。

○議長（花川大志君）　お諮りいたします。お昼までは多少時間がありますが，この際，昼食などのため，１３時まで休憩を取りたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，１３時まで休憩いたします。休憩。

午前１１時５９分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続けます。１２番浅野毅君，お願いします。浅野君。

○１２番（浅野　毅君）　１２番議員の浅野でございます。

本日は，２点。デマンド交通についてと，それと，矢掛高校についてという題で２点，質問させていただきます。

まず１番目，デマンド交通について，昨今，全国的に導入自治体が増加しております。ちなみに簡単にデマンド交通について申し上げますと，導入している自治体は2013年度には311自治体でございましたが，2020年度では700の自治体が導入しております。

そこで簡単にデマンド交通について触れますと，路線バスのように決められた地点を決められた時間に不特定多数の人を乗せて運行する交通形態とは違い，利用者の希望した日にちや時間にタクシー並の利便性でかつ定額低価格で利用できるサービス形態であると規定しておりますが，つまり既存の，簡単

に申し上げますと，既存の定期バスとタクシーの中間的なものと言えるんではないでしょうか。

内容的には４種類であると言われております。路線バスに近い形態の定路線型から，迂回ルートエリアデマンド型，自由経路ミーティングポイント型，そしてタクシーに最も近い自由経路ドアツードア型という名前で言われております。

いずれを選択するかは，各自治体の事情によって違いがあると思いますが，当町では，福祉バスを運営しており皆さんに利用されておりますが，昨今，利用者の方々の高齢化が進み，より良いサービスを求められているようでございます。買物弱者と言われる方々のためにも，デマンド交通システムを導入したらと思います。執行部の見解を問います。

○議長（花川大志君）　企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君）　１２番浅野議員の御質問，デマンド交通について企画財政課からお答えいたします。

買物弱者と言われる方々のためにもデマンド交通システムを導入したら，との御提案です。

デマンド交通とは，バスや電車などの様にあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく，予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのことです。規則正しく運行されている公共交通機関と異なり，利用者が自分から予約等の連絡をする必要があります。

デマンド交通の形式にはいくつかありますが，議員さんが四形態を挙げられておりますので，重複を避けるため，ここでの説明は省かせていただきます。

現在，矢掛町民の足となる公共交通は，井原鉄道と井笠バスカンパニー・北振バスの路線バスがあり，そしてそれに加えて，高齢者等の福祉施策としての地域福祉バスがございます。

矢掛町では，今後の地域公共交通に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため，地域公共交通計画の策定を予定しております。今年度は町民に対するアンケートを実施し，それを受けて，来年度委員会を開催し計画を策定する予定です。アンケートについては，６５歳以上の方については，午前中の８番議員の御質問に対する福祉介護課長の答弁にありましたニーズ調査に，公共交通に関するアンケートを追加で同封することにより，より効果的な調査を目指していきたいと考えています。また，それ以外の方への抽出調査や特定の交通機関・交通手段の利用者への聞き取り調査なども想定しております。そういった中で，現在の公共交通や地域福祉バスに加え，デマンド交通も議論の対象になろうかと思います。多くの方からのアンケート，また，会議での委員さんからの御意見を伺う中で，町民にとってより良い交通システムが出来上がればいいと思っております。

以上，よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　浅野君。

○１２番（浅野　毅君）　再質問といいますか，二，三，ちょっとお聞きしたいことがありますんで，よろしくお願いします。デマンド交通等ですね，地域交通計画というのを来年度立ち上げられるというお話聞きまして，有り難く思っております。それについて，まだ具体的には決まってないと思うんですが，大体，来年度と言いましても下期と上期がございますんで，大体いつ頃になるのかっていうのを分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（花川大志君）　企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君）　浅野議員の再質問について，お答えいたします。会議の開催回数であ

るとか，当然そういったものは予算が絡むものでございます。でありますので，５年度予算として，今後細かいところは詰めてまいりますが，少なくとも１回とか２回の会議で決定するものでもないと認識しております。数回を予定しておりますので，基本的には年度末，年度内での計画策定というふうに考えておりますので，御理解いただきたいと思います。

○議長（花川大志君）　浅野君。

○１２番（浅野　毅君）　はい，わかりました。当然，予算措置も必要なんで，なかなかすぐにはいかないですけど，できるだけ早く，ひとつよろしくお願いします。

２番目の質問に移らせていただきます。矢掛高校についてということでございますが，非常にこれは，矢掛高校は県立でございますんで，「県のことだから，もうえんじゃねんか」みたいなこと言われる方も中にはおられるかもしれませんけども，あえて，町のほうもいろいろと教育委員会とかいろいろ推進事業をやっておられますんで，あえて質問させていただきます。

町行政としては，主に次のような関わりが現状ではあります。矢掛町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標３の中の，高等学校の魅力向上というものに位置付けられております矢掛町矢掛高校魅力化推進事業という事業があります。

主な内容につきましては，地域コーディネーター事業，それから矢掛高校魅力化事業補助金事業ですね。それから３番目に，事業の実施状況に関する客観的な指標等がありますが，事業実施期間は来年の３月３１日までとなっております。

これが主な施策であろうかと思いますが，これは，県教育委員会の高校再編整備基準に対応するものと思いますが，町民としては，矢掛高校は明治３５年旧制中学校開校以来120年，岡山県南西部地区の中心的な存在であり，ますます発展することを期待しておりますが，それには町民及び近隣地区の皆さん共々，矢掛高校をもっと知り，そして皆さんにもっと知ってもらうことから始めたらと思います。例えば，矢掛高校の歴史をもっと知る。卒業生との交流により，矢高の良さをアピールしてもらう。３番目，観光ルートに入れ内外に発信する。例えば，観光というのもあれなんですが，矢掛高校の石垣がございますが，これは古い明治の頃の物で非常に貴重なもんだそうでございます。あるいは，明治記念館では江川三郎八という方 —— 有名な建築家。ちょうど矢掛では交譲会館もそうだと思いますが，そういう方がやっておられるということもあって，非常に値打ちのあるもんだと思います。あるいは，矢高が所蔵しておる，これ，同窓会で持たれとんですか，ちょっとわかりませんけど，絵画。絵が立派なものがたくさんございます。そういうものがございますんで，それをひとつの観光ルートいいますか。ちょっとあれなんですが，そういうことで皆さんに知ってもらったらどうかということから始めることではないでしょうか。

大げさな言い方ではありますが，矢掛高校に対して畏敬の念を持つことが一番肝要であります。その意味で，町関係職員の皆さんが矢掛高校同窓会を発足させたことは大変に意義があることと思っております。

町民や近隣地区の方が矢掛高校を知る。そして，宝物と思えるための施策について，執行部の見解を問います。

○議長（花川大志君）　教育長。

○教育長（山部英之君）　１２番浅野議員の矢掛高校の存続について，矢掛高校を知る・宝物と思えるための施策は？という御質問について，教育課からお答えします。

行政による施策ということでございますが，昨年度までは，県の事業で雇用する地域コーディネーターへの町費の追加負担，入学生や在校生に対して，制服，通学，iPad の端末購入に対する補助金の支給を実施してまいりました。昨年度の実績を申し上げますと，制服・通学・iPad 端末などの選択制の補助金が 519 万 7,614 円，資格試験等の検定料等に４６万 8,000 円，総額 566 万 5,614 円という状況でございました。制服・通学などに対する補助，また，地域コーディネーターを全額町費負担して，昨年度から引き続き実施しているところでございます。

新しい施策としましては，矢掛高校の学力・進学実績向上の取組に対する補助事業を予算額 100 万円で行います。これは，全国展開している予備校の講師を招聘して取り組むもので，既に矢掛高校で実施されているところでございます。ソフト面では，広報やかげで“矢高にロックオン”という矢高の情報発信を毎月行っており，この８月で 122 回目を迎えております。また，新聞報道されましたが，山岡町長を発起人として，県下で唯一役場内に矢高の同窓会の支部を立ち上げ，会員は５４名を数えております。

教育課としましては，小・中学校と矢掛高校が協働し，小中高等学校１２年間の切れ目のない矢掛町ならではの教育・人づくりを目的として，各小・中・高等学校長と教育課からなる矢掛教育会議という組織をこの令和４年度から立ち上げております。

矢掛高校でも県事業として，高校と地域で創る未来の学びプロジェクト事業や矢掛高等学校運営協議会の発足など，学校運営に地域の声を積極的に生かし，地域と一体となって特色ある学校作りを進めております。

さらに，矢掛高校の特徴的な取組である“やかげ学”やボランティア等で，生徒がどんどん地域の事業所やイベント等に出ていってくれております。教育課が実施している小学生イングリッシュ・デイでも，多くの矢掛高校生がボランティアとして活動に参加してくれています。コロナ禍で実施困難な面もありますが，部活や生徒会，ボランティア等を通じた小中高相互の連携事業等も計画しています。

行政は基より，地域住民としても彼らを積極的に受け入れ，そして盛り立てることがより充実した活動になるとともに，それが地域の活力であり，小・中学生から見て憧れの存在となり，それがそのまま矢掛の宝物との認識につながっていくものと考えております。

町の支援策としましては，補助金等の財政支援が主になるとは思いますが，生徒たちをしっかり盛り立てて，一層の活躍の場を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　浅野君。

○１２番（浅野　毅君）　いろいろ教育長のほうからお話いただきまして，私も知らなかったこととかあって非常に勉強に参考になりました。

そして，いろいろやっていただいておるのは，よくわかります。それプラス，矢高の発展といいますか。そういうためには，やはり地域の住民，特には卒業生の人がもっともっと活発にやれるようなことにならないといけないなと私は常々思っておりますんで，今後とも行政共々頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　次に，４番岸野榮治君，お願いします。岸野君。

○４番（岸野榮治君）　議席４番，岸野榮治です。通告により質問をさせていただきます。

最初に，人・農地プラン作成についてです。農業者の高齢化や地域の担い手不足等により，本町の基幹産業である農業は脅かされています。条件の不利な中山間地域にある農業農村の多面的機能維持発揮は，集落や地域の農地を営農し，守っていくことでこそ維持できます。農地は毎年減少し，荒廃農地が増え，耕作放棄地となっています。

古来，農地は家族農業で維持されて引き継がれてきました。しかし，人口減少や生活形態の変化などで，世代間での引継ぎがされないケースが目立ってきています。これまで地域の農業を支えてこられた方たちが高齢化する中で，地域の農業を担っていく世代が効率的な農地利用やスマート農業を行うための農地の集積，集約化を早期に進める必要があります。

今こそ，人・農地プランの実質化に取り組み，地域の話合いを再活性化して，将来にわたって地域の農業を誰が担っていくのか。誰に農地を集積・集約していくのかを地域の方々で決めていく必要があります。

令和３年１２月策定された矢掛町農業ビジョンにおいて，これらの具体的取組として，人・農地プランの実質化が掲げられています。当該ビジョンについては，矢掛町の農業が持続的に発展できるよう策定されたもので，私も策定に携わってきたものであります。

しかしながら，現実的には，地域の農地の担い手の話合いの参加者について，参加者が限定的であるなど，人・農地プランの実質化には課題があるように感じられます。

そこで，１，この話合いの参加者の選定は誰が行っているのか。２，貸手，小規模個人農業者，土地改良区関係者等の幅広の参加者に参加を求める考えがあるか。

以上，２点を担当課にお聞きします。

○議長（花川大志君）　産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君）　４番岸野議員の人・農地プラン作成についての御質問について，産業観光課からお答えします。

それでは，第１点目第１項目の御質問について，お答えします。

まず，人・農地プランは，今後，耕作放棄地にならないようにする対策等についての地域の話合いをすることを基本としており，地域農業の課題解決の一つの手段です。

矢掛町では，制度が創設された平成２４年度から取り組み，平成３０年度から人・農地プランの見直しにつきましては，大字ごとに地域の話合いをしていただき，現在１８地区の人・農地プランを作成しております。また，毎年１回の見直しを行っております。

なお，地域の話合いにつきましては，農業委員会の農業委員，農地利用最適化推進委員を中心に行われております。すなわち，農業委員会の各地区の委員と産業観光課と協議し，参加者を決定しております。

次に，第１点目第２項目の御質問について，お答えします。結論から申し上げますと，農業関係者の幅広な参加をしていただきたいという考えはあります。

今年度も，各地区の人・農地プランの時点修正の見直しにあたり，岸野議員が御指摘のとおり，各地区の関係者に幅広の参加により，各地区の農業委員，農地利用最適化推進委員を中心にコロナ対策を取りながら，地域の話合いを進めていきたいと考えております。そして，検討会で審査・検討し，矢掛町が決定する予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　岸野君。

○４番（岸野榮治君）　担当課のほうから多数の関係者の参加の下，十分話し合うという考え方が示されていました。

私はその中でですね，貸手の農家の方，小規模農家の方。地域を守っていくためにはそういった方々の参加が，非常に大切ではないかというふうに思っております。そして十分話合い，そして担当課が原案を取りまとめ，妥当性を審査，検討して公表し，そしてそれを担い手対策，これ担当して，両手を結んだ，それぞれの立場で実践へ図っていく。こういった中で，毎年見直しをやる。こういったことが，人・農地プラン作成については，大切であるというふうに考えています。

次の質問ですが，町独自の中間管理機構活用奨励金制度の創設について，担い手対策の中心的な制度である農地中間管理機構制度について，制度の改正により個人への協力金の条件が厳しくなりました。

しかしながら，農地の維持においては，担い手の見つからない条件不利地の支援こそ重要になると考えます。そこで，農地中間管理機構の協力金の交付対象に満たない場合にも，町独自で奨励金を交付する。こういった制度の設立が必要と考えるが，６月の議会で町長の土田議員への答弁を踏まえ，町長の所信を問います。

○議長（花川大志君）　町長。

○町長（山岡　敦君）　４番岸野議員の御質問，町独自の中間管理機構活用奨励金制度について，お答えいたします。

まず，農業振興対策基金の設立については，６月議会でお答えいたしましたが，実施に向けて現在も引き続き，近隣及び県内の自治体等の先進事例の情報収集を進めており，積極的に研究しているところでございます。そして，制度設計につきましては，研究から検討の段階に入ったところでございます。

長年農業に従事され，農業に精通しておられる岸野議員の御提案の趣旨も踏まえまして，農業振興対策基金設立の制度設計の検討を更に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（花川大志君）　岸野君。

○４番（岸野榮治君）　今，町長より活用奨励金制度，これの設立について積極的に取り進める。今，制度設計をやっているという回答でありました。

まことに，矢掛町の農業を思う時にそういった国での制度が先細りしている中，町として検討していただいたことに，担い手支援 ―― これは，要望しておりますこと，力強く感じました。この取組を取り進めていただいて，私の質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（花川大志君）　以上で，通告のありました方々からの一般質問は，全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の本会議は明日８日月曜日，午前９時３０分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の本会議は，明日８日午前９時３０分から再開することに決しました。

皆さん，長時間御苦労さまでした。散会。

午後　１時２９分　散会

令和４年第５回矢掛町議会第３回定例会（第３号）

１．会議招集日時　令和４年９月８日　午前9時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　9時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前　9時３０分
　　　　　　　　（散会）　午前　9時４３分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　名	出欠等の別	議席番号	氏　名	出欠等の別
1	土井　俊彦	出	2	昼田　政義	出
3	福田　京子	出	4	岸野　榮治	出
5	田中　輝夫	出	6	原田　秀史	出
7	小塚　郁夫	出	8	石井　信行	出
9	川上　淳司	出	１０	花川　大志	出
１１	土田　正雄	出	１２	浅野　毅	出

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山岡　敦	副町長	山縣　幸洋
教育長	山部　英之	総合政策監	安部　正和
総務防災課長	堀　賢一	企画財政課長	松嶋　良治
町民課長	妹尾　茂樹	健康子育て課長	小川　公一
福祉介護課長	稲田　由紀子	産業観光課長	妹尾　一正
建設課長	渡邉　孝一	上下水道課長	平井　勝志
教育課長	藤原　徳忠	矢掛病院事務長	坪田　芳隆
会計管理者	稲田　欽也	介護老人保健施設事務長	小出　優子
矢掛寮長	西山　弘之	総務防災課長代理	立川　人士
企画財政課財政係長	石井　亮太郎		

５．出席した事務局職員

議会事務局長　守屋　裕文　　書記　大嵩　勇人

６．議事日程

日程第１　議案第４３号　令和３年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

　　　　議案第４４号　令和３年度矢掛町病院事業会計決算認定について
　　　　議案第４５号　令和３年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
　　　　議案第４６号　令和３年度矢掛町水道事業会計決算認定について
　　　　議案第４７号　令和３年度矢掛町下水道事業会計決算認定について

日程第２　報告第　５　号　令和３年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について

日程第３　議案第４８号　岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第４　議案第４９号　矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
　　　　議案第５０号　矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
　　　　議案第５１号　矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
　　　　議案第５２号　矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
　　　　議案第５３号　令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について
　　　　議案第５４号　令和４年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
　　　　議案第５５号　令和４年度矢掛町病院事業会計補正予算（第１号）について
　　　　議案第５６号　令和４年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）について
　　　　議案第５７号　令和４年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について
　　　　議案第５８号　令和４年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第５　請願第　１　号　少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための，２０２３年度政府予算に係る意見書採択の請願
　　　　請願第　２　号　日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書採択を求める請願

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時３０分　開議

○議長（花川大志君）　皆さん，おはようございます。昨日の会議に引き続き，御苦労さまです。

本日の出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　議案第４３号　令和３年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
　　　　　議案第４４号　令和３年度矢掛町病院事業会計決算認定について
　　　　　議案第４５号　令和３年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
　　　　　議案第４６号　令和３年度矢掛町水道事業会計決算認定について
　　　　　議案第４７号　令和３年度矢掛町下水道事業会計決算認定について

○議長（花川大志君）　日程第１，議案第４３号から議案第４７号までを一括議題といたします。

これらは，令和３年度矢掛町各会計の決算に対する議案で，既に執行部からの説明が終わっております。ここで監査委員から，決算審査の結果報告をしていただきます。監査委員土田正雄君，お願いします。土田監査委員。

○１１番（土田正雄君）　それでは，命によりまして決算審査の結果報告を行います。

地方自治法第233条第２項及び第241条第５項の規定に基づき審査に付されました，令和３年度矢掛町一般会計及び１７の特別会計の歳入・歳出決算並びに各種基金の運用状況についての審査を，去る７月４日から１４日までの間，高月監査委員とともに関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査を行いました。

その結果，一般会計をはじめ，各特別会計とも審査に付されました決算書類は，法令の規定に従い作成されており，係る関係諸帳簿及び証票書類等会計手続きもおおむね適正に処理され，経理は正確，適切に処理されていることを認めたところであります。

令和３年度一般会計決算額につきましては，対前年度比で歳入約１３億100万円の減，歳出約１３億4,400万円の減で，歳入・歳出共に大幅な減額となっております。これは新型コロナウイルス感染症対策として，国が１人当たり１０万円を支給した特別定額給付金給付事業が令和２年度に終了したことなどが主な要因となっています。

また，財源については，過疎債などが効率的に活用される中，将来設計の下で償還財源が措置されており，さらに，町債の繰上償還２億9,442万円を実施することで，昨年度に引き続き，町債の年度末現在高が前年度より減少しており，財政の健全性の維持にも配慮されているものと判断されます。

次に，税及び税外収入の未収金については，町民に不公平感が生じないよう，引き続き厳正な徴収に努めるよう要請したところでございます。

最後に，一般会計及び各特別会計の効率的な財政運営と健全財政の堅持を図り，住民福祉の向上に努められますよう要望したところであります。

次に，地方公営企業法第３０条第２項の規定に基づき，審査に付されました令和３年度の矢掛町病院事業会計，矢掛町介護老人保健施設事業会計，矢掛町水道事業会計及び矢掛町下水道事業会計の決算審査は，去る６月２７日に高月監査委員とともに関係職員の説明を聴取しながら厳正に審査を行ったところであります。

その結果，４会計とも審査に付されました決算書類は，法令の規定に従って作成されており，これら

に係る関係諸帳簿及び証票書類等は，会計事務手続きに沿って適正に処理され，決算財務諸表は，期末における事業の財政状況と年間の経営成績も適正に表示するものであり，各計数も正確に処理されていることを認めたところであります。

いずれの企業会計においても，積極的な取組が行われ，また，事業運営に必要な資金も留保されていますが，今後においても中長期的シミュレーションに基づき運営にあたるよう，特に要望したところでございます。

なお，詳細につきましては，別添の意見書を御覧いただきたいと思います。

以上で，決算審査の結果報告を終わります。

○議長（花川大志君）　監査委員から決算審査の結果報告が終わりました。

これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第４３号から議案第４７号までは，所管の予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，議案第４３号，令和３年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について，議案第４４号，令和３年度矢掛町病院事業会計決算認定について，議案第４５号，令和３年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について，議案第４６号，令和３年度矢掛町水道事業会計決算認定について，議案第４７号，令和３年度矢掛町下水道事業会計決算認定については，予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　報告第　５　号　令和３年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について

○議長（花川大志君）　日程第２，報告第５号，令和３年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についてを議題とします。

これも既に説明は終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

以上で，報告第５号，令和３年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についての報告を終了いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　議案第４８号　岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（花川大志君）　日程第３，議案第４８号，岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これも説明は終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。議案第４８号については，原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。

よって，議案第４８号，岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更については，原案のとおり可決決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第４　議案第４９号　矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第５０号　矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
議案第５１号　矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第５２号　矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
議案第５３号　令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について
議案第５４号　令和４年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
議案第５５号　令和４年度矢掛町病院事業会計補正予算（第１号）について
議案第５６号　令和４年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）について
議案第５７号　令和４年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第５８号　令和４年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（花川大志君）　日程第４，議案第４９号から議案第５８号までを一括議題といたします。

これも説明は終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第４９号から議案第５８号までは，所管の常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，議案第４９号，矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第５０号，矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について，議案第５１号，矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定については，総務文教常任委員会へ，議案第５２号，矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について，議案第５３号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について，議案第５４号，令和４年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について，議案第５５号，令和４年度矢掛町病院事業会計補正予算（第１号）について，議案第５６号，令和４年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）について，議案第５７号，令和４年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について，議案第５８号，令和４年度矢掛町地域開

発事業特別会計補正予算（第１号）については，予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第５　請願第　１　号　少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための，２０２３年度政府予算に係る意見書採択の請願

請願第　２　号　日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書採択を求める請願

〇議長（花川大志君）　日程第５，請願第１号及び請願第２号を一括議題といたします。

お諮りいたします。請願第１号及び請願第２号は，所管の総務文教常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，請願第１号，少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための，2023 年度政府予算に係る意見書採択の請願，請願第２号，日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書採択を求める請願は，総務文教常任委員会に審査付託することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

〇議長（花川大志君）　本日予定しておりました案件の審査は，全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会とし，次の本会議は２０日の火曜日，午前９時３０分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，本日はこれにて散会とし，２０日の火曜日，午前９時３０分から本会議を再開することに決しました。

ここで，お知らせいたします。休会中に付託案件審査のための各常任委員会が，次の日程で開催されます。明日９日の金曜日，総務文教常任委員会が午前１０時から議会全員協議会室で行われます。また，予算決算常任委員会が，１２日の月曜日，１３日の火曜日及び１５日の木曜日は，午前９時３０分から，１４日の水曜日は午後１時３０分からそれぞれ３階大会議室で開催されます。関係者の御出席をお願いいたします。

それでは，本日はこれにて散会いたします。皆さん御苦労さまでした。散会。

午前　９時４３分　散会

令和４年第５回矢掛町議会第３回定例会（第４号）

１．会議招集日時　令和４年９月２０日　午前9時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　９時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前　９時３０分
　　　　　　　　（閉会）　午前１１時１９分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
1	土井俊彦	出	2	昼田政義	出
3	福田京子	出	4	岸野榮治	出
5	田中輝夫	出	6	原田秀史	出
7	小塚郁夫	出	8	石井信行	出
9	川上淳司	出	１０	花川大志	出
１１	土田正雄	出	１２	浅野毅	出

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山岡敦	副町長	山縣幸洋
教育長	山部英之	総合政策監	安部正和
総務防災課長	堀賢一	企画財政課長	松嶋良治
町民課長	妹尾茂樹	健康子育て課長	小川公一
福祉介護課長	稲田由紀子	産業観光課長	妹尾一正
建設課長	渡邉孝一	上下水道課長	平井勝志
教育課長	藤原徳忠	矢掛病院事務長	坪田芳隆
会計管理者	稲田欽也	介護老人保健施設事務長	小出優子
矢掛寮長	西山弘之	総務防災課長代理	立川人士
企画財政課長代理	河上昌弘	企画財政課財政係長	石井亮太郎

５．出席した事務局職員

議会事務局長	守屋裕文	書記	大嵩勇人

６．議事日程

日程第１　委員長報告　議案第４３号　令和３年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

議案第４４号　令和３年度矢掛町病院事業会計決算認定について
議案第４５号　令和３年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
議案第４６号　令和３年度矢掛町水道事業会計決算認定について
議案第４７号　令和３年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
議案第４９号　矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第５０号　矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
議案第５１号　矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第５２号　矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
議案第５３号　令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について
議案第５４号　令和４年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
議案第５５号　令和４年度矢掛町病院事業会計補正予算（第１号）について
議案第５６号　令和４年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）について
議案第５７号　令和４年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第５８号　令和４年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）について
請願第　１　号　少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための，２０２３年度政府予算に係る意見書採択の請願
請願第　２　号　日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書採択を求める請願

日程第２　発議第　２　号　少人数学級の拡充及び教職員定数の改善に係る意見書の提出について
日程第３　議案第５９号　矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
日程第４　議案第６０号　令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前９時３０分　開議

○議長（花川大志君）　皆さん，おはようございます。今月８日の本会議に引き続き御苦労さまです。

大型で強い台風１４号は昨夜のうちに日本海北陸方面へ抜け，岡山県から遠ざかりつつありますが，なお戻り風など注意が必要と思われます。我がまちにおいては，幸い降雨による河川の増水，浸水被害や土砂被害も際立ったものはなく，多少安心のうちに本日の定例会最終日の会議を進めることができるようであります。しかし，他県の市町村では，この台風により多大な被害を被った所も多く，お亡くなりになった方もあり，心からお見舞いと御冥福をお祈り申し上げる次第です。

ただいまの出席議員は，１２名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　委員長報告　議案第４３号　令和３年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
議案第４４号　令和３年度矢掛町病院事業会計決算認定について
議案第４５号　令和３年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
議案第４６号　令和３年度矢掛町水道事業会計決算認定について
議案第４７号　令和３年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
議案第４９号　矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第５０号　矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
議案第５１号　矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第５２号　矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
議案第５３号　令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について
議案第５４号　令和４年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
議案第５５号　令和４年度矢掛町病院事業会計補正予算（第１号）について
議案第５６号　令和４年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）について
議案第５７号　令和４年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第５８号　令和４年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）について
請願第　１　号　少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための，２０２３年度政府予算に係る意見書採択の請願
請願第　２　号　日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書採択を求める請願

○議長（花川大志君）　日程第１，議案第４３号から議案第４７号までと議案第４９号から議案第５８

号まで，さらに，請願第１号及び請願第２号を一括議題とし，委員長報告を行います。

これらは，去る８日の本会議において各常任委員会へ審査をお願いした案件であります。既に審査も終了し，請願については別紙のとおり報告書も提出されていますので，それぞれ常任委員長から審査概要を報告していただきます。報告の順は，総務文教常任委員長，予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それではまず，総務文教常任委員長，浅野　毅君，お願いいたします。浅野君。

○１２番（浅野　毅君）　それでは，命によりまして，総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る９月８日の本会議において付託を受けました，議案第４９号，矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第５０号，矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について，議案第５１号，矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について，請願第１号，少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための，2023 年度政府予算に係る意見書採択の請願，請願第２号，日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書採択を求める請願の計５件を去る９月９日，総務文教常任委員会を開催し，全委員の出席のもと，関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

質疑の詳細につきましては会議録を参照願うことといたしまして，審査概要と結果について御報告いたします。まず，議案第４９号，矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では，非常勤職員はどのくらいいるのか。育児休業の期間は変わらないか。男性についても同様か。休業期間の給与はどうか，などの質疑応答がありましたが，内容そのものに異議を唱える者はなく，審査の結果，全会一致で了としました。

次に，議案第５０号，矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については，審査の結果，内容そのものに異議を唱える者はなく，全会一致で了としました。

次に，議案第５１号，矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定についての審査では，技師の処遇改善はするが補助職員についての処遇改善はないとの理解でよいか。また，増額の根拠の確認等の質疑応答があり，審査の結果，全会一致で了としました。

次に，請願第１号，少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための，2023 年度政府予算に係る意見書採択の請願については，紹介議員及び参考人の請願の趣旨説明後審査を行いました。主な質疑内容は，請願の趣旨は教員を増やすためなのか，子どもの教育のためなのかに主眼が置かれ，参考人からはその両面であるとの答弁がありました。審査の結果は，全会一致で採択と決まりました。

次に，請願第２号，日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書採択を求める請願については，紹介議員の趣旨説明では，全ての核兵器を廃絶する核兵器禁止条約への参加こそが世界平和への道であるとのことでしたが，委員の中からは，核の無い世界が理想であるとしつつも，核保有国は全く参加していない条約の実効性への疑問が投げ掛けられ，核拡散防止条約を押し進めるほうが有効である等の意見がありました。審査の結果，採択少数で不採択と決まりました。

以上が，総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。不足の点がありましたら，他の委員に補足をお願いいたしまして，総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（花川大志君）　続いて，予算決算常任委員長，田中輝夫君お願いします。田中君。

○５番（田中輝夫君）　それでは，予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る９月８日の本会議において付託を受けました，議案第４３号令和３年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について並びに議案第４４号から議案第４７号までの令和３年度矢掛町病院事業会計，介護老人保健施設事業会計，水道事業会計，下水道事業会計の各公営企業会計の決算認定案件４件と議案第５２号から議案５８号までの矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第２号），令和４年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号），令和４年度矢掛町病院事業会計補正予算（第１号），令和４年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号），令和４年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号），令和４年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）の７件の審査のため，今月１２日から１５日の４日間にわたり予算決算常任委員会を開催し，全委員出席の下，町長，副町長，教育長，病院管理者，総合政策監のほか，関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査致しました。

個別の質疑応答内容につきましては，会議録を御覧いただくこととして，概要と結果につきまして御報告いたします。

議案第４３号，令和３年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について，まず，一般会計の決算では，矢掛寮では，コロナ禍で矢掛寮入所者の心身ケアのための工夫。入所者の高齢化による介護の必要性の有無。親族との面会の可否と5,000円商品券の扱い。物価高騰の影響を受け施設での対応。入所者からのハラスメントの有無がありました。

次に，町民課所管の部分については，マイナンバーカードの交付実績と周知方法並びに交付率アップのための施策。じん芥処理の予算付けとゴミ処理量の減量の関連。固定資産税の減収理由。

次に，教育課所管では，不登校対策推進事業の実績と外国語活動充実事業の人員確保状況。加配職員の働き方改革への効果。矢掛高校魅力化事業の実績増の要因。文化財管理委託料の適否。地域コーディネーターの活動と実績。重伝建地区の修理・修景事業の実績とスーパーバイザーの活用方法。

企画財政課の所管では，生活交通バス路線運航補助金の概観。結婚新生活支援事業補助金の定住促進。高梁川流域連携事業の町への波及効果。地域おこし協力隊の定住状況と定住化の施策。外国青年招致事業の現状。サテライトオフィスの入居状況。

次に，総務防災課所管では，防災対策事業の需用費で補正額以上の不用額の理由。防災はソフト展開が重要だが町民の防災意識の伸長。防災士の資格取得補助金に係る防災士の制服作成計画の有無。消防団各分団の部統合への方針。

次に，健康子育て課の所管では，ひとり親家庭日常生活支援事業の対象家庭の有無とサポート及び町の積極的関与。ネバーランドやかげ児童公園管理委託先と委託料金。放課後児童健全育成事業の送迎事業のメリット・デメリット。感染症対策事業の内訳。放課後児童クラブの教室のスペース確保。子ども医療費無償化の年齢別内訳。低所得子育て世帯応援商品券の未執行世帯分の理由。高齢者保健事業と介護予防の一体的実施事業の概観と実績。

次に，福祉介護課所管ですが，高齢者見守りサービスで委託業者と地元協力員の連携。地域福祉バス事業の費用対効果。タクシー券配付への検討。障害者自立支援協議会の概観。

次に，建設課所管では，ため池ハザードマップ作製事業の詳細と町民の反応。ふるさとの川リフレッシュ事業の住民との協働の仕組みの概観。運動公園線の事業計画と用地交渉の進捗状況。まちピカ事業で継続困難団体の有無と団体数の推移。住宅使用料の滞納と回収状況。都市再生整備事業のハード，ソフトの観点からの効果。河川維持の修繕費で不用額の理由と要望箇所の実施状況。

次に，産業観光課所管では，魅力的な観光地としてのまちづくり地域創生事業の概要と業務内容ごとの費用内訳。有害鳥獣駆除事業で未活用のイノシシ檻の活用。農業次世代人材投資資金事業の執行率は予定額執行に対して早期経営確立支援事業の執行率が低い理由。亀島キャンプ場使用料の町内外の使用料比率の根拠。テレビ番組作成・放送事業の概要。矢掛屋とやかげ宿の決算書についてなど各分野において相当数の質疑を行いました。

審査の結果，委員から一部決算内容に異議がでましたが，賛成多数で原案を了といたしました。

次に，令和３年度特別会計決算についてですが，矢掛町国民健康保険特別会計では，医療費増の要因と特定健診の受診率と現状。ジェネリック使用の勧奨による代替率と町民への周知。特定健診勧奨委託の事業内容などについて質疑応答を行いました。

矢掛町介護保険特別会計では，介護訪問ボランティア事業の実績状況及び料金形態。介護予防ケアプランの詳細。包括的支援事業の任意事業で介護給付費適正化事業の効果などについて質疑応答を行いました。

後期高齢者医療特別会計，地域開発事業特別会計，各財産区特別会計については，特段の質疑はありませんでした。審査の結果，いずれの令和３年度特別会計も全会一致で原案を了といたしました。

次に，公営企業会計についてですが，議案第４４号，令和３年度矢掛町病院事業会計決算認定についてでありますが，未収金のうち個人負担部分の現状と今後の回収方策，コロナ対策として陰圧テント購入の活用，院内保育の利用状況，コロナ禍での病床利用率の状況等についての質疑応答を行いました。審査の結果，病院事業会計決算は全会一致で原案を了といたしました。

議案第４５号，令和３年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定についての審査では，介護支援ソフトの更新と成果，人件費減に対する全体サービスの影響等について質疑応答を行いました。審査の結果，介護老人保健施設事業会計決算は全会一致で原案を了といたしました。

議案第４６号，令和３年度矢掛町水道事業会計決算認定について，給水状況と有収率，安定した水量の確保，安心安全の上水供給のための対策，石綿セメント管更新状況等について質疑を行いました。審査の結果，水道事業会計決算は全会一致で原案を了といたしました。

議案第４７号，令和３年度矢掛町下水道事業会計決算認定について，浄化センター増設工事の概要と農業集落排水と公共下水の統合，水洗化可能地域での未接続率等について質疑を行いました。審査の結果，下水道事業会計決算は全会一致で原案を了といたしました。

議案第５２号，矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については，特段質疑はなく，審査の結果，全会一致で原案を了といたしました。

議案第５３号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について，都市再生整備事業の施設整備工事に係る地元説明と住民合意，当該広場のイベント時の駐車場又は避難所などの活用計画，地域おこし協力隊の目標人員数及び方針，旧畜産公社の解体後の計画，道路維持費の補正額の内容，かんがい排水費の小田新池改修工事の概要と計画年度，仁井屋橋の橋梁架け替えの費目説明，ホームページ改修委託料の内容，ＬＥＤ防犯灯設置費補助の新設・既設への対応，学校トイレ洋式化改修計画の進捗状況など質疑応答を行いました。審査の結果，令和４年度矢掛町一般会計補正予算案は全会一致で原案を了といたしました。

議案第５４号，令和４年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について，議案第５５号，令和４年度矢掛町病院事業会計補正予算（第１号）について，議案第５６号，令和４年度矢掛町介護老人

保健施設事業会計補正予算（第１号）について，議案第５７号，令和４年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）については，特段質疑なく，審査の結果，全会一致で原案を了といたしました。

議案第５８号，令和４年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）については，公有財産購入費の土地購入予定地先及び土地造成計画の質疑応答を行いました。審査の結果，全会一致で原案を了といたしました。

以上が，予算決算常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。なお，執行部におかれましては，本委員会での意見，要望等に十分留意され，なお一層，適切な事務事業の執行に努められますよう求めるものであります。

不足の点がありましたら，他の委員さんの補足をお願いいたしまして，予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（花川大志君）　それぞれの委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは，委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。石井君。

○８番（石井信行君）　報告の順に従って，まず，総務文教常任委員長から報告ありました請願第２号についての賛成討論を行います。

日本政府に核兵器禁止条約の参加を求める意見書採択を求める請願についてですが，2017 年７月７日に歴史的な核兵器禁止条約が採択され，2011 年１月２２日発行しました。現在８６か国が署名し，６６か国が批准しております。

ロシアのウクライナへの軍事侵略から半年以上が過ぎました。ロシアのプーチンは，核兵器の使用も辞さない威嚇によって，ウクライナだけではなく，ウクライナ侵略を批判する全ての国を脅しながら，他国の征服を諦めることなく戦争を続けております。

「核には核を」という核抑止論は全く無力です。成り立たないことが世界中の人々の前にさらけ出されました。核戦争の脅威はなくなっておりません。

しかし，ＮＰＴ核拡散防止条約の再検討会議の場で，ロシア以外の全ての国々による核兵器の使用を許さない態度で一致した論議を進めることは，人類の理性の大きな発揮だったと思います。

広島，長崎のあの惨劇を二度と，再び繰り返させないためには，この地球上から核兵器をなくすしかあり得ません。被爆者が命懸けで訴え続け，命あるうちに地球上から核兵器をなくしてほしいという願いを世界中に広げ，世論を作り，核兵器禁止条約を作るところまでたどり着きました。

この条約は，核兵器の開発，実験，製造，取得，保有，貯蔵，使用とその威嚇に至るまで，核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しております。全ての国がこの条約に参加し，調印し，批准すること以外に，核戦争を止める道はありません。

核保有国と非保有国との橋渡し役を言う岸田首相ですが，核兵器禁止条約にもＮＰＴ条約第６条核保有国は核廃絶への義務がある ―― そういう条項にも一言も触れない演説で，被爆者だけでなく多くの方が世界中の方々の失望と怒りを呼びます。

核兵器をなくす。これを実現するのは，被爆者を先頭にした核兵器をなくそうという世界中の世論の力です。この夏も，平和行進に，折り鶴に託された「核兵器をなくしてほしい」の声がたくさん私ども

に寄せられました。

今，日本政府に核兵器禁止条約への調印参加を求める意見書決議の採択自治体は632自治体で，岡山県では２７自治体中２０自治体７１パーセントに及んでいます。井原，総社，高梁，新見，里庄などで進んでおります。私達もその一翼を担って，日本政府に核兵器禁止条約に参加し核戦争被爆国の政府として，核廃絶の先頭に立とうと呼び掛けようではありませんか。ぜひとも賛同を心から呼び掛けるものです。

以上で，賛成討論終わります。

○議長（花川大志君）　そのほかに討論はありませんか。５番，田中君。

○５番（田中輝夫君）　はい。私は不採択の立場として意見を言わせてもらいます。

その前に，核兵器のない世界は大変重要ですし，大きな目標であります。核兵器がないというふうなことを祈っておりますが，この核禁止条約につきまして，３点ほど疑問というふうに思っておりますので，言わせてもらいますと，まず，第一にこの請願書ですけど，その中に核兵器の脅威から逃れるためにもこの条約に参加しましょうというふうな文言が書いてありますが，条約に参加しただけで，核兵器からの脅威が逃れられるのかというふうなことを考えたら，決してそうではないというふうに思っております。

それから，核禁止条約につきましては，いま，核保有国が一国も参加していないというふうな現状がありますし，説明もありましたが，世界で６６か国が批准。参加は８６か国と言われましたが，６６か国が批准しているというようなことで，まだ世界に比べたら少ないというふうに思っております。

現在，ロシアがウクライナのほうへ侵攻して半年以上過ぎますが，やはり昔の連邦国家，統一国家ですね。核を持っていない人に対しても核の使用をちらつかせていく。それを支援した国家にも核兵器の使用というなのをちらつかせている状態でありますし，核保有国が核を廃止するというふうなことは，到底考えられないというふうに思っております。

そうするとやはり，現在日本ではアメリカの核の傘の下に安全保障があるというふうに思っておりますので，核を禁止したという条約に参加しても核の安全からは保障されませんし，いま，正に再度，アメリカの核の下の安全保障政策が議論され有効になっていくのではないかというふうに思っております。

それと，核拡散防止条約につきましては，世界の196か国のうち191か国が参加しております。それには核保有国も非保有国も参加しております。1970年に日本は核拡散防止条約に参加し，1976年から批准していると思います。

ですから，今回の核禁止条約に参加するよりも，今まで入っていた核拡散防止条約，核軍縮へ，それについてそれを粛々と進めていって，核を広がらないようにというふうなものを進めていくのが良いというふうに思っており，今回の案には不採択としての意見を言わせてもらいます。

○議長（花川大志君）　そのほか，この案件について討論はありませんか。

〔８番石井信行君「別件はいいですか」と呼ぶ〕

○議長（花川大志君）　はい。別件。８番，石井君。

○８番（石井信行君）　令和３年度一般会計の決算についての反対討論を行います。

１点目は，産業観光部門の中の魅力的な観光地としてのまちづくり地域創生事業，決算額4,600万円ですが，これの手続き。これが，民法上は権利能力のない社団法人です。印鑑が押されています。

委員会でもお尋ねしたんですが，この個人・任意団体と契約する場合は，その構成員の代表者個人と

契約しなければならないとなっていますので，この契約は無効になるのではないかというふうに思います。この岡山県矢掛町地域創生推進事業推進協議会は任意団体なので，この法律に従えば，この契約そのものは成り立たないということになりますので，この点について問題があるということで，まず反対の理由が一つです。

それから，もう一点の反対の理由は，同じく産業観光部門に関する主要事業の予算で，何がどこでいくら使われ，その効果は町民にとってどのようなものだったのか。極めて曖昧なのではないか。

例えば，先ほどの魅力的な観光地としての推進地域創生事業4,600万円の中身についても，事業概要は，観光ビジョンの策定やアルベルゴ・ディフーゾ等の地域資源を活用したブランディングやプロモーションにより認知度向上を図り，交流人口，関係人口増により継続的にまちづくりにつなげる取組をする。これを委託するんだというようなことが書かれています。

ほかに，山陽道矢掛宿にぎわい創出事業3,061万9,000円の委託先は，矢掛ＤＭＯの事業に対する補助ですが，道の駅山陽道矢掛宿を活用した誘客周遊マーケティング等の取組を行う，これの補助だ。

それから，ＤＭＯの運営支援事業として779万円。それから，令和３年度の新型コロナウイルス対策事業補助事業費。これは，精算額として2,177万5,623円になっておりますが，これも一般財団法人矢掛町観光交流推進機構になっています。新型コロナウイルスの影響により，売上が減少している飲食店や観光事業者等の支援を行うマイクロツーリズムの実施，プレミアム付商品券の発行，旅行会社活用による誘客促進の実施というふうになっております。

そのほかいくつかありますが，これらの事業は，どこに何がどのぐらい使われたのかあいまいな部分も多く，重なっている部分も多く，その点についてこの町民の利益に合致しているのかどうか，非常に疑問に思います。

この２点をもって，反対討論といたします。

○議長（花川大志君）　ただいまの議案第４３号でございますね。

〔８番石井信行君「はい」と呼ぶ〕

○議長（花川大志君）　そのほか，討論はありませんか。福田君。

○３番（福田京子君）　はい。請願第１号について，私は…

○議長（花川大志君）　福田君。それでは，いま，反対討論出ましたので，賛成討論がもしかしたらあるかもしれませんので，その次に挙手をお願いいたします。

〔３番福田京子君「あら，違うんですか。すみません。ごめんなさい。」と呼ぶ〕

○議長（花川大志君）　大丈夫ですよ。いま，反対討論が出ました。５番，田中君。

○５番（田中輝夫君）　はい。決算だったと思います。

○議長（花川大志君）　はい，４３号。

○５番（田中輝夫君）　はい。先ほど，権利無き団体が契約したら無効ではないかというふうな話だったと思うんですが，契約の種類もいろいろあると思います。その中で，諾成契約というふうなのがあるわけですが，それは，お互い申出者と承諾者という人が，サインをしていなくても口約束だけでも契約が成立するというふうなこともあります。それは，今回には該当はしているというふうなことはないですが，いろいろな契約の方法があるというふうなことがあります。

ですから，任意団体だから契約ができないというふうなことはないと思っておりますし，この契約に

つきましても，町執行部は専門家と相談されてやっているというふうなことですから，私はこれで良いというふうに思っております。

ただし，事業実施主体が任意団体でなく法人化した団体だったほうが，町民の人は理解がしやすかったのかなというふうには思っております。ですけれども，それについての異議はありません。

それとあと，予算関係についても言われましたが，予算もその時々に説明を受けて判断していたわけで，了としておりますし，特に今回，それに関する4,600万円の事業につきましては，半分が地方創生推進交付金，それから特別交付金というふうなことで全体の９割が交付金からなって，一般財源からは１割の支出ということであります。それも，矢掛町を良くしていこう，発展していこうというふうな支出でありますので，私はそれで良いというふうに判断をしております。個々の予算のちょっといろいろ言われましたが，それについても適正に行政が執行しているというふうに判断しております。

以上です。

○議長（花川大志君）　そのほか，議案第４３号についての討論はありますか。

〔なし〕

○議長（花川大志君）　はい。それでは，福田君。どうぞ。３番，福田君。

○３番（福田京子君）　失礼いたしました。

請願第１号について，私は反対の立場で討論をさせていただきます。

今現在，矢掛町の現状を見た時に，また，文科省の方針だとか動きとか，そういうものを見た時に，いま，この必然性を感じておりません。また個人的には，教員の定数というよりは，もうその次の待遇だとか教員の質の向上だとか，そういうところに重きを置いてほしいと思っております。甚だ簡単でございますが，請願第１号の採択には反対いたします。

○議長（花川大志君）　９番，川上君。

○９番（川上淳司君）　はい。請願第１号の賛成の立場で物申したいと思います。

今回の請願は，毎回出てる内容でありますが，少人数学級がどうとかこうとかって言いますと，矢掛町ではそういうふうな学級が少ない。特に，中学校に関係する部分になってくると思います。

今回のことは，こういうふうなことでっていうことでお願いしておりますし，２番目の項目で当然のことながら長時間労働是正等の要するに職員の加配とかいうところをお願いをしている部分でございますので，反対意見に対する部分ではありますけど，反対であり賛成でありというふうな内容になっていると思いますので，この件に関してはそんなに問題はないかなと思っておりますし，今の現状を考えますと，職員定数を改善してやるところが，要するに職員に対する時間外労働の是正にも当たるっていうことで，今回のこの提案者にも来ていただいて説明していただいている内容ですので，何ら問題がないと思っておりますので，採択の方向でよろしくお願いいたします。

以上，終わります。

○議長（花川大志君）　そのほか，賛成反対それぞれの討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君）　あるいは，他の議案について討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君）　討論を終結いたします。

これより採決を行いますが，議案の性質上，分離して採決を行います。先ほどの議案第４３号，請願

第１号，請願第２号については討論がありました。よって，これを除き，まず，討論のなかった案件からそれぞれ分離して採決を行います。

お諮りいたします。討論のなかった議案第４４号から議案第４７号までの決算認定案件４件，議案第４９号から議案第５１号までの条例改正案件３件，さらに，議案第５２号の計画変更案件１件，議案第５３号から議案第５８号までの補正予算案件６件，以上１４件につきましては，委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，議案第４４号，令和３年度矢掛町病院事業会計決算認定について，議案第４５号，令和３年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について，議案第４６号，令和３年度矢掛町水道事業会計決算認定について，議案第４７号，令和３年度矢掛町下水道事業会計決算認定について，議案第４９号，矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第５０号，矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について，議案第５１号，矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について，議案第５２号，矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について，議案第５３号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について，議案第５４号，令和４年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について，議案第５５号，令和４年度矢掛町病院事業会計補正予算（第１号）について，議案第５６号，令和４年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）について，議案第５７号，令和４年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について，議案第５８号，令和４年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）については，それぞれ原案のとおり可決することに決しました。

次に，討論のあった議案の採決を行います。お諮りいたします。議案第４３号に対する委員長報告は，これを可とするものでありますが，先ほど，反対賛成それぞれ討論がありましたので，議案第４３号について，ただいまから起立による採決を行います。なお，採決にあたっては，案件を可とする原則に従って行います。

議案第４３号，令和３年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（花川大志雄君）　起立多数と認めます。御着席ください。よって，議案第４３号，令和３年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定については，原案のとおり認定されました。

次に，討論のありました請願第１号について，採決を行います。お諮りいたします。請願第１号に対しての委員長報告はこれを採択とするものでありますが，本案件に対し，先ほど反対賛成それぞれの討論がありましたので，起立による採決を行います。なお，採決にあたっては，案件を採択とする原則に従って行います。

請願第１号，少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための，2023 年度政府予算に係る意見書採択の請願の案件を採択とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（花川大志君）　起立多数と認めます。御着席ください。よって，請願第１号，少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための，2023 年度政府予算に係る意見書採択の請願は，採択と決しまし

た。

引き続き，討論のありました請願第２号について，採決を行います。お諮りいたします。請願第２号についての委員長報告はこれを不採択とするものでありますが，本案件に対し，先ほど賛成反対それぞれの討論がありましたので，起立による採決を行います。なお，採決にあたっては，案件を採択とする原則に従って行います。

請願第２号，日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書採択を求める請願について採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（花川大志君）　起立少数と認めます。御着席ください。よって，請願第２号，日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書採択を求める請願は，不採択と決しました。

お諮りいたします。ここで，暫時休憩を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま，請願第１号については，総務文教常任委員長，浅野 毅君ほかの皆さんから意見書の提出についての発議案が提出されました。これを日程に追加し，直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，発議案を日程に追加し，直ちに議題とすることに決しました。議案配付のため，暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

○議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第２　発議第　２　号　少人数学級の拡充及び教職員定数の改善に係る意見書の提出について

○議長（花川大志君）　日程第２，発議第２号，少人数学級の拡充及び教職員定数の改善に係る意見書の提出についてを議題とします。なお，本案件に対する提出者からの提案理由の説明は，会議規則第３９条第２項の規定により，省略したいと思いますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

この際，議会事務局長から発議案を朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（守屋裕文君）　失礼いたします。それでは命によりまして発議案を朗読させていただきます。

“少人数学級の拡充及び教職員定数の改善に係る意見書。改正義務標準法が成立し，2022 年４月から小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に３５人に引き下げられた。しかし，多くの国民が求めた３０人学級には届かず，また，中学校・高等学校の学級編制標準は現在のまま据え置かれている。さ

らにきめ細かな教育をするためには，３０人学級や中学校・高等学校での少人数学級の早期実施が必要である。少人数学級や教職員の定数の改善については，2021 年１１月に全国知事会，全国市長会及び全国町村会が「新しい時代の学びの環境整備に向けた提言書」において中学校における少人数学級の推進や小学校高学年における専科指導教員の計画的な配置に必要な教職員定数の確保のため，基礎定数の見直しや加配定数の充実等，所要の措置を図ることが重要としている。

しかし，３５人学級実施に要する教職員の定数増の多くが，児童数減少に伴う自然減等によって相殺されるため，実際に今年度についても前年度よりは教職員定数が減少している。その一方で，学校現場では，新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積している。さらに，ＧＩＧＡスクール構想による一人一台端末を活用した新たな学びの創造を求められるなど，教材研究や授業準備の時間，子どもたちと向き合う時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

学級とは，学校が教育的配慮のもとに組織する児童生徒の集団であり，その規模は児童生徒にとって基本的な教育条件のひとつである。また，担任する児童生徒の多寡は教員にとって労働条件のひとつであり，労働条件の良否は児童生徒の教育条件に少なからず影響を及ぼしている。

子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには，加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

よって，国会及び政府においては，地方教育行政の実情を十分に認識され，地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように，下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記１．中学校・高等学校での３５人学級を早急に実施すること。また，さらなる少人数学級について検討すること。２．学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため，加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を促進すること。３．自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」ができるよう，加配の削減は行わないこと。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。令和４年９月２０日。岡山県矢掛町議会議長 花川大志”

提出先といたしまして，衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，財務大臣，総務大臣，文部科学大臣。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　朗読が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。発議第２号は原案のとおり措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，発議第２号，少人数学級の拡充及び教職員定数の改善に係る意見書の提出については，原案のとおり措置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま，町長より，矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改

正する条例制定についての条例改正案件１件及び令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）についての補正予算案１件，計２件の追加上程がありましたので，議会運営委員会開催のため暫時休憩いたしたいと思いますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，暫時休憩いたします。

ここで，お知らせいたします。この後，１０時４５分から議会運営委員会を開催いたしますので，委員の皆様には，委員会室に御参集ください。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま，町長より，議案第５９号，矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第６０号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）についての追加議案が提出されました。これを日程に追加し，直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，これを日程に追加し，直ちに議題とすることに決しました。ここで議案配付のため，暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

○議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　議案第５９号　矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（花川大志君）　日程第３，議案第５９号，矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡　敦君）　それでは，議案第５９号，矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について，提案理由を御説明申し上げます。

本議案は，地方自治法第９６条第１項第１号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

今回の改正は，新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等への傷病手当金の支給適用期間を令和４年１２月３１日まで延長するものでございます。

詳細につきましては，健康子育て課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　提案理由の説明が終わりました。

次に，詳細な内容の説明を求めます。健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君）　議案第５９号，矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について，御説明申し上げます。１枚おめくりください。改正条例の本文でございます。

“矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和２年矢掛町条例第１３号）の一部を次のとおり改正する。附則中「令和４年９月３０日」を「令和４年１２月３１日」に改める。”

今回の改正は，これまでも３か月ごとに延長してまいりました国民健康保険の被保険者に支給されます傷病手当金の適用期間を９月３０日から，更に３か月延長して１２月３１日までとするものでございます。

傷病手当金は，国民健康保険の被保険者であって，新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われることによって勤務ができず，給与等の収入がなくなった方への支援を目的に支給することとしております。制度については，問い合わせは数件ございましたが，現在のところ対象になった方はいらっしゃいません。最後に，施行期日につきましては公布の日からでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

〇議長（花川大志君）　町長からの提案理由の説明並びに担当課長から詳細な内容の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第５９号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，議案第５９号，矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については，原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第４　議案第６０号　令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について

〇議長（花川大志君）　日程第４，議案第６０号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（山岡　敦君）　それでは，議案第６０号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について，提案理由を御説明申し上げます。

本議案は，地方自治法第 218 条第１項の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

今回の補正額は 6,100 万円の増額で，補正後の予算総額は９２億 3,000 万円となります。内容といたしましては，新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係るもので，今回接種いたしますワクチンは，９月１２日に国で承認されました，オミクロン株対応のワクチンでございます。

詳細につきましては，企画財政課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

〇議長（花川大志君）　提案理由の説明が終わりました。次に，詳細な内容の説明を求めます。企画財政課長。

〇企画財政課長（松嶋良治君）　それでは，議案第６０号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について，御説明申し上げます。

今回の補正は 6,100 万円を増額するもので，内容は，１０月３日から町内７医療機関で開始する新型コロナウイルスワクチン接種に係るもので，説明は事項別明細書で行いますので，６ページ，７ページ

をお開きください。６ページ真ん中から下，歳出の欄を御覧ください。

４款衛生費，１項保健衛生費，目の８新型コロナウイルス感染症対策費に6,100万円を追加しております。説明は右のほうに7ページにありますが，まず，事務経費として，消耗品費５０万円，通信運搬費５６万4,000円を計上いたしております。次に，委託料でございますが，新型コロナワクチン接種委託料2,576万4,000円はワクチン接種に係る業務委託料でございます。次に，コールセンター業務等委託料2,594万7,000円，国保連支払事務委託料294万4,000円，最後に，医師等派遣委託料528万1,000円でございます。

財源につきましては，上の歳入の欄にありますように，国庫支出金のうち，１項国庫負担金2,576万4,000円はワクチン接種，２項国庫補助金3,523万6,000円は準備事業の財源として計上させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　町長から提案理由の説明並びに担当課長から詳細な内容の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第６０号は，所管の予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，議案第６０号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）については，所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。予算決算常任委員会開催のため暫時休憩を取りたいと思いますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，暫時休憩いたします。

ここでお知らせいたします。この後，直ちに予算決算常任委員会を開催いたしますので，委員の皆様は議会全員協議会室へ御参集ください。休憩。

〔暫時休憩〕

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第６０号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について，委員長報告を行います。

それでは，予算決算常任委員長田中輝夫君，お願いいたします。田中君。

○５番（田中輝夫君）　それでは，予算決算常任委員会委員長報告を行います。

本日の本会議において付託を受けました，議案第６０号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について，議案の審査のため，本日午前１１時より予算決算常任委員会を開催し，全委員出席のもと，町長以下関係職員の出席を求め，質疑応答により慎重に審査を行いました。

詳細な内容につきましては，会議録を御覧いただくこととして，概要について御報告します。

本委員会に付託されました，議案第６０号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）の審査内容についてでありますが，衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業について，コールセンターの

設置状況及び４回目の接種を受けた人の５回目接種の時期等について質疑応答を行い，事業内容を確認いたしました。審査の結果，全会一致で原案を了とした次第であります。

なお，執行部におかれましては，本委員会での意見，要望等に十分留意され，なお一層適切な事務事業の執行に努められますよう，求めるものであります。

以上が，予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。不足の点がありましたら，他の委員さんの補足をお願いいたしまして，予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（花川大志君）　予算決算常任委員長から付託案件の審査報告がありました。

それでは，委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第６０号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，議案第６０号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）については，原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（花川大志君）　お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究については，議会での継続審査の議決が必要であります。したがって，次期議会の会期，日程等の議会運営は，閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会での調査・研究については，閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，次期議会の会期，日程等の議会運営につきましては，閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会の調査・研究につきましては，閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

さらに，お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第７条の規定により，本日をもって第５回矢掛町議会第３回定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，第５回矢掛町議会第３回定例会は，閉会することに決しました。

閉会にあたり，町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山岡　敦君）　閉会にあたりまして，一言御挨拶を申し上げます。

まずその前にですね，今回の大型で非常に強い台風１４号の町内への影響。これについて，ちょっと御報告をさせていただきます。９月２０日 ―― すなわち今日のですね，９時時点での話でございます。町として把握できている主なものをお話をさせていただきます。

降水量は累計で３０ミリ程度でございました。倒木により民家の屋根を破損が１件。そして，内神町営住宅やサンコーポで風による部分損壊が２件。三谷保育園の雨どいが外れる損傷，これが１件。道路などへの倒木が３件。脇本陣の壁の一部が破損しましてこれが１件。やはり風による影響が数件ございました。そしてまた，自主避難された方が４人おられました。その中でですね，幸いにも人的被害というものは町全体ではなかったということを確認させていただいております。しかしながら，当初の報道の中ではですね，過去最大級の台風であるということでございました。幸い矢掛町はですね，甚大な被害は免れたのではないかと思っております。

皆様方におかれましては，今後も災害に対しましてはですね，最大限の注意を払っていただければということで，よろしくお願いを申し上げます。

さて，令和４年第５回矢掛町議会第３回定例会につきましては，１５日間の会期でございましたが，上程いたしました教育委員会委員の任命に同意を求めることについてのほか，本日追加提案をさせていただきました条例の一部改正及び一般会計補正予算の２議案も含めて，計２１議案につきまして慎重な御審議を賜り，まことにありがとうございました。議案の審議並びに一般質問などでいただきました貴重な御意見やそしてまた，御提言につきましては，今後，十分検討させていただきたいと存じます。

また，新型コロナウイルスワクチン接種につきましては，関係団体とともに緊密に連携しながら，出来る限りの準備を迅速に行い，しっかりと態勢を整えて対処していきたいと思っております。

また，本年度事業につきましても，町民の皆様からの御希望に配慮した事業を円滑に進めてまいります所存でございますので，どうか，議員の皆様には一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げまして，閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は，大変ありがとうございました。

○議長（花川大志君）　以上をもちまして閉会といたします。なお，この後１１時２５分から議会全員協議会を開催いたしますので，議員の皆様には３階大会議室へ御参集ください。それでは皆さん，大変お疲れ様でした。閉会。

午前１１時１９分　閉会

地方自治法第 123 条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

矢 掛 町 議 会 議 長

矢 掛 町 議 会 議 員

矢 掛 町 議 会 議 員

令和４年第６回矢掛町議会第３回臨時会（第１号）

１．会議招集日時　令和４年１０月１２日　午前9時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　9時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前　9時３０分
　　　　　　　　（閉会）　午前１０時２９分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
1	土井俊彦	出	2	昼田政義	出
3	福田京子	出	4	岸野榮治	出
5	田中輝夫	出	6	原田秀史	出
7	小塚郁夫	出	8	石井信行	出
9	川上淳司	出	１０	花川大志	出
１１	土田正雄	出	１２	浅野毅	出

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山岡敦	副町長	山縣幸洋
教育長	山部英之	総合政策監	安部正和
総務防災課長	堀賢一	企画財政課長	松嶋良治
町民課長	妹尾茂樹	健康子育て課長	小川公一
福祉介護課長	稲田由紀子	産業観光課長	妹尾一正
建設課長	渡邉孝一	上下水道課長	平井勝志
教育課長	藤原徳忠	矢掛病院事務長	坪田芳隆
会計管理者	稲田欽也	介護老人保健施設事務長	小出優子
矢掛寮長	西山弘之	総務防災課長代理	立川人士
企画財政課長代理	河上昌弘	企画財政課財政係長	石井亮太郎

５．出席した事務局職員

議会事務局長	守屋裕文	書記	髙槻美希

６．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　議案第６１号　令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）について

日程第５　議案第６２号　工事請負契約の締結について｛都市再生整備計画事業　（仮称）西町イベント広場（観光交流施設）建築工事の請負契約の締結｝

日程第６　委員長報告　議案第６１号　令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前９時３０分　開会

〇議長（花川大志君）　皆さん，おはようございます。

新しい町長による執行部，新しい議員による町議会となって５か月半の間に，今臨時会をもって早４回目の議会となります。

コロナ感染症に起因する，目まぐるしく繰り返される諸対策に迅速かつ適正に対処するべく，我がまちにとって実りある結果が導き出される臨時議会となりますよう議事堂に会する全員で臨みましょう。

ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので，ただいまから，令和４年第６回矢掛町議会第３回臨時会を開会いたします。

なお，病院管理者におかれましては，診療業務のため，本臨時会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので，御報告いたします。

それでは，直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　会議録署名議員の指名

〇議長（花川大志君）　日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第 125 条の規定により，７番小塚郁夫君と，８番石井信行君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第２　会期の決定

〇議長（花川大志君）　日程第２，会期の決定を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日１日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，本臨時会の会期は本日１日と決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第３　諸般の報告

〇議長（花川大志君）　日程第３，諸般の報告を行います。

ここで，町長から御挨拶があります。町長。

〇町長（山岡　敦君）　皆さん，おはようございます。

本日は，令和４年第６回矢掛町議会第３回臨時会を招集いたしましたところ，議員の皆様には，公私とも何かと御多用な中，御出席を賜りまして，まことにありがとうございます。

さて，このたびは，全国的な物価高騰への対応，そして国が進める住民税非課税世帯への５万円の給付など，少しでも早く関係される皆様のお手許に届けられるよう急遽臨時会を招集させていただいたものでございます。

議案といたしましては，先ほど申し上げました経済対策を含む一般会計補正予算並びに都市再生整備計画事業（仮称）西町イベント広場（観光交流施設）建築工事の請負契約の締結の計２件でございます。

どうか，適切な御決定を賜りますようよろしくお願いいたしまして，開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長（花川大志君）　町長の挨拶が終わりました。

次に，議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては，お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。また，議員派遣報告一覧表も配付しておりますので，併せて御覧ください。

以上で，諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第４　議案第６１号　令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）について

○議長（花川大志君）　日程第４，議案第６１号の補正予算案１件を議題といたします。提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山岡　敦君）　それでは，議案第６１号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）について，提案理由を御説明申し上げます。

本議案は，地方自治法第 218 条第１項の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

今回の補正額は，１億 3,800 万円の増額で，補正後の予算総額は９３億 6,800 万円となります。

内容といたしましては，このたびの国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に，新しく，電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設され，９月２０日にその交付限度額が示されましたので，国による住民税非課税世帯への１世帯当たり５万円給付に要する経費と併せまして，臨時交付金を活用して，住民税均等割のみの課税世帯，農業者，そして町内の医療・介護・福祉施設，そして住民活動団体等に対する支援をできるだけ早期に実施するために編成し，本臨時会へ上程させていただくものでございます。

詳細につきましては，企画財政課長が説明いたしますので，どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　次に，議案の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君）　それでは，議案第６１号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）について，御説明申し上げます。

今回の補正額は１億 3,800 万円で，内容につきましては，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）概要で説明させていただきたいと思います。概要を御覧ください。Ａ４の一枚ものの紙でございます。上から款の順番により説明させていただきます。

まず，２款総務費で，まちピカ活動団体物価高騰対策支援事業は，135 の活動団体に対する支援金でございます。

続いて，３款民生費でございます。いきいきサロン物価高騰対策支援事業は，サロンへの支援金でございます。介護・福祉施設電力料金等高騰対策支援事業は，訪問・居宅事業所や通所・入所事業所，計２２事業者に対する支援金でございます。矢掛寮感染症対策は，町の救護施設矢掛寮への二酸化炭素濃度測定器，空気清浄機の購入費用でございます。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業は御覧のように２種類ありますが，まず，下の括弧，非課税世帯等は，国の施策であり住民税非課税世帯等に５万円を支給するもので，その上の括弧，均等割課税世帯は，矢掛町独自に対象を住民税均等割のみの課税世帯に広げ，同じく５万円を支給するものでございます。

続いて，４款衛生費でございます。家庭の省エネ対策加速化事業は，エコ給湯等の省エネ設備更新に対する補助で，現在県補助金を財源として実施している事業へのこのたびの臨時交付金を活用した追加計上でございます。医療機関，電力料金等価格高騰対策支援事業は，町内１４医療機関に対する支援金でございます。

続いて，５款農林水産業費でございます。農業資材等価格高騰対策事業は，農業を営む個人や法人に対して，収入金額に応じて補助金を支給する事業でございます。農業共済収入保険助成事業は，農業共済収入保険加入者の保険料に対する助成金でございます。

歳出は以上で，歳入については下の財源内訳の欄を御覧いただきたいと思います。

特定財源は国庫支出金で，内訳は，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が 5,978 万5,000 円と電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業補助金，これが 6,946 万 4,000 円でございます。一般財源は，普通地方交付税でございます。

以上で，一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長（花川大志君）　町長からの提案理由の説明並びに担当課長からの議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第６１号は，所管の予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたいと考えますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，議案第６１号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）については，予算決算常任委員会に付託することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第５　議案第６２号　工事請負契約の締結について｛都市再生整備計画事業　（仮称）西町イベント広場（観光交流施設）建築工事の請負契約の締結｝

〇議長（花川大志君）　日程第５，議案第６２号の請負契約締結案１件を議題といたします。提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

〇町長（山岡　敦君）　それでは，議案第６２号，工事請負契約の締結について，提案理由を御説明申し上げます。

本議案は，都市再生整備計画事業（仮称）西町イベント広場（観光交流施設）建築工事の請負契約を締結したいので，地方自治法第９６条第１項第５号の規定に基づきまして，この議会に提出し，議決を求めるものでございます。

詳細につきましては，企画財政課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

〇議長（花川大志君）　次に，議案の説明を求めます。企画財政課長。

〇企画財政課長（松嶋良治君）　議案第６２号，工事請負契約の締結について，御説明申し上げます。

記の１で，工事名が都市再生整備計画事業（仮称）西町イベント広場（観光交流施設）建築工事でございます。２施工位置は，矢掛町矢掛地内で，３契約の方法は，指名競争入札で，去る１０月５日に８社を指名いたしまして，入札を行いました。その結果，最低価格で入札した株式会社共生が落札いたしました。落札率は，88.9 パーセントで，請負金額は１億 5,180 万円，消費税込でございます。

工期は，契約の日から令和５年１０月３１日まででございます。

工事概要につきましては，資料のほうで説明させていただきますので，資料番号１をお開きください。表紙をおめくりいただきまして，Ａ３の１枚の資料になります。左上が位置図でございます。赤い部分が今回の工事場所でございます。その下に工事概要を載せております。工事場所は，岡山県小田郡矢掛

町矢掛3153で，敷地面積は1,327.75平方メートル，401.64坪でございます。建築物は３棟で，建築面積は観光交流施設が116.68平方メートル，大屋根が105.00平方メートル，回廊が51.07平方メートルでございます。

その下へ完成イメージ図，そして右側に観光交流施設の図面を載せております。観光交流施設は，旧山陽道沿いに矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区保存活用計画の修景基準に基づいた外観を有する建築物としており，一階には，一番下の図面でございますが，展示室やトイレ，待合室，交流室。二階は，真ん中の図面ですが，倉庫，研修室となっております。また，マルシェ開催時等にも活用できる回廊と休憩場所やイベント開催などで使用する大屋根の計３棟を整備するものでございます。

議案の説明は，以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　町長から提案理由の説明並びに担当課長からの議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。質疑はございませんか。８番石井君。

○８番（石井信行君）　お尋ねします。完成イメージ図の所に一番後ろのイベント広場の右側の部分に影があって，その向こう通り抜けができるようになっているように見えるんですが，災害物資を入れる倉庫などを貯蔵すると二階を利用するという説明が以前ありましたので，災害関連でいろんな車両が出入りするのに，一番この道路に面した一番右側の東側の所，車両が入っていって抜ける部分が必要なんではないかと思いますが，それはありますか。お尋ねします。

○議長（花川大志君）　石井君。本件は入札の業者，契約の締結，これが審議題でございますので，その内容につきましては，特にここでですね，執行部が答えることはないと思いますが，なお執行部が答えたいのなら答弁を許しますが，どうですか。

（発言する者あり）

○議長（花川大志君）　わかりました。石井君，この件については，全員協議会でも説明がありましたので，執行部は答弁はしないということでございますから，改めて石井君，そのものはまたいろいろとお問い合わせになってください。

そのほか，質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りします。議案第６２号は，原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，議案第６２号，工事請負契約の締結について｛都市再生整備計画事業　（仮称）西町イベント広場（観光交流施設）建築工事の請負契約の締結｝は，原案のとおり可決することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（花川大志君）　お諮りします。ここで予算決算常任委員会開催のため，暫時休憩を取りたいと考えますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，暫時休憩いたします。

ここでお知らせいたします。この後，９時５０分から３階大会議室で予算決算常任委員会を開催いたしますので，委員の皆様はそれぞれ御参集ください。休憩。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第６　委員長報告　議案第６１号　令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）について

○議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き，会議を開きます。

日程第６，議案第６１号を議題とし，委員長報告を行います。

議案審査が終了しましたので，審査概要を報告していただきます。予算決算常任委員長田中輝夫君，お願いいたします。５番田中君。

○５番（田中輝夫君）　それでは，予算決算常任委員会委員長報告を行います。

本日の本会議において付託を受けました，議案第６１号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）について，議案審査のため本日午前９時５０分より予算決算常任委員会を開催し，全委員出席のもと，町長以下関係職員の出席を求め，質疑応答により慎重に審議いたしました。

詳細な内容につきましては，会議録を御覧いただくこととして概要について御報告いたします。

本委員会に付託されました，議案第６１号，令和４年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）についての審査内容でありますが，民生費では，電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業について，対象者の非課税世帯及び均等割課税世帯の把握状況はどの様になっているのか。衛生費では，医療機関電力料金等価格高騰対策支援事業については，対象となる医療機関の数について。農林水産業費では，農業資材等価格高騰対策事業について，事業制度の内容についてなどの質疑応答を行い，事業内容を確認いたしました。

審査の結果，全会一致で原案を了とした次第であります。

なお，執行部におかれましては，本委員会での意見・要望等に十分留意され，なお一層，適切な事務事業の執行に努められますよう求めるものであります。

以上が，予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。不足の点がありましたら，他の委員さんの補足をお願いいたしまして，予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（花川大志君）　委員会におえる付託案件の審査報告がありました。

それでは，委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第６１号は，原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，議案第６１号，令和４年度矢掛町一般会計補正

予算（第４号）については，原案のとおり可決いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（花川大志君）　以上で，本日提出されました議案の審議は，全て終わりました。

お諮りします。議会運営委員会の活動並びに各常任委員会の所管部分の調査・研究については，議会での継続審査の議決が必要であります。したがって，次期議会の会期，日程等の議会運営は，閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会での調査・研究につきましては，閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，次期議会の会期，日程等の議会運営につきましては，閉会中の議会運営委員会の継続審査に，また，各常任委員会の調査・研究につきましては，閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

さらに，お諮りいたします。本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しましたので，会議規則第７条の規定により，本日をもって第６回矢掛町議会第３回臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，これをもって第６回矢掛町議会第３回臨時会を閉会することに決しました。

閉会にあたり，町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山岡　敦君）　閉会にあたりまして，一言御礼の御挨拶を申し上げます。

令和４年第６回矢掛町議会第３回臨時会につきましては，一般会計補正予算並びに契約議決の２件の上程でございましたが，慎重な御審議を賜り，原案のとおり御決定をいただき，まことにありがとうございました。

一般会計の補正予算につきましては，物価高騰の影響を受けている皆様の負担軽減となるよう，速やかな事業実施を行います。また，西町イベント広場の工事につきましては，商店街の新たな観光施設として宿場町を盛り上げる。そして，にぎわいと防災の新たな拠点となるよう，一生懸命取り組んでまいります。

今月に入って急に寒さが増してまいりました。議員の皆様におかれましては，くれぐれも御自愛を賜りますようお願い申し上げますとともに，今後とも，一層の御支援とそして御協力を賜りますよう，よろしくお願い申し上げまして，閉会の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（花川大志君）　以上をもちまして，臨時会を閉じます。

皆さん，お疲れ様でした。閉会。

午前１０時２９分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員